

對新舊
陸軍刑法義解

附同施行法註釋

窓月居士著

新舊對照
陸軍刑法義解

附同施行法註釋

東京 陸參堂發行

明治
41 5 16
丙午

序

法典編纂は明治聖代の偉業なり曩に普通刑法改正せられ今又軍刑法改正せられ共に近く之か實施を見んとす茲に於てか我國刑罰權の基礎更に鞏固を加ふ

恭しく惟みるに憲法の條章は昭々乎として大元帥陛下統帥の下に吾人國民に光榮ある兵役の義務を負はしむ而して軍紀を振作し軍隊を保護し以て國威の發揚を圖るは多く軍法の任務なり然るに刑罰法專攻の學者及一度は必ず之に支配せらる

へき同胞は之か研究を等閑に附す殊に往々職に軍務にあるものも之を以て武人の任に非すと爲す是れ果して口に法治を説き筆に戦勝を誇る國民の本分に背かざるか

明治の初め軍防裁判所兵部省の時代は暫く措くも明治十四年現行法の公布せられて茲に貳拾有餘年輓近學界の趨勢は漸く獨逸の保守主義を破りて公開上訴辯護の制度を認めんとす而も坊間の註釋書は多く陳套に歸し立法の精神犯罪行爲の法理を知るを得ず豈に我學界の一大缺陷にあらずや

余素淺學何そ片々たる一小冊子を以て法理の精粹を極めたりと謂はんや唯實務に當る者の爲めに聊か其梗概を示さんとするのみ末尾に本法施行法の簡明なる註釋を附したるか如きも亦此意に外ならず而も此改正の機を逸するを憂へ勿惶の際推敲に違あらず或は誤りなきを得ず異日之を改むることを誓ふ

余は茲に特に諸子か普通刑法を研究せられんことを望む假令特別法たる本法を攻究するも普通法たる刑法を學ばずんば其研究は不具なり余も亦他日

普通刑法の一部を解き以て諸子の研究に資する所
あるへし

明治四十一年晩春柏木の僑居にて

著者識

凡例

- 一 (改)ハ改正ノ要點及理由(義)ハ條文ノ義解ノ略ナリ但シ便宜(改)ノ下ニ義解ヲ叙シ(義)ノ下ニ改正ノ理由ヲ述フルコトアリ
- 改正ノ要點及理由ト義解トハ章ノ初ニ全體ヲ通シテ説明シ後各條ニ及フ
- 一 説明中舊法トハ明治十四年第六十九號布告現行陸軍刑法ヲ指シ新法トハ明治四十一年法律第四十七號ノ改正法ヲ示ス
- 一 舊法總則ノ各章ハ殆ント削除セラレ新法之ニ對照スヘキモノナシ故ニ省ク

對新舊陸軍刑法義解 附同施行法註釋

目次

總論	一
第一編 總則	三
第二編 罪	三二
第一章 叛亂ノ罪	三二
第二章 擅權ノ罪	四六
第三章 辱職ノ罪	五〇
第四章 抗命ノ罪	六九
第五章 暴行脅迫ノ罪	七四
第六章 侮辱ノ罪	八八
第七章 逃亡ノ罪	九〇

目次

一

第八章	軍用物損壞ノ罪	九五
第九章	掠奪ノ罪	一〇五
第十章	俘虜ニ關スル罪	一一二
第十一章	違令ノ罪	一二〇

附 錄

陸軍刑法施行法註釋	一
-----------	---

新舊陸軍刑法義解

附同施行法註釋

窓 月 居 士 著

總 論

一 改正陸軍刑法ハ如何ナル主義ニヨルカト云フニ軍事ナル客觀的ノ事項ト軍人ナル主觀的ノ身分トヲ折衷シタルモノナリ換言スレハ軍事ノ神聖ヲ保チ發展ヲ圖ルヲ第一ノ主眼トシ次テ之ニ從事スル軍人ノ面目ヲ維持シ善良ナラシムルコトヲ努メタリ故ニ犯罪ノ主體ヲ軍人ニ限ラサルト同時ニ軍人タルノ故ヲ以テ凡テノ行爲ヲ本法ニ依リテ決スルコトヲ爲サ、ルナリ(第一條第二條參照)

一 本法ニ普通刑法ト同一ノ罪ニ付キ規定シタルハ普通刑法ノ規定ニテハ本法ノ目的ヲ達スルヲ得ストシタル場合ナリ

一 法ニ普通法ト特別法ト區別アリ其標準ハ左ノ三個ナリ

イ 法ノ行ハルヘキ土地ヲ標準トスル區別

ロ 法ノ行ハルヘキ人ヲ標準トスル區別

ハ 法ノ行ハルヘキ事實ヲ標準トスル區別

總 論

陸軍刑法ヲ以テ特別法ナリト云フハ其行ハルヘキ人カ主トシテ特別ノ資格アル人ニ限ラル、ヲ以テナリ常人ヲ加ヘタルハ例外ト見ルヘキモノナリ之ニ對シテ刑法ハ普通法ナリ

又法ノ行ハルヘキ事實ニ就テ見ルモ陸軍刑法ハ主トシテ軍事ニ關スルヲ以テ特別法ナリト云フヲ得

此區別ノ實益ハ特別法ハ普通法ニ先チテ適用セララル、點ニアリ

此觀念ハ舊ニ法典ト法典トノ間ニアルノミナラス一法典中ノ各條相互ノ間ニモ存在ス即チ大體ヲ定メタル條文ト或特別ナルコトニ付キ定メタル條文トノ關係モ亦普通法、特別法ト同一ニシテ特別ナル事情ノ下ニアル法文ハ先ニ適用セララル、ヲ原則トス

一 軍刑法ノ目的ハ軍ノ保護ナリ間接ニハ其發達ヲ期スルニアリ其必要以外ニ出ツルモノニアラス學者ノ喋々モ畢竟是ニ過キス正義ヲ云々シ復讐ヲ叫フカ如キハ近世法理ノ許サ、ル所ナリ

改正一般ノ理由

現行陸軍刑法ハ明治十四年ノ公布ニ係リ爾來二十有餘年世界文明ノ進化著シク殊ニ帝國ノ文運ハ殆ント隔世ノ感アリ從テ軍事上ニ於テモ改革セラレタル所頗ル多ク到底現行法ヲ以テシテハ軍紀ヲ維持シ軍隊ヲ保護シ以テ我軍事ノ維持發達ヲ期スルヲ得ス是レ改正ノ一大理由ナリ

若夫レ上訴及辯護制度ノ新設ニ至リテハ其性質上自ラ本法ニ規定スヘキニアラス近キ未

來ニ於テ改正セララルヘキ治罪法ノ公布ヲ得テ識者ノ満足ヲ得ンカ

改正一般ノ要旨

改正セラレタル點ノ詳細ナル説明ハコレヲ各條ニ讓リ茲ニハ唯主要ナルモノ、ミニ止ム

改正セラレタル點ノ詳細ナル説明ハコレヲ各條ニ讓リ茲ニハ

一 舊法ノ總則ハ大部分ハ之ヲ削除シテ普通刑法ニ依ラシメ特ニ軍事ニノミ關スルモノヲ殘存セシメタリ是レ殆ント同一ノ事項ヲ雙方ニ定ムルノ煩ヲ避ケタルカ爲メナリ
(改正刑法第八條參照)

一 新法ハ刑ノ範圍ヲ擴張シタリ

社會ニ起ル現象ハ千差萬別ニシテ單一ノ條規ヲ以テ律スヘキモノニアラス然ルニ舊法ハ舊普通刑法ト同シク自由裁量ノ範圍極メテ狭ク刑罰ノ目的ヲ達スルニ遺憾多シ是レ新法カ最新ノ學說ニ依リ刑ノ範圍ヲ擴張シ以テ各場合ニ於テ適切ナル裁判ヲ爲スヲ得セシメントスル所以ナリ

一 新法ハ沒收ノ外附加刑ヲ廢セリ

イ 剝奪公權、停止公權、公權ヲ行フ資格ニ就テハ各特別法ニ規定スルヲ便利トセルナリ敢テ法令全體ヨリ削除セルニアラス

ロ 剝奪 文武官ノ任免ハ憲法第十條ニ於テ天皇ノ大權ニ屬スルヲ以テ刑法ニ規定スルヲ穩當ナラストセルナリ

ハ 禁治産 禁治産ハ單ニ民法上ノ制度ニシテ財産保護ノ趣旨ニ出ツ故ニ削除ス

- ニ 監視 ハ新法ノ如ク刑ノ範圍ヲ擴張セル以上別ニ存セシムルノ必要ナシ
- 一 新法ハ本法ノ土地ニ關スル效力ヲ定ム
- 是レ舊法ニ全ク缺クル所ナルモ法律ノ目的ヲ達スル必要上帝國ノ領土外ニモ其效力ヲ及ホスコトセリ
- 一 併合罪累犯モ全部普通刑法ニ依ル(改正刑法第九章第十條參照)
- 一 共犯ハ軍人ニ非ルモノトノ間ニモアリ(改正刑法第六十五條)身分ノ有無ニテ共犯トナラストノ説アリシヲ否定シタルナリ
- 一 重罪輕罪ノ區別ヲ廢セリ
- 此區別ハ罪質上明瞭ナル標準ナク唯科スヘキ刑名ニ依リテ爲スニ過キス故ニ廢シタルナリ
- 一 章ヲ改メタリ
- イ 結黨及詐欺ノ二章名ヲ削ル
- 是レ理論上他章ニ入ルヘキモノナルヲ以テナリ即チ舊法第十章ハ其目的違令ニアリ若シ其手段ヨリ見テ結黨罪トナスナラハ他ニモ多ク此章ニ入ルヘキモノアリ而モ舊法ハ之ヲ除ク理論一貫セス故ニ改ム
- 又舊法第九章ハ其性質自己ノ盡スヘキ職務ヲ怠リタルモノニシテ其他ノ辱職罪ト區別スヘキ理由ヲ見ス故ニ改ム
- ロ 舊法ノ暴行ヲ暴行脅迫ノ罪ト改ム

暴行脅迫ハ二者輕重スヘカラス舊法ハ脅迫ニ就テ其規定粗ニ失ス且暴行ト脅迫ハ區別アリ故ニ改ム

- ハ 『軍用物損壞ノ罪』 『俘虜ニ關スル罪』ヲ新設セリ舊法ノ暴行ノ罪ノ一部ヲ取りテ軍用物損壞ノ罪ヲ新設シタルハ元來暴行ハ身體ニ對スル不法ノ腕力ニシテ物ニ對スルモノニアラス舊法ハ之ヲ混同シタルヲ以テナリ
- 俘虜ニ關シ舊法ハ第一百十二條以下ニ違令ノ罪トシタルモ便宜之ヲ別ニシタルモノナリ之レハ最近國際法ニ於テ特別ニ研究セラレ法律上特種ノ領域ヲ與フルノ必要アルヲ以テナリ
- ニ 右ノ外或章下ニアル條文ヲ増減シタル所多シ各章ノ說明ヲ見ヨ
- ホ 第一編ノ章ヲ廢シタルハ主トシテ普通刑法ノ規定ニ讓リタル當然ノ結果ナリ
- 一 新法各章ノ終リニ未遂罪ハ之ヲ罰スト定メ舊法ニ此事少ナキハ何故ナリヤト云フニ舊法ハ重罪輕罪ト區別シ重罪ノ未遂罪ハ常ニ之ヲ罰ストシ輕罪ハ罰スヘキ場合ニ特ニ明言ストセルモ新法ニハ此重輕ノ區別ナキヲ以テ法律ハ必要ナル場合ニハ條文ヲ指シテ之ヲ明言セリ
- 一 新法ハ軍人ノ範圍ヲ擴張シタリ舊法ハ在郷軍人ヲ單ニ召集中ト限レルモ狹キニ失シ且權衡ヲ失スレハナリ(第八條參照)
- 一 犯罪ノ輕微ナルモノヲ削レリ主トシテ過失懈怠ニ依ルモノナリ之レ本法ニ規定スヘ

改正陸軍刑法 舊陸軍刑法

改正ノ理由及義解

陸軍刑法 第一編總則

陸軍刑法 第一編總則

第一條 本法ハ陸軍軍人ニシテ罪ヲ犯シタル者ニ之ヲ適用ス

○

(義) 總則トハ各犯罪ニ共通ナル規定ヲ云フ然レトモ本法定ムル所ノ總則ハ單ニ本法ニ特別ナルモノ、ミヲ掲ク故ニ讀者ハ他ニ普通法タル刑法ニ總則アルヲ忘ルヘカラス蓋シ本法ノ解決ハ普通刑法ノ研究ニ俟ツコト多ケレハナリ
(改) 舊法ハ犯罪主體個々ノ意義ヲ定メタルモ犯罪主體ニ關スル總括的規定ナシ故ニ設ク
(義) 本法ハ原則トシテ犯罪ノ主體即チ本法ノ適用ヲ受クル犯罪者ハ陸軍軍人ナルコトヲ定ム是レ軍事ニ最モ直接ニ關與スルモノハ軍人ナレハナリ本條ハ軍人ナル身分ヨリシテ定メタルモノナレハ其犯罪行為ノ種類ニ關係ナク苟モ本法ニ定ムル犯罪ナランカ悉ク犯罪ノ主體トナリ得ルナリ

第二條 本法ハ陸軍軍人ニ非スト

第十二條 第八十

(改) 本條ハ舊法第十二條第十三條ヲ修正シタルモノナリ

雖左ニ記載シタル罪ヲ犯シタル者ニ之ヲ適用ス

條第八十一條第八十六條第八十七條第八十八條第八十九條第九十條

一 第六十四條乃至第六十七條ノ罪及此等ノ罪ノ未遂罪

第十條第九十五條第九十條第十一條第一百十二條第一百十三條

舊法第十二條前段ノ行為ハ新法ニ於テ認メラレサル犯罪ハ別トシテ凡テ新法ニ於テモ軍人ニ非サルモノニモ適用セラル新法ニ於テ認メラレサル犯罪トハ舊法第一百五條第一百十四條ヲ云フ

二 第七十四條ノ罪

條第十四條第一百十五條第一百十六條ニ掲クル所ノ罪ヲ犯ス者ハ

舊法第十二條後段ノ行為ハ新法ニ於テ共犯トシテ罰セラル、ナリ(刑法第六十五條參照)

三 第七十九條乃至第八十五條ノ罪

條第十六條第十七條第十八條第十九條第二十條

舊法第十三條ニ掲クルモノニ就テハ新法ハ軍人ニ非サルモノニハ適用セサルコト、セリ其理由ハ改正普通刑法第八十一條以下ニ詳細ナル規定アルカ爲メナリ

四 第八十六條乃至第八十九條ノ罪

條第二十一條第二十二條第二十三條第二十四條第二十五條

(義) 本條ハ犯罪ノ主體ヲ定メタルコトハ前條ト同一ナルモ前條ハ犯人自身ノ身分ヨリ觀察シテ之ヲ定メ本條ハ犯罪行為ノ性質ヨリ觀察シ

乃至第八十九條

條第二十六條第二十七條第二十八條第二十九條第三十條

右ノ外大差ナシ

條ノ罪

五 第九十一條

乃至第九十三條ノ罪及第九十一條、第九十二條ノ未遂罪

六 第九十五條

第一項、第九十六條、第九十七條第二項及第九十九條ノ罪

十七條第一百八條第一百九條第

百二十條ノ罪ヲ犯サシムル者ハ軍人ニ非ラスト雖モ亦軍人ト同ク論ス

第十三條 敵前軍

中若クハ臨戰合圍ノ地ニ在テ第五十三條第五十四條第五十六條第五十七條第五十八條第五十九條第六十條第六十一條ニ掲クル所ノ罪ヲ犯ス者

ヲ定ム即チ前者ハ主觀的ニシテ後者ハ客觀的ナリ

右二箇條ヲ總括スルトキハ犯罪ノ主體ハ

一 陸軍軍人(第一條第八條第九條參照)

二 非陸軍軍人ニシテ第二條列舉ノ罪ヲ犯シタルモノ

是レナリ

本條ニ列舉シタル犯罪ヲ見ルニ軍人タル身分ナクシテ犯スコトヲ得且ツ軍人タル身分ニ重キヲ措カサルモノニ係ル詳細ハ各條ヲ見ヨ

第三條 本法ハ前

二條ニ記載シタル者帝國外ニ於テ罪ヲ犯シタルトキト雖之ヲ適用ス

ハ軍人ニ非ス雖此刑法ニ依テ處斷ス但其豫備若クハ陰謀ニ止マル者ハ第六十二條第六十三條ニ照シテ處斷ス

(改)

舊ニ全クナキ所ナリ元來一國ノ法律ノ效力ハ其領土ヲ出テサルモノナルモ交通ノ發達外國ト交ヲ修ムル以上ハ刑罰權行使ノ必要ハ擴充セラレサルヲ得ス茲ニ於テカ屬地主義ニ加フルニ屬人主義ヲ以テスルニ至レリ

(義)

本條ハ本法ノ土地ニ關スル效力ヲ定ム帝國外トハ帝國ノ領土外ノ意ニシテ領海ハ帝國外ニアラス帝國ノ軍艦船舶カ帝國外ニ在ル時ハ如何軍艦ハ浮ヘル領土ナリトノ說ハ論理ニ合セストスルモ主權ヲ代表スルヲ以テ帝國

第四條 帝國軍ノ
占領地ニ於テ陸
軍軍人刑法又ハ
他ノ法令ノ罪ヲ
犯シタルトキハ
之ヲ帝國内ニ於
テ犯シタルモノ
ト看做ス

○

内ト看做スヲ妨ケヌ軍艦ニ非サル船舶ハ主權
ヲ代表セサルヲ以テ理論上帝國内ト看做スヲ
得サルモ便宜上之ヲ同視セリ（改正刑法第一
條第八條參照）
本條ハ改正刑法第二條ノ例外トナルモノナリ
即チ第一條ノモノ及ヒ之ニ準スルモノ又ハ第
二條ノ行爲ヲ爲シタル常人ノ犯罪ニ對シ其内
外ニ依テ區別セサルナリ（改正刑法第二條乃
至第四條參考）
（改） 前條ヲ以テ帝國外ニ於ケル陸軍刑法ノ適用
ハ明カナルモ夫レ以外ノ刑罰法令ニ就テハ本
條ニ定ム
陸軍刑法ハ帝國内ニ於テ犯罪タルモノハ帝國
外ニ於テモ凡テ犯罪ナリトシタルモ本法以外
ノ刑罰法令ニ於テハ之ヲ區別シ帝國内ノ行爲
ニ就テハ犯罪ノ全般ニ及フモ帝國外ノ行爲ニ
就テハ全般ニ及ハサルヲ原則トセリ從テ軍人

陸軍軍人ニ非ス
ト雖帝國臣民、
從軍外國人及俘
虜ノ犯シタルト
キ亦前項ニ同シ

モ本法以外ノ刑罰法令ニ關シテハ改正刑法第
二條乃至第四條ニ列舉シタル犯罪ニ限ルヘキ
ナリ但シ占領地ハ單純ナル帝國外ノ地ト同視
スヘカラサルヲ以テ帝國内ニテ犯シタルモノ
ト看做シ犯罪全般ニ及フコト、セリ是ニヨリ
テ占領地ニ於ケル秩序ヲ保ツコトヲ得ルナリ
但シ本條ハ犯罪ノ主體ヲ限定セルヲ以テ從軍
セサル外國人ノ犯罪ニ就テハ改正刑法第二條
ニ依ルヘシ其他ハ正ニ刑法第二條以下ニ對シ
一大例外ヲ爲スモノナルコトヲ注意スヘシ
（義） 帝國軍ノ占領地トハ帝國軍隊カ敵國領土内
ニ侵入シ敵國軍隊ヲ撤退セシメ自ラ代リテ占
有シタル土地ヲ云フ占領ハ單ニ一時敵國ヲシ
テ占有ヨリ生スル利益ヲ喪失セシムルニ過キ
スシテ是レカ爲メニ領土ヲ獲得スルニアラス
故ニ帝國内ニハ非ラス而モ事實上殆ント自國
内ト區別スルヲ得ヌ茲ニ於テカ帝國内ニ於テ

第五條 帝國外ニ在ル部隊ニ屬シ若ハ從フ者又ハ之ニ俘虜タル者其ノ部隊ノ所在地ニ於テ刑法又ハ他ノ法令ノ罪ヲ犯シタルトキ亦前條ニ同シ

○

犯セル罪ト同一視セルナリ
帝國臣民トハ帝國ノ國籍ヲ有スルモノ外國人トハ帝國ノ國籍ヲ有セサルモノナレハ無國籍者ヲモ含ム軍人ニ非サル帝國臣民ハ勿論從軍シタル外國人（觀戰等ノ爲メ從軍ヲ許可セラレタルモノ）俘虜ハ我軍令ヲ守ルヘキモノナルヲ以テ軍人ト同視セリ
(改) 本條モ亦刑法第二條乃至第四條ノ例外タルコト前條ト同シ是レヲ同視セルハ帝國外ナルモ我カ部隊ニ從フカ又ハ屬スルモノ及俘虜ハ普通人ト其狀態ヲ異ニシ其關係密ナルヲ以テナリ
(義) 本條ハ帝國軍ノ占領地ニ非サル場合ニ就テ定ム其部隊ニ屬シ又ハ屬セスシテ從フ者及俘虜ニシテ必ス其部隊ノ所在地ニテ爲セル犯罪ナルヲ要ス是レ所在地ニアラサレハ帝國內ニ於テ犯シタルモノト看做スヘキ理由ナキヲ以

二三

第六條 陸軍ト共同作戰ニ從フ海軍軍人ニ對スル行爲ハ其ノ職務、官等、等級又ハ階級ニ相當スル陸軍軍人ニ對スル行爲ト看做ス
第七條 陸軍ト共同作戰ニ從フ外國ノ陸海軍ニ屬スル者ニ對スル行爲ハ其ノ職務、官等、等級又ハ階級ニ相當

○

テナリ部隊ノ意義ハ後ニ説ク
(改) 海軍軍人カ陸軍ト共同シテ戰爭ニ從事スル時陸軍軍人カ海軍軍人ニ對シテ爲セル犯罪行爲ニ就テ定ム
(義) 本條ノ場合ニハ職務（例師團長大隊長）官等（例大佐中佐）等級（上等兵一等卒）階級（大將ヨリ一兵卒マテノ階段）ニ相當シタル陸軍軍人ニ對シテ爲セル行爲ト同視セリ是レ素ヨリ至當ナリ
(改) 本條ハ外國ト共同作戰ニ從事スル場合ニ其外國軍人ニ對スル行爲ニ就テ定ム
(義) 本文ハ別ニ説明ノ要ナシ但書ハ此種ノ行爲カ外國軍ニ屬スル者ニアリタルトキニ同一ノ制裁ヲ爲スノ條件ナクシテハ罰セサルノ意ナリ是レ不公平トナルノ嫌アレハナリ

第二編 總則

三三

スル陸軍軍人ニ
對スル行爲ト看
做ス但シ其ノ外
國ニ於テ同一ノ
取扱ヲ爲スコト
ヲ保セサル場合
ハ此限ニ在ラス

第八條 陸軍軍人

ト稱スルハ左ニ
記載シタル者ヲ
謂フ

- 一 陸軍ノ現役
ニ在ル者但シ
未タ入營セザ
ル者及歸休兵
ヲ除ク
- 二 召集中ノ在

第三條 軍人ト稱

スルハ將官及ヒ
同等官上長官士
官下士諸卒ヲ謂
フ

第十一條 豫備後

備ノ軍籍ニ在ル
者ハ召集中ノ外
此刑法ニ依テ處
斷スルコトヲ得

(改)

舊法ヨリモ廣クナレリ單ニ陸軍軍人ト云フ
モ其範圍明カナラサルヲ以テ本條ニ之ヲ列舉
シ次條ニ之ニ準スルモノヲ定メテ以テ第一條
ノ犯罪主體ノ意義ヲ明ニセリ

(義)

一 現役ニ在ル者ト汎ク云フトキハ身體檢
査ニ合格シ現役兵ニ當籤シタル者ノ凡テヲ
包含ス此意義ニ於テ未タ入營セサル者及歸
休兵モ現役ニ在ル者ト云フヘキモ事情大ニ
異ナリ本法ヲ適用スルノ必要ナキヲ以テ之
ヲ除外セリ

郷軍人

- 三 召集ニ依ラ
ヌ部隊ニ在リ
テ陸軍軍人ノ
勤務ニ服スル
在郷軍人
- 四 前二號ニ記
載シタル者ノ
外陸軍ノ制服
着用中又ハ現
ニ服役上ノ義
務履行中ノ在
郷軍人
- 五 志願ニ依リ
國民軍隊ニ編
入セラレ服務
中ノ者

ス但此刑法ニ特
例アル者ハ此限
ニ在ラス

二 召集中ノ在郷軍人

本法ハ原則トシテ現役ニ在ル者ヲ軍人ノ主
タルモノトシ以下之ト状態ヲ同フスルモノ
ヲ掲ク在郷軍人ハ普通本法ノ適用ヲ受ケサ
ルモノトスルモ召集中ハ現役者ト毫モ異ナ
ルナキヲ以テ茲ニ掲ク苟モ召集中ナラハ原
因ヲ問ハス充員、臨時、國民兵、演習、教育、
補缺ノ各召集ヲ含ム

在郷軍人ノ意義ハ第十三條ニ定ム

三 召集ニ依ラスシテ部隊ニ在リテ陸軍軍人
ノ勤務ニ服スル在郷軍人

召集ナル手續ニ依ラスシテ部隊ニ在ルトハ
憲兵、聯隊區司令部ノ書記、滿州獨立守備
歩兵隊等ノ如キ志願ニ依リテ陸軍軍人ノ勤
務ニ服シアルモノヲ云フ

四 前二號ニ掲タルモノ、外ニテ在郷軍人カ
制服着用中(服裝規則參照)ナルカ又ハ現ニ

服役上ノ義務履行中（應召途中、簡閱點呼等ノ場合）ナル時ハ本法所謂陸軍軍人ナリ
五 志願ニ依リ國民軍隊ニ編入セラレ服務中ノ者

單ニ國民兵役ニ在ルニ過キサルハ在郷軍人タルモ本法ノ軍人トスヘキ理由ナシ而モ現ニ其軍隊ニアリテ服務中ノモノナル時ハ別視スヘカラサルヲ以テナリ國民兵役ヲ終リタルモノカ志願セル場合モ含ム

(改)

舊法第九條ヲ修正ス舊法ニナキモノニテ加ヘタルハ海軍軍人ナリ海軍軍人カ陸軍軍人ニ非サルハ言フ俟タサレトモ陸軍ノ勤務ニ服スル場合ニ於テ之ヲ除外センカ陸軍ノ秩序ヲ維持スルコト難シ故ニ加フ

又第二項ヲ設ケタルハ陸軍所屬ノ學生生徒ハ現在ハ勿論將來學校制度ノ變遷ニ依リテ必スシモ軍人ニ準セシムルノ必要ナキモノヲ生セ

第九條 軍屬及ヒ
陸軍所屬ノ諸生
徒ハ總テ軍人ニ
同シ

第九條 左ニ記載

- シタル者ハ陸軍軍人ニ準ス
- 一 陸軍所屬ノ學生、生徒
- 二 陸軍軍屬
- 三 陸軍ノ勤務ニ服スル海軍

軍人

前項第一號ニ記載シタル者ノ中特ニ除外スヘキ者アルトキハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

サルヲ期セス其都度本法ヲ變更スルハ當ヲ得ス之レ勅令ノ臨機ナル處置ニ委任セルナリ
又舊法ニハ單ニ生徒トセルモ其以外學生ノ稱アルヲ以テ修正セララル
(義) 本條ハ本法所謂陸軍軍人ニ非サルモ軍刑法ノ目的上之ニ準セシムルヲ要スルモノヲ列舉セリ海軍軍人ヲ準セシメタル理由ハ前ニ説ケリ學生生徒ハ將來軍務ニ服スヘク誓約シ現ニ軍令ニ支配セラレ軍屬ハ現ニ宣誓シテ軍務ニ從フヲ以テ軍人ニ準セシメタルナリ陸軍軍屬ノ意義ハ第十四條ニ定ム陸軍所屬ノ學生トハ砲兵工長ノ候補者ニシテ人民ヨリ志願シ現ニ砲兵工科學校ニアルモノ、如キヲ云フ他ニモアルモ多クハ軍人ニシテ學生ナルヲ以テ第八條ニ入ル陸軍所屬ノ生徒トハ士官學校、中央、地方幼年學校、戶山學校軍樂生徒隊等ノ生徒ヲ云フ

第十條 陸軍將校
 相當官、陸軍准
 士官、海軍將校、
 同相當官、海軍
 候補生及海軍准
 士官ハ陸軍將校
 ニ準ス陸軍士官
 ノ候補者ニシテ
 士官ノ勤務ニ服
 スル者亦同シ

第八條 將校同等
 ノ軍人ハ總テ將
 校ニ同シ

(改) 舊法第九條ニハ將校同等ノ軍人ハ將校ニ同
 シト云フモ如何ナルモノカ將校同等ナルヤヲ
 明ニセス往々疑ヲ生スルヲ以テ改正シ本條以
 下三ヶ條ヲ設ク

(義) 本條以下第十二條ハ軍人ナリヤ否ヤヲ定ム
 ルノ規定ニアラス如何ナルモノカ如何ナル階
 級ニ準スルヤヲ定メタルナリ

陸軍將校相當官(例主計、軍醫等)陸軍准士官
 (例特務曹長、砲、工兵上等工長等)海軍將校同
 相當官、海軍候補生及海軍准士官ヲ以テ陸軍
 將校ニ準セシム

陸軍士官ノ候補ハ之ニ準スルモノト否ラサル
 モノトアリ其標準ハ士官ノ勤務ニ服スルヤ否
 ヤニアリ士官ノ勤務ニ服スルモノニ限リテ將
 校ニ準セシメ他ハ第十一條第十二條ニアルカ
 如ク下士以下ニ準セシメタリ
 海軍候補生ハ凡テ將校ニ準セシメタルニ拘ハ

第十一條 陸軍士

官ノ候補者ニシ
 テ下士ノ階級ニ
 在リ士官ノ勤務
 ニ服セサル者ハ
 陸軍下士ニ準ス

○

(改) 本條ヲ設ケタルハ前條末段ニ於テ陸軍士官
 ノ候補者ハ全部將校ニ準セシメサリシ結果ト
 シテ士官ノ勤務ニ服セサルモノニ就テハ如何
 ナル階級者ニ準スヘキヤヲ定ムル必要アルヲ
 以テナリ

(義) 本條ハ陸軍士官ノ候補者ニ就テ定ム

下士ノ階級ニアリテ士官ノ勤務ニ服スルモノ
 ハ將校ニ準スルハ前條之ヲ定ム
 下士ノ階級ニアリテ士官ノ勤務ニ服セサルモ
 ノハ下士ニ準スルコト本條之ヲ定ム

(改) 陸軍ノ兵役ニ在リテ官等等級ヲ有セサルモ
 ノ及士官候補者ノ前二條ニ入ラサルモノニ就
 テ何レノ階級者ニ準スルヤヲ定ム
 (義) 兵役ニ在リテ官等等級ナキモノトハ輜重輸

○

第十二條 陸軍ノ
 兵役ニ在リテ官
 等、等級ヲ有セ
 サル者ハ兵卒ニ

準ス陸軍士官ノ
候補者ニシテ兵
卒ノ階級ニ在ル
者亦同シ

第十三條 在郷軍
人ト稱スルハ陸
軍ノ現役以外ノ
役ニ在ル者、陸
軍ノ現役ニ在リ
テ未タ入營セザ
ル者、陸軍ノ歸
休兵及退役陸軍
將校、同相當官、
准士官ヲ謂フ

第十四條 陸軍軍
屬ト稱スルハ陸
軍文官、同待遇
者及宣誓シテ陸
軍ノ勤務ニ服ス
ル者ヲ謂フ但シ
豫備又ハ退職ノ
文官ハ此ノ限ニ
在ラス

第十五條 海軍軍
人ト稱スルハ海
軍刑法ニ於テ海
軍軍人ト爲ス者
ヲ謂フ

卒其他ノ雜卒ヲ云フ
陸軍士官ノ候補者ニシテ下士ノ階級ニアルモ
ノハ前二條ニ定メタルヲ以テ本條ハ兵卒ノ階
級ニアル者ニ就テ定ム
右二者ハ共ニ兵卒ニ準スルナリ
要之以上ノ三ヶ條ハ上官等ノ意義ヲ知ルニ實
益アルモノナリ

(改) 本條ヨリ第十五條マテハ第八條第九條ニ用
ヒタル名稱ノ範圍ヲ定ム舊法ニ所謂豫備後備
ノ軍籍ニ在ル者トアルヲ改メテ在郷軍人トシ
且其範圍ヲ擴張セリ

(義) 陸軍ノ現役以外ノ役ニ在ル者トハ豫備、後
備、補充、國民ノ兵役ニ在ル者ヲ云フ未入營
者、歸休兵モ現役ナルモ本法ハ之ヲ現役ヨリ
除キテ在郷軍人ニ入レタリ(第八條參照)
退役トハ將校カ常備若クハ後備役ヲ退キタル
ヲ云フ

第四條 軍屬ト稱
スルハ陸軍出仕
ノ文官其他總テ
宣誓若クハ讀法
ノ式ニ由リ陸軍
ニ從事スル者ヲ
謂フ

(改) 本法カ舊法ヲ修正シテ讀法ノ式ニ由リテ陸
軍ニ從事スル者ヲ除キタルハ極メテ輕キ地位
ニアルモノナルヲ以テナリ
(義) 陸軍軍屬ノ意義ヲ定ム陸軍文官トハ判任官
以上ヲ云フ同待遇者トハ之レト同一ノ待遇ヲ
受タルモノヲ云フ
其他ノ者ニ就テ往々範圍不明ナルヲ以テ宣誓
ナル形式ヲ經テ勤務ニ服スルモノトセリ
宣誓ハ判任官以上(御用係准判任モ同シ)ニ行
フモノニシテ讀法ハ給仕、用使其他宣誓ヲナ
サ、ル者ニ行フモノトス、故ニ後者ハ新法ニ
於テ軍屬ニアラス
(義) 第十五條ハ本法ニ謂フ所ノ海軍軍人ノ意義
ヲ定メタルモノナリ別ニ説明セス海軍刑法ヲ
參照セヨ

第十六條 上官ト

稱スルハ命令關係アル陸軍軍人間ニ於テ命令權ヲ有スル者ヲ謂フ
命令關係ナキ者ノ間ニ於テハ官等 等級又ハ階級ノ上ナル者ハ但シ兵卒ハ下士勤務上等兵ヲ除クノ外總テ同等トス

第七條 上官ト稱

スルハ官等ノ上ナル者ヲ謂フ同等ト雖モ命令ヲ下ス可キ權ヲ有スル者其部下ニ於テハ上官ニ同シ上等卒及ヒ上等卒ノ職ヲ奉スル者其部下ニ於ル亦之ニ準ス

(改)

舊法第七條ヲ修正ス舊法ハ官等ヲ第一ノ標準トシタルモ新法ハ命令關係ヲ第一ノ標準トシタリ是レ至當ノ改正ニシテ上官ノ意義ニ合スルモノナリ
本條ハ上官ノ意義ヲ定ム上官下官トハ一ノ所屬系統ニ於ケル語ナルヲ以テ本條ハ第一ニ上官ナルモノハ命令關係アルモノ、間ニアルコトヲ明言セリ第二項ハ此嚴格ナル意義ニ於テ上官ニ非ルモ上官ニ準スルモノトシ以テ理論ト實際トニ合セシメタリ
命令關係トハ發令者ト受令者トノ連鎖ヲ云フ換言スレハ命令ヲ發スルノ權利アルモノト是レニ服従スヘキ義務アルモノトノ關係ナリ故ニ其所屬系統ヲ異ニスルトキハ此關係ナク從テ命令關係ナシト謂フヘシ
命令關係トハ例ヘハ師團長 各旅團長 各聯隊長 各中隊長 中隊附士官ノ如シ

第十七條 司令官

ト稱スルハ軍隊ノ司令ニ任スル陸軍軍人ヲ謂フ

第五條 司令官ト

稱スルハ一軍一團其他一部隊ト雖モ總テ其司令ニ任スル者ヲ謂フ

(改)

本條第一項ハ此關係アル軍人間ニ於テ命令權ヲ有スルモノヲ上官トセリ、此關係ナキモノ、間ニ於テハ官等階級等級ノ上ナルモノヲ上官ニ準セシム兵卒間ニハ上官ナキヲ原則トシ下士勤務上等兵ニ限り準上官トセリ

(義)

司令官ノ意義ヲ定ム苟モ軍隊ニ司令ニ任スル以上ハ其部隊ノ大小上下ヲ問ハヌ下士ノ一分隊ニ長タルカ如キハ含マストノ説アルモ余ハ之ヲ排斥ス何トナレハ其任ノ輕重ハアルモ司令ニ任スルハ爭ナキ所ナレハナリ況ンヤ新法ハ刑ノ範圍廣クシテ決シテ不權衡ニ陷ルコトナキニ於テオヤ

(改)

同一ナリ

(義)

哨兵ハ凡テ軍隊耳目ノ任ニ當ルモノニシテ銃前哨、單哨、複哨等種々アリ而シテ控兵、宿營ニアル哨兵モ等シク哨兵ナレトモ本法ノ所

第十八條 哨兵ト

稱スルハ儀仗又ハ警戒ノ爲守地ニ在ル陸軍軍人

第六條 哨兵ト稱

スルハ儀仗若クハ警戒ノ爲メ守地ニ在ル者ヲ謂フ

ヲ謂フ

フ

第十九條 部隊ト

稱スルハ陸軍ノ
軍隊、官衙、學
校、特務機關及
戰時ニ於ケル陸
軍ノ特設機關ヲ
謂フ

第二十條 軍中ト

〇

謂哨兵ニアラス

本法哨兵ト云フハ儀仗ノ爲メニスルト警戒ノ
爲メニスルトヲ問ハス現ニ守地ニ其職務ヲ執
リツ、アルモノヲ云フ

儀仗ノ爲メトハ主トシテ儀式ノ爲メニスルヲ
云フ即チ陸軍禮式第三編ニ示セシ 天皇、皇
族、將官ニ對シテ供スル儀仗衛兵ノ如キヲ云
ヒ警戒ノ爲メニスルトハ平戰兩時ヲ問ハス專ラ
不時ノ變ニ備フルモノヲ云フ

(改) 本條ハ舊法ニナキモ本法中部隊ナル文字ヲ
見ルコト多シ之レ其範圍ヲ定ムル所以ナリ

(義) 軍隊、官衙(例陸軍省、教育總監部、聯隊
區司令部等)學校(例士官、幼年學校等)特務
機關(例侍從武官府、公使館附武官等)及戰時
ニ於ケル特設機關(例兵站監部、同司令部、
運輸通信部等)ヲ部隊ト云フ

(改) 軍中ノ意義ニ就テ舊法ニ規定ナシ本法之ヲ

明ニセリ

(義) 左ニ説明スル部隊ニ在ル場合ヲ軍中ト稱ス
適用多シ

一 戰時ノ體勢ヲ執リタル部隊トハ動員ヲ爲
シタル部隊ヲ指ス
留守部隊(例留守師團司令部、補充隊等)衛
戍勤務ニ服スル後備又ハ國民諸隊戰地以外
ノ地ニ在ル輸送又ハ補給諸機關(例日露戰
争ニ於ケル宇品ノ運輸通信部 同宇品貨物
廠等ノ如シ)ニシテ對敵狀態ニ在ラサルモ
ノニ在ルハ軍中ニアラス

二 戰時ノ體勢ヲ執ラサルモ對敵狀態ニ在ル
部隊(例動員部隊ノ待命中ノモノ、如シ)
三 事變又ハ一地方ノ騷擾ニ際シ其鎮定ニ從
事スル部隊
事變トハ外國トノ交戦ヲ含マス内亂及之ニ
準スルモノヲ指ス

稱スルハ左ニ記

載シタル部隊ニ
在ル場合ヲ謂フ

- 一 戰時ノ體勢
ヲ執リタル部
隊但シ留守部
隊、衛戍勤務
ニ服スル後備
又ハ國民諸隊、
戰地以外ノ地
ニ在ル輸送又
ハ補給諸機關
ニシテ對敵狀
態ニ在ラサル
モノヲ除ク
- 二 戰時ノ體勢
ヲ執ラサルモ

對敵狀態ニ在
ル部隊
三 事變又ハ一
地方ノ騷擾ニ
際シ其ノ鎮定
ニ從事スル部
隊

第二十一條 陸軍
ニ於テ死刑ヲ執
行スルトキハ陸
軍法衙ヲ管轄ス
ル長官ノ定ムル
場所ニ於テ銃殺
ス

第十九條 陸軍法
衙ニ於テ死刑ニ
處スル者ハ皆之
ヲ銃殺ス
第二十條 死刑ハ
陸軍卿ノ命令ア
ルニ非サレハ之
ヲ行フコトヲ得
ス軍中若クハ合
圍ノ地ニ於テ特

(改) 舊法第十九條ヲ修正シタリ。死刑執行ノ手
續ハ本法ニ定ムヘキモノニアラス故ニ第二十
條ハ削除セリ

(義) 陸軍法衙部ニ於テスル死刑執行ノ場所ト方
法ヲ定ム
執行ノ場所ハ普通ノ監獄ノ如ク一定セス故ニ
該法衙部ヲ管轄スル長官(例師團長)之ヲ定
ム
執行ノ方法ハ銃殺トセリ普通刑法ト異ナルハ
一定ノ場所ナキト又戰地等ニ於テハ不便ナル

ヲ以テナリ

第二十二條 多衆
共同ノ暴行ヲ鎮
壓スル爲又ハ敵
前ニ在ル部隊ノ
急迫ニ臨ミ軍紀
ヲ保持スル爲已
ムコトヲ得サル
ニ出テタル行爲
ハ之ヲ罰セス
必要ノ程度ヲ超
エタル行爲ハ情
狀ニ因リ其ノ刑
ヲ減輕又ハ免除

權ヲ有スル者ア
ル時ハ其命令ヲ
以テ之ヲ行フコ
トヲ得
第十四條 此刑法
ノ罪ヲ犯スニ因
リ人ヲ殺傷スル
者ハ普通刑法第
三編第一章ニ照
シ重キニ從テ處
斷ス但此刑法ニ
特例アル者ハ此
限ニ在ラス

(改) 本條ノ規定ハ舊法ニ於テナク唯第十四條ニ
於テ刑法ノ規定ヲ適用スルニ過キス而モ軍事
ニ關スルコト刑法ノ規定ヲ以テ満足スルヲ得
ス更ニ本條ノ規定ヲ設ク蓋シ本條掲クルカ如
キ場合ニ於テ爲ス行爲カ罪トナルノ故ヲ以テ
遲疑逡巡センカ挽回スヘカラサルノ結果ヲ生
ス是レ法律カ刑法以外特ニ特種ノ場合ニ付キ
明確ナル規定ヲ設ケタルナリ
(義) 本條ハ急迫狀態ニ於ケル權利行爲ヲ定ム所
謂危急防衛ナルモノナリ
本條ノ行爲ハ普通ノ場合本法掲タル所ノ罪タ
ルモノナルモ本條定ムル場合ニ於テ爲セハ無
罪ト云フナリ

本條ノ行爲カ無罪タルニハ左ノ條件ヲ具備スルヲ要ス

- 一 多衆共同ノ暴行ヲ鎮壓スル爲メナルコト多衆共同ト云フカ故ニ少數ナルモノ及多數ナルモ共同セサルモノヲ含マス是レ鎮壓比較的容易ナルト暴行ノ程度モ輕微ナルヲ以テナリ、但シ少數ナルカ若クハ共同ナキ場合ト雖モ事情ニヨリテ刑法ニヨリ無罪トナルコトアルハ勿論ナリ
- 暴行トハ生命身體ニ對スル不法ノ腕力ナリ之ヲ鎮壓スル爲メニ爲シタルヲ要ス殺傷行爲ノ如キハ暴行ノ適例ナリ
- 二 又ハ敵前ニ在ル部隊ノ急迫ニ臨ミ軍紀ヲ保持スル爲メナルコト
- 敵前ナルコト、部隊カ急迫ノ状態ニアルコト、軍紀ヲ保持スル爲メナルコトヲ要ス自己一身ノ利害ノ爲メニスルカ如キハ包含セ

サルナリ

- 三 已ムコトヲ得サルニ出テタル行爲ナルコト
- 已ムコトヲ得サルニ出ツルトハ前掲二個ノ目的ノ爲メニ必要ナル程度内ニ於テスルコトヲ云フ故ニ
- イ 危害カ現在ナルコトヲ要ス、切迫シタルコトヲ要ス危害既ニ去リタル後ニ爲スハ防衛ニアラス復讐ナリ又切迫セサル將來ナルトキハ攻撃ナリ法文ニ鎮壓スル爲メト云ヒ急迫ニ臨ミト云フハ畢竟此意ヲ表ハスモノナリ
- ロ 危害現在スルモ其程度低ク容易ニ排斥シ得ルカ如キ場合ヲ含マス
- ハ 必要ノ程度ニ止マルヘキニ之レヲ超エルハ攻撃ニシテ防衛ト云フヲ得ス而モ急迫ノ場合容易ニ其程度ヲ守ルコトヲ得ス

茲ニ於テカ法律ハ情狀ニ因リテ刑ノ減免ヲ許セリ但シ常ニ必スシモ減免セラル、限リニアラス

法文ハ本條ノ行爲ノ種類ヲ制限セス故ニ本法ニ定ムルモノナレハ可ナリ本法以外ノモノニ就テハ次條ニ定ム

(改) 本條ハ前條ノ行爲ヲ無罪トスルハ獨リ本法所定ノ行爲ニ限ルヘキ理由ナキヲ以テ刑罰法令一切ノ行爲ニ及ホセリ前條ノ規定ハ本條ニヨリテ完全トナレリ然ラサレハ其目的ノ半ハ達スルヲ得ス例ヘハ殺傷行爲ハ本法ニ規定セス故ニ前條ノ場合ニ已ムコトヲ得サル行爲トシテ無罪トナラストセンカ前條ノ趣旨ハ没却セラル、ナリ

(義) 前條ノ場合ニ爲シタル已ムコトヲ得サル行爲カ本法以外ノ刑罰法令ニ定ムル行爲ナルトキモ無罪ナルコトヲ規定セルナリ、例ヘハ暴

第二十三條 前條

ノ規定ハ刑法又ハ他ノ法令ノ罪ト爲ルヘキ行爲ニ亦之ヲ適用ス

〇

第二十四條 本法

及海軍刑法ニ於テ俱ニ罰スヘキ正條アリ且其ノ刑ニ輕重ナキトキハ陸軍軍人ニ準ヌル者ト雖海軍軍人ニ對シテハ海軍刑法ヲ適用ス

行ヲ鎮壓スル爲メニ殺傷スルカ如キ適例ナリ
序ニ注意スルハ前條及本條ハ刑法ノ防衛行爲ニ關スル規定ヲ排斥スルモノニアラサルコト是レナリ

(改) 本條ヲ設ケタルハ海軍軍人ハ本來海軍刑法ノ支配ニ屬スヘキモノナレハ法律ノ目的ニ反セサル限り之ニ依ラシムヘシ是レ本條アル所以ニシテ科刑モ亦正當ヲ得ルニ近カラシ

(義) 陸軍軍人ニ準ヌル海軍軍人ノ犯罪ニ就テ適用スヘキ法律ヲ定ム
右ノ海軍軍人ニ海軍刑法ヲ適用スルニハ左ノ條件ヲ要ス

- 一 其犯罪ニ就テ本法及海軍刑法ノ雙方ニ正條アルコトヲ要ス故ニ一方ニノミ正條アル場合ハ合マヌ
- 二 雙方正條ノ刑カ輕重ナキコトヲ要ス輕重

第二編 罪

第二編 重罪
輕罪

第一章 叛
亂ノ罪

第一章 反
亂

ナシトハ如何ナル意カ刑法第十條ヲ見テ知ルヘシ

(改) 第二編罪ト題シテ重罪輕罪ト爲サ、ルノ理由ハ既ニ改正ノ要旨トシテ説ケリ

(義) 第二編ハ學問上所謂各論ニシテ本法ニ於テ罰スヘキ罪ト是ニ科スヘキ刑トヲ定ム而モ各論ハ常ニ總則ヲ前提トスルヲ忘ルヘカラス又特別法タル本法ハ普通刑法ノ總則ヲ適用スヘキヲ注意スヘシ唯特別法ハ普通法ヨリ先ニ適用セラル、ニ過キス

(改) 第一章「反亂」ヲ「反亂ノ罪」トシタルハ反亂ト云フトキハ犯罪行爲ヲ表ハスニ止マリ題名トシテ非ナリト云フニ外ナラス以下之ニ同シ

(義) 本章收ムル所凡テ十條大別トシテ五ト爲スヘシ第二十五條第二十六條ハ反亂行爲ヲ定メ第二十七條乃至第二十九條ハ敵國ヲ利スル行爲ヲ定メ第三十條ハ反亂者又ハ内亂者ヲ助ク

第二十五條 黨ヲ

結ヒ兵器ヲ執リ反亂ヲ爲シタル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一 首魁ハ死刑ニ處ス

二 謀議ニ參與シ又ハ群衆ノ指揮ヲ爲シタ

第五十條 軍人黨

ヲ結ヒ擅ニ兵器ヲ執リ反亂ヲ爲ス者首魁教唆者及ヒ群衆ノ指揮ヲ爲シ若クハ樞要ノ職務ニ從事スル者ハ死刑ニ處ス其指揮ヲ爲シ樞要ノ職務ニ

(改)

ル行爲ヲ定メ第三十一條乃至第三十三條ハ以上ニ共通スル規定ヲナシ最後ニ同盟國ニ關シテ規定セリ

本章概ネ其刑重キハ犯罪ノ影響大ナルト暴動ヲ鎮定スヘキハ國家ノ干城タル軍人ノ職責ナルニ却テ之ヲ爲スト云フハ非理ノ極點ナルヲ以テナリ

(改) 刑ノ自由裁量ノ範圍ヲ擴張シタルノ外別ニ異動ナシ

軍人ノ二字ヲ削リタルハ本法第一條ニ犯罪ノ主體ハ常ニ軍人ナルコトヲ明言シ軍人ニ非ルモノカ主體タル場合ハ第二條ニ列擧セリ故ニ特ニ軍人ト言フハ無用ニ屬スルヲ以テナリ以下之ニ同シ

擅ニノ二字ヲ削リタルハ犯罪ハ常ニ不法ニシテ權利行爲ニ非ス故ニ擅ニト云フノ必要ナキカ故ナリ

ル者ハ死刑、
無期若ハ五年
以上ノ懲役又
ハ禁錮ニ處シ
其ノ他諸般ノ
職務ニ從事シ
タル者ハ三年
以上ノ有期ノ
懲役又ハ禁錮
ニ處ス

從事スト雖モ情
狀輕キ者ハ無期
流刑ニ處ス
諸般ノ職務ヲ司
リ若クハ兵器彈
藥其他軍需ノ物
品ヲ資給スル者
ハ有期流刑ニ處
シ其情狀輕キ者
ハ重禁獄ニ處ス
附和シテ其事ニ
服行スル者ハ二
年以上五年以下
ノ輕禁錮ニ處ス

教唆者ヲ削リタルヲ以テ無罪ナリト速了スヘ
カラス教唆者ハ純然タル共犯ニシテ正犯ニ準
スヘキハ普通刑法第六十一條ノ明言スル所本
條各號ノ何レヲ教唆スルモ實行正犯者ト同罪
ナリ何ソ反亂ヲ教唆シタルモノ、ミナランヤ
故ニ無用ノ字句ナリ

(義) 本條ノ罪ハ左ノ三條件ヲ具備スルヲ要ス

一 軍人黨ヲ結ヒタルコト

通常人ヲ含マサルハ第二條ニヨリ明ナリ黨
ヲ結フトハ多數者カ或目的ノ爲メニ意思ノ
連絡ヲ爲セルヲ云フ意思ノ連絡ナクシテ偶
然集合スルモ未タ結黨セリト云フヲ得ス

二 兵器ヲ執リタルコト

茲ニ所謂兵器ハ軍用タルヲ要ス

三 反亂ヲ爲シタルコト

反亂トハ多數共同ノ不法ナル腕力又ハ脅迫
ヲ以テ官憲ニ對スルヲ云フ反亂ト云フ以上

第二十六條 反亂
ヲ爲ス目的ヲ以
テ黨ヲ結ヒ兵

第五十一條 軍人
反亂ヲ爲スコト
ヲ謀リ兵器彈藥

ハ必ス多數隊伍ヲ爲シタルコトヲ要ス其幾
人ヲ以テ多數ナリト言フヲ得ルヤハ事情ニ
照スノ外ナシ

以上ノ三要件ヲ具備スル以上ハ其動機ニハ制
限ナシ是レ國事犯ト異ナル所ナリ故ニ其範圍
廣シ

一 首魁トハ反亂軍ノ首領ニシテ全軍ヲ指揮
統率スルモノヲ云フ其人數ハ一人ナルト數
人ナルトヲ問ハス

二 謀議ニ參與シ又ハ群衆ノ指揮ヲ爲シタル
者トハ參謀ノ任ニ當リ首領ノ下ニ指揮スル
モノヲ云フ

三 附和隨行シタル者トハ雷同シタル雜兵ヲ
指ス

同一ナリ

(義) 軍用物品ヲ劫掠スルノ罪ナリ而モ其目的反
亂ヲ爲スカ爲メナルヲ要ス且結黨シアルヲ要

器、彈藥其ノ他
軍用ニ供スル物
ヲ劫掠シタル者
ハ前條ノ例ニ同
シ

其他軍需ノ物品
ヲ却掠スル者ハ
前條ノ刑ニ同シ

第二十七條 左ニ
記載シタル行爲
ヲ爲シタル者ハ
死刑ニ處ス
一 軍隊又ハ要
塞 陣營 艦

第五十三條 軍人
敵ヲ利スル爲メ
部下ノ兵隊若ク
ハ軍事ニ關スル
土地家屋 船及
ヒ兵器彈藥其他

ス劫掠トハ暴行脅迫ニ依ル奪取ナリ
軍用ニ供スル物トハ説ニ軍用ニ供シ又ハ供セ
ントシテ政府ノ所有又ハ占有スル物ヲ云フ或
ハ廣ク反亂者ノ軍用ニ供センカ爲メニスル物
品ナリト説クモノアルモ余ハ本法カ前條ト獨
立シテ而モ同一ノ刑ヲ科スル精神ヨリシテ之
ニ反對ス
又或ハ本條ハ前條ノ着手ナリト云フモノアル
モ着手ハ既ニ實行ノ一部ナルヲ以テ前條ニ入
ル特ニ規定スルノ必要ナシ本條ヲ設ケタルハ
獨立罪ナルヲ以テナリ
(改) 舊法ノ第五十三條乃至第五十五條及第六十
一條ヲ一ケ條ニナシタリ
特ニ敵ヲ利スル爲メト云ハサルハ各號ニ敵國
ノ爲メト云ヒ或ハ明言セサルモ犯罪ノ性質上
敵ヲ利スル爲メナルコト明白ナルヲ以テナリ
其他趣旨ニ於テ概ネ異ナルナク比較的明瞭ニ

船、兵器 彈
藥其ノ他軍用
ニ供スル場
所、建造物其
ノ他ノ物ヲ敵
國ニ交付スル
コト
二 敵國ノ爲ニ
間諜ヲ爲シ又
ハ敵國ノ間諜
ヲ幫助スルコ
ト
三 軍事上ノ機
密ヲ敵國ニ漏
泄スルコト
四 敵國ノ爲ニ
嚮導ヲ爲シ又

軍需ノ物品ヲ敵
ニ付スル者ハ死
刑ニ處ス
第五十四條 軍人
敵ヲ利スル爲メ
土地道路ノ要害
險夷ヲ指示シ若
クハ攻守ノ用ニ
供ス可キ圖書及
ヒ暗號記號ヲ開
示シ若クハ秘密
ヲ要スル兵器彈
藥ノ製法其他軍
機事情ヲ漏洩ス
ル者ハ死刑ニ處
ス
第五十五條 軍人

シタルニ止マル但シ第五號ハ舊法第五十五條
ノ制限ヲ除キタリ是レ不當ノ制限ナレハナ
リ
(義) 字義明白ナルモノ多ク一二ヲ説明スルニ止
メン
艦船トハ軍艦及御用船ノ如ク軍用ノモノヲ云
フ建造物ニ付テハ第七十九條ノ説明ヲ參照セ
ヨ間諜トハ敵軍ノ事情ヲ探知スル爲メ秘密ニ
又ハ詐欺ノ手段ヲ以テ敵地ニ侵入スルモノヲ
云フ異裝シテ自己ノ軍隊ノ交通ヲ計ルカ如キ
モ含ム
軍事上ノ機密トハ軍機事情ヲ包含ス即チ軍ノ
畫策士氣ノ盛衰糧食ノ多寡等ヲ指ス漏泄ト云
フカ故ニ秘密ニ屬スルモノナルヲ要ス
舊法第五十五條ハ修正セラレテ第五號トナレ
リ即チ敵圍ヲ受クルノ地ナルコト黨ヲ結フコ
トヲ要セス強要トハ暴行脅迫ヲ以テ要求スル

ハ地理ヲ指示
スルコト

五 敵國ニ降ラ

シムル爲司令
官ヲ強要スル
コト

六 敵國ノ爲ニ

俘虜ヲ奪取シ
又ハ之ヲ逃走
セシムルコト

敵國ヲ受クルノ

地ニ於テ其司令

官ヲ要シ敵ニ降

ラシメントシテ

黨ヲ爲ス者ハ死

刑ニ處ス

第六十一條 軍人

敵ノ間諜ヲ誘導

助成隠匿シ若ク

ハ敵ヲ利スル爲

メ俘虜降人ヲ逃

走セシメ及ヒ劫

奪スル者ハ死刑

ニ處ス

敵ヲ利スル爲メ

音信ヲ敵ニ通ス

ル者亦同シ

ノ意ナリ

俘虜トハ敵ノ戰鬪ニ直接間接ニ參加シタルモ

ノニシテ降服シ又ハ拿捕セラレ現ニ我軍ニ拘

禁セラレアル者ヲ指ス其第九十一條及第九十

二條ト異ナル所ハ其目的カ敵國ノ爲メニスル

ト否トニ因ル奪取トハ暴行強迫ニ因リタルト

否トヲ問ハス(第九十一條第九十二條說明參

照)

第五十八條 敵國

ヲ利スル爲左ニ

記載シタル行爲

ヲ爲シタル者ハ

死刑ニ處ス

一 要塞、陣營、

艦船、兵器、

彈藥其ノ他軍

用ニ供スル場

所、建造物其

ノ他ノ物ヲ損

壞シ又ハ使用

スルコト能ハ

サルニ至ラシ

ムルコト

二 水陸ノ通路、

橋梁ヲ損壞又

第五十八條 軍人

敵ヲ利スル爲メ

軍事ニ關スル家

屋船舶及ヒ壘柵

兵器彈藥其他軍

需ノ物品若シク

ハ戰鬪ノ用ニ供

ス可キ道路橋梁

森林汽車電線ヲ

毀壞シ若クハ火

ヲ放テ之ヲ燒燬

スル者ハ死刑ニ

處ス

第五十六條 軍人

敵前ニ在テ隊兵

ノ潰走ヲ誘起シ

若シクハ其連絡

(改)

大體ニ於テ舊法第五十六、第五十八、第五十

九、第六十條ノ四條ヲ取り外ニ本條第三號第

六號ヲ加フ第三號第六號ノ行爲モ等シク敵國

ヲ利スル爲メニスルトキハ毫モ輕重スヘキニ

アラサルヲ以テナリ其他字句ヲ改メテ意ヲ解

キ欠ヲ補フタルモノアリ對照シテ新法ノ完備

セルヲ知ルヘシ

(義) 本條ハ敵國ヲ利スル爲メニスル行爲ニシテ

前條ニ揭ケサルモノヲ定ム

一 本號ニハ損壞シ又ハ使用スルコト能ハサ

ルニ至ラシムルコト、云フカ故ニ物質的ニ

物ヲ毀損スル行爲(燒燬破壞ノ如キ)ハ勿論

其物ノ形體ヲ害セスシテ物ノ効用ヲ失ハシ

ムルモノヲモ含ム是レ物ノ効用ヲ失フ點ニ

於テ同一ナルヲ以テナリ損壞セスシテ効用

ヲ失ハシムルトハ例ヘハ建造物ノ入口ヲ堅

ク鎖シテ破壞スルニ非レハ入ルヲ得セシメ

ハ塞塞シ又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ軍隊、艦船ノ往來ノ妨害ヲ生セシムルコト

三 司令官軍隊ヲ率キテ守地若ハ配置ノ地ニ就カス又ハ其ノ地ヲ離ルルコト

四 隊兵ヲ解散シ又ハ其ノ潰走混亂ヲ誘起シ又ハ其ノ連絡集合ヲ妨害ス

集合ヲ妨害スル者ハ死刑ニ處ス

第五十九條 軍人敵ヲ利スル爲メ兵器彈藥其他軍需物品ノ缺乏ヲ致ス者ハ死刑ニ處ス

第六十條 軍人敵ヲ利スル爲メ叫呼喧噪シ若クハ造言飛語ヲ爲ス者ハ死刑ニ處ス

サルカ如キヲ云フ(第八章參照)

舊法第五十八條ノ所謂森林ハ本號ノ場所ニ入り電線ヲ毀壞スルハ其他ノ物ノ中ニ含ム

二 本號ハ一般ノ往來妨害罪ニアラス軍隊艦船ノ往來妨害罪ナルコトヲ注意スヘシ(第八章參照)又妨害手段ニ制限ナキモ第一號ノ行爲ノ結果トシテ往來ノ妨害ヲ生セシムルモ本號ニ入ラス

三 (第四十三條參照)

四 別ニ説明セス

五 本號ノ罪ハ主トシテ是等ノ供給保管ノ職ニアルモノ、罪ナリ缺乏セシムルノ手段ニ制限ナシ(第五十三條參照)

六 前半ハ傳達ノ虛偽ナルモ命令、通報、報告其者ノ虛偽ニアラス後半ハ之ニ反シテ其者ノ虛偽ナリ

命令ハ作戰命令及日々命令ヲ含ム

スルコト

五 兵器、彈藥、糧食、被服其ノ他軍用ニ供スル物ヲ缺乏セシムルコト

六 命令、通報若ハ報告ヲ詐リ傳へ又ハ虛偽ノ命令、通報若ハ報告ヲ爲スコト

七 造言飛語シ又ハ敵前ニ於テ叫呼喧噪スルコト

第二十九條 前二

第五十七條 軍人

通報トハ部隊相互間ノ通知又上級者ヨリ下級者ニ爲ス通知ニシテ報告ハ自己ニ任務ヲ與ヘタルモノ又ハ上級者ニ其任務ノ結果ヲ申報スルヲ云フ

本號モ概シテ其任ニアルモノ、犯罪ナリ(第五十一條第九十八條參照)

七 造言飛語トハ事實ヲ虛構シ又ハ針小棒大ノ流言ヲ放ツヲ云フ叫呼喧噪ハ字ノ如シ本號ノ意外ニ害多キハ實戰者ノ異口同音ニ唱フル所ナリ(第九十九條參照)

要之本條ハ利敵ノ目的ニ重キヲ置クヲ以テ此目的ナクハ本罪トハナラス各號附記シタル參照條文ノ罪トナルナリ

(改)

第二十九條ハ新設セラル是レ我ヲ害シ敵ヲ

條ニ記載シタル以外ノ方法ヲ以テ敵國ニ軍事上ノ利益ヲ與ヘ又ハ帝國ノ軍事上ノ利益ヲ害シタル者ハ死刑又ハ無期若ハ五年以上ノ懲役ニ處ス

敵ノ爲メニ兵ヲ募ル者ハ死刑ニ處ス

利スルノ行爲ハ千種萬様に列擧スルヲ得サルヲ以テ刑ノ範圍ヲ擴大シテ本條ノ如キ概括の規定ヲ設ケ敢テ遺漏ナカシメタリ第五十七條ノ如キモ本條ニ含まレタリ

(義) 前二條ニ掲ケタル以外ノ手段ナルヲ要ス

第三十條 反亂者又ハ内亂者ヲ利スル爲前三條ニ記載シタル行爲ヲ爲シタル者ハ死刑、無期若ハ三年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

○

(改) 舊法ニハ此規定ナシ故ニ共犯トナラサル限リ如何ニ反亂者内亂者ヲ利スル爲メニスル者ト雖モ本章ニ依ルヲ得ス權衡ヲ失スルヲ以テ此規定アリ蓋シ敵國ヲ利スルニ次ク犯罪ナルヲ以テナリ其刑ノ範圍ヲ擴大セルハ概括的規定當然ノ結果ナリ

(義) 反亂者トハ本章第二十五條第二十六條ノ犯罪者ナリ内亂者トハ國事犯罪者ナリ

第三十一條 前六條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第六十二條 軍人

前數條ニ掲ケタル所ノ罪ヲ犯サントシテ未タ遂ケサル者及ヒ其豫備ヲ爲ス者ハ各本條ニ照シ一等ヲ減ス
其陰謀ヲ爲シ未タ豫備ニ至サラル者ハ二等ヲ減ス

(義) 未遂罪ニ就テハ刑法第四十三條ヲ見ヨ

第三十二條 第二十五條乃至第三十條ノ罪ノ豫備又ハ陰謀ヲ爲シタル者ハ一年以

(改) 刑ノ範圍ヲ擴大シタルハ豫備陰謀ノ程度ハ一樣ナリサルヲ以テナリ
(義) 豫備トハ犯罪行爲ノ實行ニ着手スル以前犯罪ノ表示タル一切ノ動作ヲ指ス方法ヲ畫策シ犯所ニ進行スルノ類ハ普通豫備行爲ナリ但シ

上ノ有期ノ懲役
又ハ禁錮ニ處ス

第三十三條 第二

十五條又ハ第二
十六條ノ罪ノ豫
備又ハ陰謀ヲ爲
シタル者未タ事
ヲ行ハサル前自
首シタルトキハ
其ノ刑ヲ免除ス

第六十三條 軍人

前數條ニ掲クル
所ノ罪ヲ犯サン
トシテ其豫備若
クハ陰謀ヲ爲ス
ト雖モ未タ其事
ヲ行ハサル前ニ
於テ自首スル者
ハ本刑ヲ免シ六
月以上三年以下
ノ監視ニ付シ將
校ハ劔官ヲ附加
ス

別ニ陰謀ヲ認ムルヲ以テ陰謀即チ犯罪ヲ實行
セントノ契約ハ此内ヨリ除外セラル

(改) 舊法ハ廣ク反亂ノ罪ノ全般ニ亘リテ自首免
刑ヲ認メタルモ新法ハ單ニ狹義ノ反亂罪ニ限

レリ是レ普通刑法ニ於テ内亂罪ニ自首免刑ヲ
認メナカラ外患罪國交ニ關スル罪ニ認メサル
ト同一趣旨ナリ其意蓋シ反亂罪内亂罪ハ其動
機概ネ惡ムヘキモノニアラスシテ却テ國家民
衆ノ爲メニスルモノ多キヲ以テ其犯罪ニシテ
着手ニ至ラサル内ニ心機一轉悔悟スルモノハ
之ヲ責ムルモ害アリテ益ナシトセルナラン況
ンヤ之ニ依リ犯罪ヲ未發ニ防キ得ルニ於テオ
ヤ若シ夫レ敵國ノ爲メニスルノ行爲ニ至リテ
ハ眞ニ賣國ノ徒唯惡ムヘキヲ見テ憐ムヘキヲ
知ラサレハ此特典ヲ與ヘサリシナラン

(義) 本條掲クル以外ノモノモ減輕セラル、コト
アリ(刑法第四十二條參照)

第三十四條 本章

ノ規定ハ戰時同
盟國ニ對スル行
爲ニ亦之ヲ適用
ス

○

第五十二條 軍人

前二條ノ罪ヲ犯
スニ因リ故ラニ
鎮撫ノ官吏ヲ殺
ス者ハ死刑ニ處
ス

第六十四條 軍人

情ヲ知テ前數條

(改) 舊法ニ此規定ナキハ缺點ナリ正ニ世界國際
間ノ現狀ニ伴ハサルヲ以テ新設セラル

(義) 戰時同盟國ニ對シテ本章各條ノ罪ヲ犯サン
カ全ク同一ノ刑ニ處セラル是レ戰時ノ同盟國
ハ利害休戚ヲ同フシ二國ニシテ一國ノ實アル
ヲ以テナリ

戰時同盟國トハ戰時ニ現ニ攻守同盟ヲ爲シテ
ル國家ヲ云フ單ニ同盟條約アルモ現ニ同盟シ
アルニ非レハ本條ノ範圍外ナルハ勿論ナリ

(改) 舊法第五十二條ハ削除セラレタリ其結果ト
シテ刑法第五十四條ニ依リ殺人罪ト比較シテ
重キ刑ヲ以テ處斷スルナリ總テ反亂罪ノ如キ
ハ幾多想像上ノ併合罪ヲ生スルモノニテ豈ニ
獨リ此種ノ罪ニ限ランヤ故ニ之ヲ削リテ一般
的規定ニ依ラシメタルナリ

舊法第五十七條ニ就テハ前ニ述フ
舊法第六十四條ハ削除セラル之レ從犯トシテ

見ルヘキモノ特ニ規定スルノ必要ナキヲ以テ
ナリ(刑法第六十二條 第六十三條参照)

第二章 擅 權ノ罪

第三章 擅 權

ニ掲クル所ノ犯
人集會ノ爲メ家
屋ヲ貸ス者ハ二
年以上五年以下
ノ輕禁錮ニ處ス
第六十五條 軍人
此章ノ罪ヲ犯シ
輕罪ノ刑ニ處ス
ル者ハ六月以上
二年以下ノ監視
ニ付シ將校ハ劊
官ヲ附加ス

改) 多少改正アリ理由ハ各條ニ就テ之ヲ説明セ
シ
(義) 擅權ノ罪トハ司令官等カ自己ノ職權ヲ濫用
シテ戦闘ヲ爲シ又ハ軍隊ヲ動かスノ罪ナリ單
ニ命令ヲ遵守セザルニ止マルハ抗命ノ罪ニシ

第三十五條 司令
官外國ニ對シ故
ナク戦闘ヲ開始
シタルトキハ死
刑ニ處ス

○

第三十六條 司令
官休戰又ハ媾和
ノ告知ヲ受ケタ
ル後故ナク戦闘
ヲ爲シタルトキ
ハ死刑ニ處ス

第六十九條 司令
官講和ノ告示若
クハ停戰ノ命令
ヲ受ケ仍ホ戦闘
ノ所爲ヲ止メサ
ル者ハ死刑ニ處
ス

テ本罪ニアラス
(改) 本條ハ舊法ニナキ所ナリ舊法ハ常ニ對外國
係ニ就テ缺クル所アリ
(義) 司令官カ私ニ外國ト戦闘ヲ開始シタルノ罪
ヲ定ム司令官ノ意義ハ第九條ニ定ム
戦闘ヲ開始スルトハ事實兵馬ヲ動かシタルコ
トヲ要ス單ニ威嚇的ノ宣言ノ如キハ含まス此
戦闘開始ハ司令官當然ノ義務ヲ履行シタルモ
ノナラサルヲ要ス
(改) 同一ナリ
(義) 司令官カ休戰又ハ媾和告知ヲ受ケタル後ニ
戦闘ヲ爲シタル罪ヲ定ム
休戰トハ軍ノ全部ニ亘リ一時戦闘ヲ休止シタ
ル事ヲ云ヒ媾和トハ平和克復ヲ指ス
本條ノ罪トナルニハ此休戰又ハ媾和ノ告知ヲ
受ケタル後ニ戦闘ヲ爲シタルコトヲ要ス假令
既ニ休戰媾和ノ後ナリトスルモ其告知ヲ受領

セサレハ本罪トナラス此ノ告知ヲ受ケサル場
合トハ遠地ニアル時又ハ風雪等ノ天災ニ妨ケ
ラル、時ノ如シ
休園カ休園中ニ入ルヤト云フニ嚴格ナル國際
公法上ノ意味ニ於テハ區別アリ何トナレハ休
園ハ軍ノ一部ニ止マル休止ナレハナリ而モ法
ノ精神ヨリシテ之ヲモ包含セシムヘキモノト
信ス

(改) 大差ナシ舊法ノ「命令ニ背キ」ノ五字ヲ削除
セルモ命令ニ背クハ權外ノ事ト云フ内ニ包含
セシムルノ意ナリ又刑ノ範圍ヲ著シク擴大シ
タリ

(義) 司令官カ擅ニ軍隊ヲ進退シタルノ罪ナリ
本罪ハ第一ニ自己ノ職權外ニ係リ且ツ已ムコ
トヲ得サルノ理由ナキヲ要ス法文特ニ是ヲ言
フハ軍ノ進退ハ變幻出沒ニシテ單ニ權外ナリ
トノ故ヲ以テ律スヘカラサレハナリ已ムコト

ヲ得サル時トハ各事情ニ依リテ決スヘキモノ
ナリ

(改) 舊法ハ本章常ニ司令官ノ罪ヲ定メタルモ新
法ハ其以外ニ司令官ニ限ラサル罪ヲ定ム即チ
本條ナリ是レ素ヨリ至當ノ改正ニシテ又本章
ニ加フルハ其所ヲ得タリト謂フヘシ

(義) 本條ハ犯罪者ノ資格ニ制限ナシ是レ前數條
ト異ナル所ナリ
改 舊法第七十一條ハ削除セラル是レ此種ノ行
爲ハ概ネ他ノ犯罪ヲ伴フヲ以テ特ニ設クルノ
要ナシトセルナラン

(義) 未遂罪ニ就テハ刑法第四十三條ヲ見ヨ

第三十七條 司令官
官權外ノ事ニ於
テ已ムコトヲ得
サル理由ナクシ
テ擅ニ軍隊ヲ進
退シタルトキハ
死刑又ハ無期若
ハ七年以上ノ禁
錮ニ處ス

第七十條 司令官
命令ニ背キ若ク
ハ權外ノ事ニ於
テ已ムコトヲ得サ
ルノ理由ナクシ
テ擅ニ軍隊ヲ進
退スル者ハ死刑
ニ處ス

第三十八條 命令
ヲ待タヌ故ナク
戰鬪ヲ爲シタル
者ハ死刑又ハ無
期若ハ七年以上
ノ禁錮ニ處ス

○

第七十一條 司令官
官擅ニ人ヲ募リ
部伍ニ充ル者ハ
二年以上五年以
下ノ輕禁錮ニ處
シ刑官ヲ附加ス

第三十九條 本章
ノ未遂罪ハ之ヲ
罰ス

第三章 辱職ノ罪

第四章 辱職

第四十條 司令官其ノ盡スヘキ所ヲ盡サスシテ敵ニ降リ又ハ要塞ヲ敵ニ委シタルトキハ死刑ニ處ス

第七十二條 要塞司令官若クハ要塞特命司令官其盡ス可キ所ヲ盡サスシテ敵ニ降リ若クハ所轄ノ

(改) 本章ハ舊法ヨリ其範圍ヲ擴大セリ即チ舊法ニテ辱職罪ト爲セル以外ニ舊法違令ノ罪ノ一部即チ第九十八條乃至第百一條ヲ收メ又詐欺ノ罪ノ大部分ヲ收メタリ蓋シ違令又ハ詐欺ト云フヨリモ辱職ト云フヲ適當トスレハナリ
(義) 辱職トハ自己ノ職務ヲ辱カシムルナリ等閑ニ付スルナリ進ムテハ之ヲ忌避スルナリ本章ニ收ムル所甚タ廣ク最初ニ司令官ニ就テ定メ次テ部隊ヲ監督スル將校ニ就テ定メ夫レヨリ順次哨兵其他ノ者ニ及フ悉ク是レ怠慢忌避ノ行爲ナラサルナシ
(改) 便宜上第四十條ト第四十一條ト一括シテ説明セン
新法第四十條ハ舊法第七十二條ヨリ廣ク新法第四十一條ハ舊法第七十三條ヨリ狭シ何トナレハ舊法第七十三條第二項ハ新法第四十條ニ入リタレハナリ尙左ノ分類ヲ見ヨ

第四十一條 司令官野戰ノ時ニ在リテ隊兵ヲ率キ敵ニ降リタルトキハ其ノ盡スヘキ所ヲ盡シタル場合ト雖六月以下ノ禁錮ニ處ス

地ヲ敵ニ付スル者ハ死刑ニ處ス堡砦ノ地ニ於テ其司令官之ヲ犯ス者亦同シ

野戰以外ノ場合(要塞)
(一) 盡スヘキヲ盡シタルトキ 無罪
(二) 盡スヘキヲ盡ササルトキ (第四十條舊第七十二條)

第七十三條 司令官野戰ノ時ニ在テ隊兵ヲ率ヒ敵ニ降ル者ハ一月以上六月以下ノ輕禁錮ニ處シ刑官ヲ附加ス若シ其盡ス可キ所ヲ盡サスシテ降ル者ハ死刑ニ處ス

(義) 右ノ分類ニ依リテ明カナルカ如ク第四十條ハ司令官カ盡スヘキ所ヲ盡ササル場合ヲ規定シ其野戰ナルト否トヲ問ハサルナリ苟モ司令官ノ任ニ當ル者ニシテ自己ノ責任ヲ盡サスシテ敵ニ降服セシカ其野戰ナルト否トニ因リテ刑ヲ二三ニスルノ理由ヲ見ス是レ此規定アル所以ニシテ舊法モ趣旨ヲ同フシテ第七十三條第二項ニ同一ノ刑ヲ定メタリ但シ第四十條後段

ノ要塞ヲ敵ニ委シタルトキトハ野戰ヲ除クモ
ノト知ルヘシ此場合ハ假令敵ニ降服セサルモ
自己カ職務ニ不忠ナル結果ニ出ツルヲ以テ同
一ノ刑ヲ科セリ

第四十一條ハ前條ト異ナリ司令官カ盡スヘキ
所ヲ盡シタル場合ヲ規定ス其野戰ナルト否ト
ヲ區別ス即チ野戰ナラハ有罪然ラサルハ無罪
ナリ此ノ如キ區別アル理由ハ野戰ハ要塞ニ比
シテ進退自由ナリ故ニ如何ナル場合ト雖モ敵
ニ降ルヲ計サス唯盡スヘキヲ盡シテ斃テ後已
ムカ又ハ奮戰力闘血路ヲ開クアルノミ是レ恐
クハ日本男兒ノ本領ナラン而モ降服ハ刀折矢
盡キタル後ナルヲ以テ頗ル輕キ刑ヲ以テ待テ
リ但シ隊ヲ率ユルトキノミ本條ニ入ル若シ夫
レ要塞戰ニ於テ盡スヘキヲ盡シテ降リ又ハ要
塞ヲ敵ニ委シタルカ如キヲ無罪トスルノ理由
ニ至リテハ極メテ明白ナリ由來要塞戰ハ防禦

第四十二條 司令

官敵前ニ於テ其
ノ盡スヘキ所ヲ
盡サスシテ隊兵
ヲ率キ逃避シタ
ルトキハ死刑ニ

第七十四條 將校

敵前ニ在テ盡ス
可キ所ヲ盡サス
シテ逃走スル者
ハ死刑ニ處ス

第二編 罪 第三章 尋常ノ罪

ニ當リ野戰ニ比シテ行動ノ自由ヲ缺ク救援糧
道全ク杜絶シ彈盡刀折レ兵モ亦疲弊困憊スル
ノ時尙爲スヘキヲ求ムルハ求ムルモノ、非理
ナリ故ニ罪ヲ問ハサルナリ
堡砦ノ地ニ於テ爲セルモノハ何レニ入ルヤ余
ハ野戰ト然ラサルモノトニ區別シ野戰ノ場合
ハ之ヲ第四十條第四十一條ノ罪トシ要塞ニ連
ル堡砦ニ就テハ第四十條ノミニ依ルヘク第四
十一條ニ依ルヘカラスト信ス其理由ハ戰戰ト
要塞ノ軍ヲ進退スルノ自由ノ程度ニ難易アル
ヲ以テナリ

(改) 大體ニ於テ同シ新法ハ將校ト云ハスシテ司
兵官ト云フモ其意ハ異ナラスト信ス蓋シ隊兵
ヲ率キサル司令官ノ任ニシテ舊法ハ特ニ之ヲ
云ハサルモ單獨逃亡ハ別ニ逃亡罪ヲ規定スル
ヨリシテ推知スルヲ得

(義) 司令官ノ部隊ヲ率キテ逃避スル罪ヲ定ム本

處ス

第四十三條 司令

官軍隊ヲ率非故
ナク守地若ハ配
置ノ地ニ就カス
又ハ其ノ地ヲ離
レタルトキハ左
ノ區別ニ從テ所
斷ス

○

五四

條ハ敵前ニ於テスルコトヲ要ス又盡スヘキヲ
盡ササルコトヲ要ス是等ノ要件ヲ缺クトキハ
第七十五條ノ罪トナルモ本條ノ罪トナラス本
條ハ別ニ野戰ナルト否トヲ區別セサルヲ以テ
盡スヘキヲ盡シテ逃避スルハ無罪ナリ此ノ場
合ハ逃避ト云フヨリモ退却ナリ是レヲ前條ト
比較スルニ退却ヨリモ降服ヲ耻辱疎慢トナシ
タルモノノ如シ

敵前ノ意義ハ次條ニ説ク

(改) 本條ハ舊法ニ於テ第一百一條ノ末項ニ定ム即
チ違令ノ罪トセルモ新法ハ違令ト云フヨリモ
辰職ト云フヲ適當ナリトシ茲ニ加フ

舊法ハ概ネ守地ヲ離ルル場合ノミヲ規定シ守
地ニ就カサル場合ニ及ハサルハ缺點ナリ

(義) 司令官軍隊ヲ率キテ其任ヲ怠リタル罪ノ一
ナリ其行爲ハ故ナク守地若クハ配置ノ地ニ就
カサルカ又ハ既ニ守地若クハ配置ノ地ニアル

一 敵前ナルト

キハ死刑ニ處
ス

二 戰時、軍中

又ハ戒嚴地境
ナルトキハ五
年以上ノ有期

禁錮ニ處ス

三 其ノ他ノ場

合ナルトキハ
三年以下ノ禁
錮ニ處ス

第四十四條 司令

官出兵ヲ要求ス

○

第二編 第三卷 守備ノ罪

五五

モノカ其地ヲ離ル、カニアリ但シ右ノ行爲カ
降服又ハ逃避ノ爲メニシテ前數條ニ該當スル
トキハ本條ヨリ除外セラル、ヲ注意スヘシ
本罪ノ科刑ハ場合ニ依リ同シカラス

一 敵前トハ戰鬪ヲ開始シ又開始セントシア
ル場合ヲ云フ

二 戰時トハ開戦ヨリ媾和マテヲ云フ但シ敵
前ヲ除クハ勿論ナリ

軍中ノ意義ハ第二十條ニアリ

戒嚴地境ニハ臨戰地境ト合圍地境トアリ前
者ハ戰時若クハ事變ニ際シテ警戒スヘキ區
域ニシテ後者ハ敵ノ合圍若クハ攻撃其他ノ
事變ニ際シ警戒スヘキ區域ナリ舊法ニ所謂
臨戰合圍ノ地ト同義ナリ

三 其他ノ場合トハ右ノ外一切ナリ

(改) 司令官出兵ノ要求ニ應セサルノ罪ヲ新ニ定
ム是レモ其性質辱職ナルカ故ニ茲ニ列ス普通

ル權アル官憲ヨ
リ其ノ要求ヲ受
ケ故ナク之ニ應
セサルトキハ二
年以下ノ禁錮ニ
處ス

第四十五條 將校

部隊若ハ一部ノ
兵員ヲ率キ又ハ
之ニ屬シ輸送船
船ニ在リテ敵ノ
艦船ニ遭遇シタ
ル際其ノ盡スヘ
キ所ヲ盡サスシ
テ其ノ船舶ヲ退
去シタルトキハ
死刑、無期若ハ

十年以上ノ懲役
又ハ禁錮ニ處ス

第四十六條 部下

多衆共同シテ罪
ヲ犯スニ當リ鎮
定ノ方法ヲ盡サ
サル者ハ三年以
下ノ禁錮ニ處ス

第四十七條 哨兵

故ナク守地ヲ離
レタルトキハ左
ノ區別ニ從テ處

舊刑法ノ第七十七條ニ此規定アルモ勿論普
通法ニ規定スヘキニアラス

(義) 出兵ヲ要求スル權アル官憲トハ地方長官司
法官ノ類ヲ云フ司令官カ自己所屬ノ官憲ヨリ
要求シタルニ應セサルハ第四章ノ罪ナリ

(改) 本條ハ日露戰爭ノ產物ナラン舊法ニハ單ニ
抗命ノ罪ヲ構成スル場合ハ格別其他ニ正條ナ
シ

(義) 兵員輸送監督ノ任ニアル將校ノ辱職罪ニ就
テ定ム

將校ト云ヒ司令官ト云ハ是レ輸送監督ノ任
ニアルモ司令ノ任ニアルヲ必セサレハナリ但
シ司令官ヲ除外セサルハ「率キ」ト云フニヨリ
テ明カナリ
部隊ナルト其一部ナルトヲ問ハス輸送船舶ニ
在リテ敵ノ艦船ニ遭遇シタルコトヲ要ス其船

第七十五條 將校

其部下ノ兵徒黨
犯罪ノ事アルニ
當リ鎮定ノ方ヲ
盡サ、ル者ハ三
月以上三年以下
ノ輕禁錮ニ處シ
剝官ヲ附加ス

第九十九條 哨兵

擅ニ其守地ヲ離
ル、者敵前ニ在
テハ死刑ニ處ス

船ト云フハ軍艦以外ノモノヲ指ス軍艦ヲ含ム
トキハ艦船ト云フ
盡スヘキヲ盡サスシテ其輸送船舶ヲ退去シタ
ルトキハ敵ニ降服シタルト逃亡シタルトヲ問
ハス

(改) 本條ハ舊法ニ於テモ辱職罪トナセリ

(義) 本條ハ部下ノ犯罪ノ鎮定ニ關スル罪ナリ

部下ト云フカ故ニ部下アルモノニ限ル
多衆共同ノ犯罪ナルヲ要ス個別ノモノヲ除ク
鎮定セサルトキハ常ニ罪アリヤト云フニ然ラ
ス其方法タニ充分盡サンカ假令鎮定セサルモ
本條ノ罪ニアラス

(改) 本條以下第五十條ハ舊法ノ違令ノ罪ニ編入
セラレアリシモ違令ト云フヨリモ寧ロ其職ヲ
汚辱シ懈怠セルモノトシテ新法ハ辱職罪中ニ
入レタリ

斷ス

- 一 敵前ナルト
キハ死刑ニ處ス
- 二 軍中又ハ戒嚴地境ナルト
キハ三年以下ノ禁錮ニ處ス
- 三 其ノ他ノ場合ナルトキハ
一年以下ノ禁錮ニ處ス

第四十八條 哨兵

軍中若クハ臨戰合圍ノ地ニ在テハ一年以上三年以下ノ輕禁錮ニ處ス
其他ノ地ニ在テハ一月以上一年以下ノ輕禁錮ニ處ス

第百條 哨兵睡眠

若クハ酩酊シテ事ヲ省セサル者敵前ニ在テハ二年以上五年以下ノ禁錮ニ處ス

(改) 新舊同一ナリ

(義) 第四十八條ハ哨兵守地ニアルモ其職務ヲ怠リタルノ罪ヲ定ム其怠リタル原因ハ睡眠ト酩酊ナリ酩酊シテ職務ヲ怠ルモノハ睡眠セサルモ本罪ナリ

斷ス

- 一 敵前ナルト
キハ五年以下ノ禁錮ニ處ス
- 二 其ノ他ノ場合ナルトキハ
一年以下ノ禁錮ニ處ス

第四十九條 衛兵

控兵、巡察、斥候其ノ他警戒又ハ傳令ノ勤務ニ服スル者故ナク勤務ノ場所若ハ隊伍ヲ離レタル

ノ輕禁錮ニ處ス

軍中若クハ臨戰合圍ノ地ニ在テハ一月以上一年以下ノ輕禁錮ニ處ス
其他ノ地ニ在テハ十一日以上三月以下ノ輕禁錮ニ處ス

第百一條 軍人現

ニ軍務ニ服シ擅ニ其地ヲ離ル、者敵前ニ在テハ死刑ニ處ス
軍中若クハ臨戰合圍ノ地ニ在テ

(改)

(義)

本條ハ舊法第百一條ヲ取リテ詳密ニ規定セルモノナリ第四十三條ト趣旨ヲ同フス

本條ノ罪ハ勤務ノ場所ヲ離ル、カ又ハ勤務ノ隊伍ヲ離ル、カ又ハ自己ノ到ルヘキ所ニ到ラサルカニ依リテ成立ス

衛兵トハ緊要ナル場所、官衙、軍隊、倉庫等ノ守備警戒ヲナスモノニシテ衛戍衛兵、風紀

衛兵、外衛兵ノ如キモノ控兵トハ臨時ニ派遣
ヲスル爲メニ營内若クハ宿營地ニ備ヘラル、
モノ巡察トハ衛兵ノ勤務其他外出兵卒ノ情況
等ヲ視察スル爲メニ派遣セラル、モノ斥候ト
ハ敵情搜索ノ爲メニ派遣セラル、モノナリ
本條ハ右ノ外警戒傳令ノ勤務ト云フカ故ニ範
圍廣シ警戒ノ爲メニスル哨兵ハ第四十七條ニ
入ル場合ヲ除キ此條ニ入ルモノトス

ハ六月以上二年
以下ノ輕禁錮ニ
處シ將校ハ剝官
ヲ附加ス
其他ノ地ニ在テ
ハ一月以上六月
以下ノ輕禁錮ニ
處シ將校ハ剝官
ヲ附加ス
長官之ヲ犯ス時
ハ各一等ヲ加フ

トキ又ハ到ルヘ
キ場所ニ到ラサ
ルトキハ左ノ區
別ニ從テ處斷ス
一 敵前ナルト
キハ死刑又ハ
無期若ハ十年
以上ノ禁錮ニ
處ス
二 軍中又ハ戒
嚴地境ナルト
キハ二年以下
ノ禁錮ニ處ス
三 其ノ他ノ場
合ナルトキハ
一年以下ノ禁
錮ニ處ス

第五十條 故ナク

規則ニ依ラスシ
テ哨兵ヲ交代セ
シメ其ノ他哨令
ニ違反シタル者
ハ左ノ區別ニ從
テ處斷ス
一 敵前ナルト
キハ一年以上
五年以下ノ禁
錮ニ處ス
二 軍中又ハ戒
嚴地境ナルト
キハ三年以下
ノ禁錮ニ處ス
三 其ノ他ノ場
合ナルトキハ

第九十八條 軍人

擅ニ哨令ヲ變更
シ若クハ之ニ違
フ者敵前ニ在テ
ハ一年以上五年
以下ノ輕禁錮ニ
處シ將校ハ剝官
ヲ附加ス
軍中若クハ臨戰
合圍ノ地ニ在テ
ハ一年以上二年
以下ノ輕禁錮ニ
處シ將校ハ剝官
ヲ附加ス
其他ノ地ニ在テ
ハ一月以上一年
以下ノ輕禁錮ニ

(改) 舊法第九十八條ト大差ナシ

(義) 本條ハ哨兵及之レニ命令ヲ與フルモノ、犯
罪ナリ前段ハ哨兵ヲ交代セシメト云フカ故ニ
哨兵自身ノ罪ニアラス後段ハ廣ク哨令ニ違反
シタル者ト云フカ故ニ哨兵及之レカ命令者モ
含ム此以外ノ者ハ含マズ別ニ第九十五條ノ規
定アリ且辱職ノ罪トセルノ二點ヨリ明カナリ
勿論哨兵ト雖モ第四十七條第四十八條ノ行爲
ハ除カル
哨令トハ哨所ノ規則ナリ

一年以下ノ禁
錮ニ處ス

第五十一條 戰時、
軍中又ハ戒嚴地
境ニ在リテ斥
候、巡察又ハ偵
察ノ勤務ニ服ス
ル者虚偽ノ報告
ヲ爲シタルトキ
ハ七年以下ノ懲
役ニ處ス
戰時、軍中又ハ
戒嚴地境ニ在リ
テ軍事ニ關スル
命令、通報又ハ
報告ノ傳達ヲ掌
ル者其ノ命令、

處ス

第二百二十二條 軍
人斥候偵察ノ命
ヲ受ケ詐僞ノ報
告ヲ爲シ若クハ
傳令使命令ヲ詐
リ傳フル者ハ五
月以上五年以下
ノ重禁錮ニ處シ
將校ハ剝官ヲ附
加ス

(改)

本條ハ舊法ニ於テ詐欺ノ罪トナセルモノ而
モ其詐欺タルヤ畢竟辱職ナルヲ以テ茲ニ加フ
意ニ於テハ大差ナシ

(義)

本條ハ斥候及傳令ノ辱職ヲ定ム第一項ハ斥
候、巡察、偵察ニ就テ定ム虚偽ノ報告トハ事
實ノ隱蔽及虚構ヲ爲シテ報告スルヲ云フ
第二項ハ軍事傳令ノ職ニアル者ノ罪ナリ詐僞
ノ傳達ヲ爲シタルト全ク爲サ、ルトヲ問ハス
有罪ナリ
本條ハ何レモ戰時軍中又ハ戒嚴地境ナルヲ要
ス

第一項ニ報告ヲ爲サ、ル場合ヲ掲ケサルハ單
ニ知ル所ナシトノ報告モ既ニ虚偽ノ報告トナ
ルヲ以テナリ(第二十八條第六號及第九十條
參照)

第九十條トノ關係ハ後ニ説ク

通報若ハ報告ヲ
詐リ傳ヘ又ハ故
ナク之ヲ傳達セ
サルトキ亦前項
ニ同シ

第五十二條 軍事

機密ノ圖書、物
件ヲ保管スル者
危急ノ時ニ當リ
之ヲ敵ニ委セサ
ル方法ヲ盡ササ
ルトキハ五年以
下ノ禁錮ニ處ス

第二百五條 軍人秘

密ヲ要スル圖書
兵器彈藥ノ製法
其他軍事ニ關ス
ル機密ヲ漏洩ス
ル者ハ三月以上
三年以下ノ輕禁
錮ニ處シ將校ハ
剝官ヲ附加ス

(改)

本條ト舊法第百五條トハ同シカラス舊法ハ
軍機漏洩罪ナリ故ニ人ノ資格ニ制限ナシ新法
ハ軍機ニ關スル物件保護ノ精神ヨリシテ之ヲ
保管者ノ保管行爲ニ就テ定ム故ニ軍人ニ限ル
舊法ハ無形有形ヲ區別セス新法ハ物ニ限ル又
舊法ハ軍機ヲ漏洩シタルコトヲ要スルモ新法
ハ之ヲ要セス對照熟讀誤ルヘカラス

果シテ然ラハ第百五條ノ行爲ハ如何ニ處分ス
ルヤ之ヲ敵國ニ漏洩シタルモノニ就テハ第二
十七條之ヲ定ム敵國以外ノモノニ漏洩シタル
時ハ如何軍機ニ關シ特ニ詳細ノ規定アル軍機
保護法(明治三十二年法律第百四號)ヲ參照セ

ラレヨ

(義) 軍事機密ノ圖書物件ヲ保管スル者ノ罪ナリ

本條ハ左ノ數條件ヲ具備スルヲ要ス

一 保管者ナルコト 本條ハ保管ノ責ヲ盡サ
ルノ罪ナルヲ以テナリ

二 危急ノ時ナルコト 敵ニ委セサル云々ト
云フカ故ニ戰時ナルハ勿論ナレトモ危急狀
態ノ原因カ水火震災等ノ天災ニ出ツルト戰
争ノ如キ人爲的ノコトナルトヲ問ハス

三 敵ニ委セサル方法ヲ盡サ、ルコト

此責ヲ盡サ、ルニヨリテ罪ハ成立ス敢テ事
實敵手ニ落チタルコトヲ要セス

舊法ト同一ナリ

(改) 軍用物ヲ缺乏セシメタル罪ナリ

軍用品ノ運搬又ハ支給ヲ掌ル者ノ義務ヲ怠レ
ル罪ナリ其敵ヲ利スル爲メニセンカ第二十八
條ノ範圍ナリ、本條之ヲ除外ス(第二十八條

第五十三條 戰時、
軍中又ハ戒嚴地
境ニ在リテ兵
器、彈藥、糧食、
被服其ノ他軍用

第三百三條 軍人戰
時中若クハ合圍
ノ地ニ在テ兵器
彈藥軍糧ノ運搬
支給ヲ掌リ故ナ

第五號參照)

ニ供スル物ノ運
搬又ハ支給ヲ掌
ル者故ナク之ヲ
缺乏セシメタル
トキハ一年以上
十年以下ノ懲役
ニ處ス

ク其缺乏ヲ致ス
者ハ三月以上三
年以下ノ輕禁錮
ニ處シ將校ハ劓
官ヲ附加ス

第五十四條 健康

ヲ害スヘキ飲食
物ヲ配給シタル
者ハ一年以上十
年以下ノ懲役ニ
處ス因テ人ヲ死
ニ致シタル者ハ
無期又ハ五年以
上ノ懲役ニ處ス

第二百二十一條 軍

人糧食ノ支給ヲ
掌リ健康ヲ害ス
可キ食料飲料ヲ
配付スル者ハ輕
懲役ニ處シ因テ
死ニ致ス者ハ有
刑徒刑ニ處ス

(改) 舊法ニテハ本條ヲ詐欺ノ罪トセリ理論上誤

レリ新法之ヲ茲ニ收メタルハ可ナリ

(義) 本條ハ不良食品ヲ配給シタル者ノ罪ナリ

一 糧食ノ支給ヲ掌リタル者ノ犯罪ナリ新法

ニ此文字ナシト雖モ辱職罪トナセルト前條
ノ規定トヨリシテ推知スルヲ得

二 健康ヲ害スヘキ飲食物ナルヲ要ス其不良
トナリタル原因カ犯人ノ行爲ニ出テタルト
否トヲ問ハス

三 多數人ニ配付シタルコトヲ要ス特定ノ一

人又數人ニ與フルカ如キハ本罪ニアラス
 四 因テ人ヲ死ニ致シタルトハ殺意ニ出テタル者ヲ除ク即チ殺意ナキモ不健康ト知リテ配給シ爲メニ死セル場合所謂毆打致死ヲ指スナリ

(改) 本條ト第九十七條トノ比較ハ同條ノ說明ニ讓ル

(義) 軍人重大ナル勤務ヲ忌避スル爲メ詐欺行爲ヲ爲スノ罪ナリ

- 一 從軍ヲ免レ又ハ勤務ヲ避クル目的ニ出テタルコト
- 危険ナル勤務ヲ避クルトハ從軍後或危險ナル勤務ヲ避クル時又ハ平時ニ於テ危險ナル勤務ヲ避クル時ナリ
- 二 詐欺ノ行爲ヲ爲シタルコト
- 疾病ヲ作爲シ身體ヲ毀傷スルハ著シキモノナルモ之ニ限ルニアラス舊法之ニ限レルハ

第五十五條 從軍

ヲ免レ又ハ危險ナル勤務ヲ避クル目的ヲ以テ疾病ヲ作爲シ、身體ヲ毀傷シ其ノ他詐僞ノ行爲ヲ爲シタル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

- 一 敵前ナルトキハ五年以上

ノ有期懲役ニ處ス

- 二 其ノ他ノ場合ナルトキハ五年以下ノ懲役ニ處ス

第五十六條 第四十條、第四十二

○

(議) 未遂罪ニ就テハ刑法第四十三條ヲ見ヨ

缺點ナリ舊法第二百二十三條第二項ノ行爲モ此内ニ入ル

三 右ノ所爲ニ依リテ犯人ノ目的ヲ達シタルコトヲ要セス達スルモ達セサルモ本罪ノ既遂ナリ何トナレハ是等ノ職務ヲ免ル、ヲ罰スルノ意ニアラスシテ是ヲ目的トシテ爲ス詐欺ノ行爲ヲ罰スルナリ故ニ詐欺ノ行爲ノ實行ヲ終了セハ既遂ナリ犯人ノ目的ノ終點ハ必スシモ法律ノ實行々爲ノ終點ニアラス注意スヘシ尙詳細ハ刑法ノ既遂未遂ノ區別ニ就テ研究スヘシ

凡テ法文ニ「何々ノ爲メ」「何々ノ目的ヲ以テ」「何々センコトヲ圖リ」トアルハ此意ナリ此ノ如キハ各論ノ說明ニ非ルモ初學誤リ易シ婆心附言ス

條、第四十三條、
第四十五條、第
四十七條、第四
十九條、第五十
一條及第五十三
條乃至第五十五
條ノ未遂罪ハ之
ヲ罰ス

第四百四條 司令官
命令ニ從フコト
ヲ得サル時部署
若クハ其命セラ
ル、所ノ事ヲ變
更シ直チニ之ヲ
申報セサルモノ
ハ二月以上二年
以下ノ輕禁錮ニ

(改) 第四百四條ヲ削除セラレタルハ其罪輕キカ爲
メ刑罰以外ノ方法ニ依ルノ意ナラン
第二百二十三條ノ第二項ハ第五十五條又ハ第九
十七條ニ入り第一項ハ第五十五條又ハ第九
九條ノ共犯トナルカ爲メニ削ラレタルナラン

第四章 抗 命ノ罪

第二章 抗 命

處ス
其事變ニ因リ暗
號記號ヲ改メ直
チニ之ヲ申報セ
サル者亦同シ
第二百二十三條 陸
軍將官其職務ヲ
以テ疾病傷痍及
ヒ身體強弱ノ偽
證ヲ爲ス者ハ二
月以上二年以下
ノ重禁錮ニ處シ
劄官ヲ附加ス
其囑託ヲ爲シタ
ル軍人亦同シ

(改) 本章ハ舊法ト全ク同一ナリ唯意義ヲ明瞭ナ
ラシムル爲メ字句ノ修正ヲナシタル而已故ニ

第五十七條 上官

ノ命令ニ反抗シ又ハ之ニ服從セサル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス
一 敵前ナルトキハ死刑又ハ無期若ハ十年以上ノ禁錮ニ處ス
二 軍中又ハ戒嚴地境ナルトキハ一年以上

第六十六條 軍人

命令ヲ下ス可キ權アル者ノ命令ニ抗シ若クハ服從セサル者敵前ニ在テハ死刑ニ處ス
軍中若クハ臨戰合圍ノ地ニ在テハ二年以上五年以下ノ輕禁錮ニ處シ將校ハ剝官ヲ附加ス

各條改正ノ理由ヲ省ク

(議) 抗命トハ字ノ如ク命令ニ反抗シ又ハ服從セサルヲ云フ命令ノ至重ナルコト多ク說クヲ用キス科刑ノ重キヲ見テモ知ルヲ得ン

(改) 第五十七條ハ抗命罪ノ性質ヲ定ム

一 命令ハ上官ヨリ出テタルコト

上官ノ意義ハ第十六條ニ定ム即チ命令服從ノ關係アルモノナリ上官カ命令者ノ地位ニアリ自身服從者ノ地位ニ無クンハ本罪ノ要素トナラス

二 反抗シ又ハ服從セサルコト

反抗ハ積極的ナリ服從セサルハ消極的ナリ而モ其命令ヲ阻害スルニ至リテハ一ナリ右ノ行爲アレハ因リテ以テ遂ニ命令ヲ不能ナラシメタルヲ要セス

三 個獨ニ爲シタルヲ要ス黨與シテ爲スハ次條ニ入ル

七年以下ノ禁錮ニ處ス

三 其ノ他ノ場合ナルトキハ

二年以下ノ禁錮ニ處ス

二 敵前ナルト

第五十八條 黨與

シテ前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス
一 敵前ナルトキハ首魁ハ死刑ニ處シ其ノ他ノ者ハ死刑又ハ無期禁錮ニ處ス

其他ノ地ニ在テハ二年以上二年以下ノ輕禁錮ニ處シ將校ハ剝官ヲ附加ス

第六十七條 軍人

二人以上共ニ前條ノ罪ヲ犯ス者敵前ニ在テハ皆死刑ニ處ス
軍中若クハ臨戰合圍ノ地ニ在テハ首魁ハ重禁錮ニ處シ其他ノ犯人ハ二年以上五年以下ノ輕禁錮ニ處ス

(義)

第五十八條ハ黨ヲ結ヒテ前條ノ行爲ヲ爲シタルノ罪ナリ黨ヲ結フノ意義ハ第二十五條ヲ見ヨ黨與シタルニヨリテ其罰重キハ明カナリ首魁ヲ重ク罰スルハ結黨行爲普通ノ原則ナリ

二 軍中又ハ戒
 嚴地境ナルト
 キハ首魁ハ無
 期又ハ五年以
 上ノ禁錮ニ處
 シ其ノ他ノ者
 ハ一年以上十
 年以下ノ禁錮
 ニ處ス

ニ處シ將校ハ剝
 官ヲ附加ス
 其他ノ地ニ在テ
 ハ首魁ハ輕禁獄
 ニ處シ其他ノ犯
 人ハ二月以上二
 年以下ノ輕禁錮
 ニ處シ將校ハ剝
 官ヲ附加ス

三 其ノ他ノ場
 合ナルトキハ
 首魁ハ三年以
 上十年以下ノ
 禁錮ニ處シ其
 ノ他ノ者ハ五
 年以下ノ禁錮
 ニ處ス

第五十九條 暴行

ヲ爲スニ當リ上
 官ノ制止ニ從ハ
 サル者ハ三年以
 下ノ禁錮ニ處ス

第六十八條 軍人

暴行ヲ爲スニ當
 リ上官之ヲ制止
 シ其命ニ從ハサ
 ル者ハ二月以上
 四年以下ノ輕禁
 錮ニ處シ將校ハ
 剝官ヲ附加ス

(議)

前二條ハ敢テ命令ノ種類性質ヲ限定セズ然
 ルニ本條ハ自ら暴行ヲ爲スニ當リテ上官ノ之
 レカ制止ニ服從セサル時トセリ
 本條ハ前二條ト同性質ノモノヲ分離シテ規定
 シタルモノカ又ハ其性質ヲ異ニスルカ余ハ左
 ノ數點ヨリシテ異ナルモノト斷定セン

一 同性質ノモノナランカ特ニ分離スル必要
 ナシ又前二條ト同シク場合ニ依リ刑ヲ異ニ
 スルノ必要モアルニアラスヤ然ルヲ分離シ
 タルハ異性質ノモノトセル證ナリ

二 法文ハ異性質ヲ表ハス爲メニ制止ニ從ハ
 サル者ト云ヒテ命令ニ反抗シ又ハ服從セサ
 ル者ト云ハス又前々條ノ罪ヲ犯シタル者ト
 モ云ハサルハ其意ノアル所ヲ知ルニ難カラ
 ス

故ニ上官ト云フモ必スシモ命令關係アルモノ
 ニ限ラサルナリ

第五章 暴行脅迫ノ罪

第五章 暴行

又暴行ノ意モ結黨反抗ノ如キヲ含マサルヲ知ルヘク一時ノ憤怒ニ乗シテ爲ス普通亂暴ト云フカ如キ程度ノモノナリ故ニ單ニ人ニ對スル外ニ器物ヲ損壞スルカ如キ場合ヲ含ム

(改) 舊法ハ暴行ト題シ新法ハ之ニ脅迫ヲ加フ脅迫ハ暴行ト輕重シヘカラス故ニ刑法ハ之ヲ同列ニ置ク本法モ亦其主義ヲ取ル蓋シ適當ノ改正ナリ

本章ハ上官ニ對スル場合哨兵ニ對スル場合は以外ノモノニ對スル場合及多數共同ノ暴行、職權濫用ノ場合ニ分ツ

(義) 暴行トハ他人ノ身體ニ對スル腕力ニシテ其身體ノ反抗ヲ抑制スル程度ノモノナリ但シ其反抗ハ現ニアルヲ要セス又器具ヲ利用スルト否トヲ問ハス
但舊法ニ於テハ軍用物損壞ノ罪モ暴行ノ章下

第六十條 上官ニ對シ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

- 一 敵前ナルトキハ一年以上

第七十六條 軍人上官ニ對シ暴行ヲ爲ス者ハ一年以上五年以下ノ輕禁錮ニ處シ將校ハ劊官ヲ附加ス

輕禁錮ニ處シ將校ハ劊官ヲ附加ス

(改)(義)

舊法ニ脅迫ヲ加ヘタリ以下同シ
本條ハ上官ニ對スル場合ナリ上官カ軍務ヲ行フトキナルト否トヲ問ハス刑ノ範圍廣ケレハ差支ナシ

ニ入レタルヨリスレハ身體ニ對セサル場合モ暴行ナリヤト云フニ廣義ニ解スレハ含ムモ舊法モ此ノ如キ場合ニ暴行ノ文字ヲ使用セサルヨリ見レハ新法ト差異ナキモノト信ス
脅迫モ廣義ニ解スレハ人ヲシテ畏怖心ヲ抱カシムル一切ノ場合ヲ包含スルモ暴行ト對立セシムルトキハ其程度カ精神ノ反抗ヲ抑制スル程度ノモノナルヲ要ス其畏怖セシムル材料ニハ制限ナシ又其害ヲ眞ニ加ヘントスルノ意アルト否トヲ問ハス

十年以下ノ懲
役又ハ禁錮ニ
處ス

二 其ノ他ノ場
合ナルトキハ
五年以下ノ懲
役又ハ禁錮ニ
處ス

第六十一條 黨與

シテ前條ノ罪ヲ
犯シタル者ハ左
ノ區別ニ從テ處
斷ス

一 敵前ナルト
キハ首魁ハ無
期若ハ十年以
上ノ懲役又ハ

第七十七條 軍人

二人以上共ニ前
條ノ罪ヲ犯ス者
首魁ハ重禁獄ニ
處シ其他ノ犯人
ハ一年以上五年
以下ノ輕禁錮ニ
處シ將校ハ剝官
ヲ附加ス

(議) 前條ト異ナルハ黨與シテ爲ス點ニアリ第二
十五條第五十八條ヲ參考トスヘシ

禁錮ニ處シ其
ノ他ノ者ハ三
年以上ノ有期
ノ懲役又ハ禁
錮ニ處ス

二 其ノ他ノ場

合ナルトキハ
首魁ハ五年以
上ノ有期ノ懲
役又ハ禁錮ニ
處シ其ノ他ノ
者ハ十年以下
ノ懲役又ハ禁
錮ニ處ス

第六十二條 上官

ニ對シ兵器又ハ
兇器ヲ用キテ暴

第七十八條 軍人

上官ノ公務ヲ行
フニ當リ前二條
ノ罪ヲ犯ス者ハ
各一等ヲ加フ

第七十九條 軍人

上官ニ對シ兵器
若シハ兇器ヲ用

(改) 本條ヲ削除シタルハ新法第六十條ニ包含セ
シメタル結果ナリ

(改) 本條等シク暴行脅迫ナルモ更ニ兵器又ハ兇
器ヲ用キタルコトヲ要ス尙次條トノ關係上黨
ヲ結ハサル場合ナリ舊法ハ第七十九條ニテ雙

行又ハ脅迫ヲ爲シタル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

- 一 敵前ナルトキハ死刑、無期若ハ十年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス
- 二 其ノ他ノ場合ナルトキハ無期若ハ二年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

ヒ暴行ヲ爲ス者ハ死刑ニ處ス上官ノ軍務ヲ行フニ當リ之ニ對シ暴行ヲ爲ス者亦同シ

方ヲ規定ス

(義) 兵器トハ軍用ニ供スル武器ノ意ナリ別ニ兇器ノ文字アル故ニ一切ノ武器ヲ包含セス兇器ノ範圍ニ就テハ詳細ノ説明ヲ要ス兇器ヲ二分シテ性質上ノ兇器用法上ノ兇器トス性質上ノ兇器トハ人ノ身體ニ傷害ヲ與フル爲メニ作ラレタル物ナリ用法上ノ兇器トハ人ノ使用如何ニ因リテ身體ヲ傷害スルモノヲ云フ用法ニ依リテハ揚杖一本針一本モ兇器ナリ

本條ニハ全部ヲ含ムカ右ノ區別ハ學者ノ常ニナス所ナルモ實際ニ適合セス兵器ト並立セシムルヨリ見ルモ兵器以外ノ武器一切ヲ包含ス右ノ區別ニ就テ云ヘハ性質上ノ兇器ハ勿論棍棒庖刀ノ類ヲモ含ム而モ普通暴行脅迫ニ關係ナキ針等ヲ含マスト信ス尙是レハ刑法上至難ノ問題ナリ諸子ノ研究ヲ望ム

本條ハ暴行又ハ脅迫ヲ行フニ當リ是等ノ器具

第六十三條 黨與

シテ前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

- 一 敵前ナルトキハ首魁ハ死刑ニ處シ其ノ他ノ者ハ死刑又ハ無期ノ懲役若ハ禁錮ニ處ス
- 二 其ノ他ノ場合ナルトキハ首魁ハ死刑又ハ無期ノ懲役

○

ヲ使用シタル場合ヲ重ク罰セリ

(改) 六十三條ハ黨ヲ結ヒタル場合ナリ

(義) 黨ノ全員カ兵器又ハ兇器ヲ有セサルモ本罪ナリ

若ハ禁錮ニ處シ其ノ他ノ者ハ死刑、無期若ハ五年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第六十四條 哨兵

ニ對シ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

- 一 敵前ナルトキハ七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス
- 二 其ノ他ノ場合ナルトキハ

第八十條 軍人哨兵ニ對シ暴行ヲ爲ス者ハ四月以上四年以下ノ輕禁錮ニ處シ將校ハ劊官ヲ附加ス

其兵器若クハ兇器ヲ用フル者ハ有期流刑ニ處ス

第八十一條 軍人二人以上共ニ前

(改) 第六十四條ヨリ第六十七條ヲ一括シテ說明セン

此四ケ條ハ哨兵ニ對スル罪ニシテ軍人ニ非ナルモノモ犯罪ノ主體タルコトヲ得(第二條參照)是レ前數條ノ上官ニ對スル場合ト異ナル所ナリ

(義) 上官ノ文字カ哨兵ト異ナレルノミ別ニ說明ヲ要セス

四年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第六十五條 黨與

シテ前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

- 一 敵前ナルトキハ首魁ハ三年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ處シ其ノ他ノ者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス
- 二 其ノ他ノ場

條ノ罪ヲ犯ス者首魁ハ重禁獄ニ處シ其他ノ犯人ハ四月以上四年以下ノ輕禁錮ニ處シ將校ハ劊官ヲ附加ス

其兵器若クハ兇器ヲ用フル者首魁ハ死刑ニ處シ其他ノ犯人ハ有期流刑ニ處ス首魁自ラ兵器若クハ兇器ヲ用ヒスト雖モ指示シテ之ヲ用ヒシムル時ハ死刑ニ處

(義)

前條ト異ナルハ黨與シテ爲ス點ニ在リ第二十五條第五十八條及本章ノ初ニナシタル說明ヲ參照セヨ

合ナルトキハ
首魁ハ一年以
上十年以下ノ
懲役又ハ禁錮
ニ處シ其ノ他
ノ者ハ五年以
下ノ懲役又ハ
禁錮ニ處ス

第六十六條 哨兵

ニ對シ兵器又ハ
兇器ヲ用キテ暴
行又ハ脅迫ヲ爲
シタル者ハ左ノ
區別ニ從テ處斷
ス
一 敵前ナルト
キハ無期若ハ

(義)

第六十二條ノ說明ヲ參照セヨ

五年以上ノ懲
役又ハ禁錮ニ
處ス

二 其ノ他ノ場

合ナルトキハ
一年以上ノ有
期ノ懲役又ハ
禁錮ニ處ス

第六十七條 黨與

シテ前條ノ罪ヲ
犯シタル者ハ左
ノ區別ニ從テ處
斷ス

一 敵前ナルト

キハ首魁ハ死
刑又ハ無期ノ
懲役若ハ禁錮

(義)

前條ト異ナルハ黨與シテ爲ス點ニ在リ第二
十五條第五十八條及第六十二條ノ說明ヲ參照
セヨ

ニ處シ其ノ他ノ者ハ無期若ハ七年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

二 其ノ他ノ場合ナルトキハ首魁ハ死刑、無期若ハ七年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處シ其ノ他ノ者ハ無期若ハ二年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第六十八條 上官又ハ哨兵以外ノ

第八十二條 軍人 (改) 第六十八條第六十九條ハ上官又ハ哨兵以外ノモノ、職務執行ニ對スル罪ナリ舊法第八十

陸軍軍人其ノ職務ヲ執行スルニ當リ之ニ對シ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタル者ハ四年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

ノ者軍務ヲ行フニ當リ之ニ對シ暴行ヲ爲ス者ハ三月以上四年以下ノ輕禁錮ニ處シ將校ハ劊官ヲ附加ス

其兵器若クハ兇器ヲ用フル者ハ重禁獄ニ處ス
第八十三條 軍人二人以上共ニ前條ノ罪ヲ犯ス者首魁ハ輕禁獄ニ處シ其他ノ犯人ハ三月以上四年以下ノ輕禁錮ニ處ス
(義) 前條ト異ナルハ兵器又ハ兇器ヲ用ユル點ニ

第二編 罪 第五章 暴行脅迫ノ罪

在リ尙第六十二條ノ説明ヲ參照スヘシ

又ハ哨兵以外ノ陸軍軍人其ノ職務ヲ執行スルニ當リ之ニ對シ兵器又ハ兇器ヲ用キテ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス
黨與シテ前項ノ罪ヲ犯シタルトキハ首魁ハ無期若ハ三年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處シ其ノ他ノ者ハ一年以上ノ有

處シ將校ハ劊官ヲ附加ス
其兵器若クハ兇器ヲ用フル者首魁ハ有期流刑ニ處シ其他ノ犯人ハ重禁獄ニ處ス
首魁自ラ兵器若クハ兇器ヲ用ヒスト雖モ指示シテ之ヲ用ヒシムル時ハ有期流刑ニ處ス

期ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第七十條 多衆聚

合シテ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

- 一 首魁ハ三年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス
- 二 他人ヲ指揮シ又ハ他人ニ率先シテ勢ヲ助ケタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役又

第八十四條 軍人

多衆相集リ暴行ヲ爲ス者首魁ハ一年以上五年以下ノ重禁錮ニ處シ其他ノ犯人ハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ處シ將校ハ劊官ヲ附加ス

第八十五條 軍人

多衆結合シテ相鬪毆スル者首魁ハ二年以上五年以下ノ輕禁錮ニ

(改) 舊法第八十四條第八十五條ヲ修正シテ新法

第七十條トセリ多衆結合シテ相鬪毆スル者モ亦多衆集合シテ暴行脅迫ヲ爲スト云フコトヲ得ルヲ以テナリ

第二十五條トハ同シカラス

(義) 多數集合ト云フカ故ニ黨ヲ結ヒタルコトヲ要セス但シ二三ノ暴行ヲ含マス

ハ禁錮ニ處ス

三 附和隨行シ

タル者ハ二年

以下ノ懲役又

ハ禁錮ニ處ス

第七十一條 職權

ヲ濫用シテ陵虐

ノ行爲ヲ爲シタ

ル者ハ三年以下

ノ懲役又ハ禁錮

ニ處ス

處シ其他ノ犯人

ハ一月以上一年

以下ノ輕禁錮ニ

處シ將校ハ劾官

ヲ附加ス

第九十二條 軍人

職權ヲ妄用シテ

人ヲ監禁制縛シ

其他陵虐ノ所爲

アル者ハ一月以

上二年以下ノ輕

禁錮ニ處ス

○

(改) 舊法ト同一ナリ

陵虐罪ナリ是レ上官カ下級者ニ對シ自己ノ

職權アルニ乘シテ之カ濫用ヲ爲スナリ

陵虐トハ殘酷苛刻ト云フカ如ク廣シ元來罪囚

ヲ酷遇スルノ意ナルモ本條別ニ此制限ナシ

(義) 未遂罪ニ就テハ刑法第四十三條ヲ見ヨ

(義) 侮辱トハ他人ノ名譽地位威信ヲ害スヘキ行

第七十二條 第六
十條乃至第七十
條ノ未遂罪ハ之
ヲ罰ス

第六章 侮

第六章 侮

辱ノ罪

第七十三條 上官

ヲ其ノ面前ニ於

テ侮辱シタル者

ハ三年以下ノ懲

役又ハ禁錮ニ處

ス

文書、圖畫若ハ

偶像ヲ公示シ又

ハ演說ヲ爲シ其

ノ他公然ノ方法

ヲ以テ上官ヲ侮

辱シタル者ハ五

年以下ノ懲役又

ハ禁錮ニ處ス

辱

第九十三條 軍人

上官ヲ罵詈若ク

ハ侮慢スル者ハ

二月以上二年以

下ノ輕禁錮ニ處

ス

上官ノ公務ヲ行

フ時ニ於テスル

者ハ一等ヲ加フ

第九十四條 軍人

文書圖畫ヲ流布

シ若クハ多衆ヲ

會シ演說ヲ爲シ

テ上官ヲ誹毀ス

ル者ハ二月以上

二年以下ノ輕禁

爲ヲ云フ

(改) 舊法ノ罵詈又ハ侮慢ト云フハ侮辱ト云フト

異ナルナシ

新法ハ兩條ヲ合シ且缺點ヲ補フ

(義) 本條ハ上官ニ對スル侮辱罪ナリ

面前ニ於テ爲セルヲ要ス上官在ラサル所ニテ

爲スハ本罪ニアラス面前トハ目前ノ意ニアラ

ス耳目ノ達スル所ナレハ可ナリ

文書圖畫ハ説明ノ要ナシ偶像トハ人形ノ類ナ

リ舊法ハ之ヲ缺ク演說トハ公衆ニ向テ爲ス談

話ナリ以上何レモ公示スルヲ要スルカ故ニ藁

人形ヲ作ルモ筐底ニ藏スルカ如キハ含マス演

說ハ夫自身公然ノモノナリ

此外ニモ公然ノ方法ナレハ皆手段トナル平圓

盤ニテ爲スハ如何余ハ包含スルト信ス演劇ノ

如キモ好適例ナリ

第七十四條 哨兵

ヲ其ノ面前ニ於テ侮辱シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

鋼ニ處ス

第九十五條 軍人

哨兵ヲ罵詈若クハ侮慢スル者ハ一月以上一年以下ノ輕禁錮ニ處ス

第九十六條 軍人

同等若クハ下等ノ者軍務ヲ行フニ當リ之ニ對シ罵詈若クハ侮慢スル者ハ十一日以上一年以下ノ輕禁錮ニ處ス

(義) 第七十四條ハ哨兵ニ對スル場合ナリ

(改) 本條ハ削除セラル蓋シ輕微ナルヲ以テナラ

第七章 逃亡ノ罪

第七章 逃亡ノ罪

第八章 逃亡

第八章 逃亡

(改) 舊法ト同シ
(義) 逃亡トハ故ナク職役ヲ離レ又ハ職役ニ就カ

第七十五條 故ナ

ク職役ヲ離レ又ハ職役ニ就カサル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一 敵前ナルト

キハ死刑、無期若ハ五年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

二 戰時、軍中

又ハ戒嚴地境ニ在リテ三日ヲ過キタルトキハ五年以下ノ懲役又ハ禁

第一百十八條 軍人

敵前ニ在テ擅ニ職役若クハ屯營本隊ヲ離ル、者ハ逃亡ト爲シ輕懲役ニ處ス

第一百十七條 軍人

擅ニ職役若クハ屯營本隊ヲ離レ六日ヲ過クル者ハ逃亡ト爲シ二月以上一年以下ノ重禁錮ニ處シ將校ハ劄官ヲ附加シ新兵入營三月ニ滿サル者ハ

サルヲ云フ

(改) 舊法第一百十七條及第一百十八條ヲ取リテ本條トナス

(義) 職役ヲ離ル、カ又ハ職役ニ就カサルカニ依リテ成立ス職役ニ就キアルヤ否ヤニ止マリテ身體ノ位置ニ關係ナキヤ換言スレハ身職役ヲ執ルノ地ニアリナカラ其職務ヲ省ミサルヲモ含ムヤト云フニ余ハ逃亡ノ字義カ身體ノ所在變更ヲ意味スルヲ以テ此場合ヲ含マスト信ス

第二號第三號ニ於テ三日又ハ六日ノ期間ヲ設ケタルハ犯人ノ悔悟ヲ促カシ可成犯罪人ヲ作ラサルノ精神ニ出ツ

鋼ニ處ス

三 其ノ他ノ場
合ニ於テ六日
ヲ過キタルト
キハ二年以下
ノ懲役又ハ禁
鋼ニ處ス

一等ヲ減ス

戰時軍中若クハ
合圍ノ地ニ在テ
三日ヲ過クル者
ハ逃亡ト爲シ六
月以上二年以下
ノ重禁鋼ニ處シ
將校ハ剝官ヲ附
加ス

第百六條 軍人允

許ヲ得テ他方ニ
赴キ故ナク歸著
ノ期ニ後レ十日
ヲ過ル者ハ二月
以上一年以下ノ
輕禁鋼ニ處ス
戰時ニ在テ五日

(改)

本條ハ新法第七十五條第三號ニ入ル即チ職
役ニ就カサル者ナリ

第七十六條 黨與

シテ前條ノ罪ヲ
犯シタル者ハ左
ノ區別ニ從テ處
斷ス

一 敵前ナルト
キハ首魁ハ死
刑又ハ無期ノ
懲役若ハ禁鋼
ニ處シ其ノ他
ノ者ハ死刑、
無期若ハ七年
以上ノ懲役又
ハ禁鋼ニ處ス

ヲ過ル者ハ六月
以上二年以下ノ
輕禁鋼ニ處ス

第百十九條 軍人

四人以上共ニ逃
亡ノ罪ヲ犯ス者
首魁ハ二年以上
五年以下ノ重禁
鋼ニ處シ將校ハ
剝官ヲ附加ス
戰時軍中若クハ
合圍ノ地ニ在テ
ハ輕懲役ニ處シ
敵前ニ在テハ死
刑ニ處ス

(改)

舊法百十九條ヲ取リテ本條トナス
前條ト異ナルハ黨與シテ爲スノ點ニ在リ第
二十五條第五十八條及前條ノ説明ヲ見ヨ

二 戰時、軍中
 又ハ戒嚴地境
 ニ在リテ三日
 ヲ過キタルト
 キハ首魁ハ五
 年以上ノ有期
 ノ懲役又ハ禁
 錮ニ處シ其ノ
 他ノ者ハ六月
 以上七年以下
 ノ懲役又ハ禁
 錮ニ處ス

三 其ノ他ノ場
 合ニ於テ六日
 ヲ過キタルト
 キハ首魁ハ一
 年以上七年以

下ノ懲役又ハ
 禁錮ニ處シ其
 ノ他ノ者ハ三
 年以下ノ懲役
 又ハ禁錮ニ處
 ス

第七十七條 敵ニ
 奔リタル者ハ死
 刑又ハ無期ノ懲
 役若ハ禁錮ニ處
 ス

第七十八條 第七
 十五條第一號、
 第七十六條第一
 號及前條ノ未遂
 罪ハ之ヲ罰ス

第八章 軍

第二百二十條 軍人
 敵ニ奔ル者ハ死
 刑ニ處ス

(改) 新舊相同シ
 (義) 敵ニ奔リタル罪ナリ敵ニ奔ルトハ敵軍ニ投
 スルノ意ナリ現ニ自己カ職務ヲ執行シアルト
 否トヲ問ハス然レトモ混戰中誤リテ敵ニ入ル
 カ如キハ素ヨリ無罪ナリ
 (義) 未遂罪ニ就テハ刑法第四十三條ヲ見ヨ

(改) 舊刑法ニ於テ軍用物損壞ノ罪ヲ暴行ナル章

二 戰時、軍中
 又ハ戒嚴地境
 ニ在リテ三日
 ヲ過キタルト
 キハ首魁ハ五
 年以上ノ有期
 ノ懲役又ハ禁
 錮ニ處シ其ノ
 他ノ者ハ六月
 以上七年以下
 ノ懲役又ハ禁
 錮ニ處ス

三 其ノ他ノ場
 合ニ於テ六日
 ヲ過キタルト
 キハ首魁ハ一
 年以上七年以

下ノ懲役又ハ
 禁錮ニ處シ其
 ノ他ノ者ハ三
 年以下ノ懲役
 又ハ禁錮ニ處
 ス

第七十七條 敵ニ
 奔リタル者ハ死
 刑又ハ無期ノ懲
 役若ハ禁錮ニ處
 ス

第七十八條 第七
 十五條第一號、
 第七十六條第一
 號及前條ノ未遂
 罪ハ之ヲ罰ス

第八章 軍

第二編 罪 第八章 軍用物損壞ノ罪

第二百二十條 軍人
 敵ニ奔ル者ハ死
 刑ニ處ス

(改) 新舊相同シ
 (義) 敵ニ奔リタル罪ナリ敵ニ奔ルトハ敵軍ニ投
 スルノ意ナリ現ニ自己カ職務ヲ執行シアルト
 否トヲ問ハス然レトモ混戰中誤リテ敵ニ入ル
 カ如キハ素ヨリ無罪ナリ
 未遂罪ニ就テハ刑法第四十三條ヲ見ヨ

(改) 舊刑法ニ於テ軍用物損壞ノ罪ヲ暴行ナル章

用物損
壞ノ罪

下ニ規定シタルモ第五章ニ於テモ説明セルカ
如ク暴行ハ人ノ身體ニ對スルモノニシテ物ニ
對スルモノニアラス茲ニ於テカ新法ハ別ニ本
章ヲ設ケテ物ニ對スル行爲ヲ規定シタリ而モ
是レ法文編次ノ體裁ノミ爲メニ法理ヲ異ニス
ルモノニアラス

(義)

軍用物トハ軍ノ使用ニ供スル物ニシテ現ニ
使用シツ、アル物及使用センカ爲メニ備ヘア
ル物ヲ云フ故ニ軍カ所有又ハ占有シアル物ナ
リ而シテ其範圍ハ甚タ廣ク船舶建造物ヨリ凡
テノ交通機關其他動産不動産ヲ含ム詳細ハ各
條ヲ見ヨ

本罪行爲ノ範圍モ亦廣ク燒燬破裂破壞其他使
用スルコトヲ得サラシムル一切ノ行爲ヲ含ム
本章ノ規定ハ軍人ニ非ルモノニモ適用セラレ
且第二十八條第一號第二號ト區別アルヲ注意
スヘシ

第七十九條 陸軍

ノ工場、船舶、
戰鬪ノ用ニ供ス
ル建造物、汽車、
電車若ハ橋梁又
ハ陸軍ノ軍用ニ
供スル物ヲ貯藏
スル倉庫ヲ燒燬
シタル者ハ死刑
又ハ無期若ハ十
年以上ノ懲役ニ
處ス

第八十八條 軍人

軍用ノ工廠船舶
及ヒ軍需ノ物品
ヲ貯藏スル倉庫
若クハ現ニ戰鬪
ノ用ニ供スル家
屋壘柵橋梁汽車
電線ヲ毀壞スル
者ハ重懲役ニ處
シ火ヲ放テ之ヲ
燒燬スル者ハ死
刑ニ處ス

(改)

舊法第八十八條ハ新法ニ於テ第七十九條第
八十二條及第八十三條ノ一部トナル今其目的
ト行爲ノ範圍ニ關シ舊法第八十八條ヲ分析シ
テ以テ修正ノ點ヲ明ニセン

一 軍用ノ工廠船舶軍需品貯藏ノ倉庫戰鬪用
ノ家屋汽車橋梁ヲ燒燬スルノ行爲ハ新法第
七十九條ニ入ル

二 新法第七十九條ハ此外ニ電車ヲ加フ是レ
汽車ト輕重スヘカラサルヲ以テナリ

三 電線ヲ燒燬スルノ行爲ハ新法第八十二條
ニ入ル即チ使用不能ニ至ラシムル行爲中ニ
包含ス

壘柵ヲ燒燬スルノ行爲ハ新法第八十三條ニ
入ル

右二種ノ物ニ對スル行爲ヲ何故ニ第七十九
條ニ入レサルヤト云フニ其燃焼ノ狀態ニ於
テ同シカラス延燒及軍ノ利益ヲ害スルコト

少ナシト見タルナリ其精神ハ汽車ヲ第七十
九條ニ入レテ鐵道ヲ含マシメス電車ヲ入レ
テ電線ヲ入レサルニヨリテモ知ラル

四 右第一號ノ物及電線ヲ毀壞スルノ行爲ハ
新法第八十二條ニ入り壘柵ヲ毀壞シタルノ
行爲ハ同第八十三條ニ入ル

凡テ法律ヲ比較シテ意義ヲ知ランニハ右ノ方
法ニ依ルヲ可トス茲ニハ唯一例ヲ示スニ過
キサルモ本法第五十三條以下ノ如キモ此方法
ヲ用ユルトキハ了解ニ便ナラン(第二十八條
參照)

議) 本條及次條ハ軍用物燒燬行爲ヲ罰ス

陸軍ノ工場トハ諸種ノ工業製作場ノ如キヲ云
フ舊法ノ軍用工廠ト同意義ナリ

船舶トハ軍艦ヲ含マス

建造物ノ意義如何

本法ニハ第二十七條第二十八條及本條ニ此文

字アリ

普通建造物ト云フトキハ風雨ヲ凌クタメニ屋
根及壁アリテ地上ニ定著シタル工作物ナリ普
通刑法モ此義ニ解シタリ本法モ亦然リ故ニ廣
義ノ工作物ト同シカラス

汽車電車ハ土地ニ定著セサルノ點ヨリ橋梁壘
柵ハ雨露ヲ防クヘキ設備ナキノ點ヨリ建造物
ニ入ラス

故ニ前三種ノ物ハ建造物以外ニ明ニ定メラレ
壘柵ハ新法第八十三條ニ入ルコトハ前ニ説明
セリ

倉庫ハ建造物ナルモ軍用物ヲ貯藏スルモ未タ
必スシモ戰鬪ノ用ニ供スルト云フヲ得サルヲ
以テ別ニ定メタリ

(改) 舊法第八十九條ヲ修正シタルモノナリ舊法
ハ目的物ニ就テ常ニ列舉主義ヲ取リタル爲メ
脱漏スルヲ免レサルヲ以テ新法ハ之ヲ補フ手

第八十條 露積シ
タル兵器、彈藥、
糧食、被服其ノ

第八十九條 軍人
敵前軍中若クハ
臨戰合圍ノ地ニ

他陸軍ノ軍用ニ
 供スル物ヲ燒燬
 シタル者ハ左ノ
 區別ニ從テ處斷
 ス

一 戰時、軍中
 又ハ戒嚴地境
 ナルトキハ死
 刑又ハ無期懲
 役ニ處ス

二 其ノ他ノ場
 合ナルトキハ
 無期又ハ二年
 以上ノ懲役ニ
 處ス

於テ火ヲ放チ露
 積スル所ノ兵器
 彈藥軍糧陣營具
 被服ヲ燒燬スル
 者ハ死刑ニ處ス
 其他ノ地ニ在テ
 ハ重懲役ニ處ス

段ヲ取レリ本條ノ如キモ其一例ナリ即チ舊法
 第八十九條ノ目的物ヲ列舉シタル上ニ其他陸
 軍ノ軍用ニ供スル物ト云ヒ敢テ遺漏ナカラシ
 メタリ但シ本條ハ露積シタル云々ノ制限存ス
 ルヲ注意セヨ(第二十八條參照)

(義) 本條ハ前條ト同シク燒燬行爲ヲ定ム
 本條ニ前條ノ目的物ノ包含セサルハ勿論ナル
 モ前條以外ノ一切ノ軍用物ヲ網羅セルニアラ
 ス何トナレハ本條露積シタル物タルコトヲ要
 スルヲ以テナリ

露積シタルトハ堆積シタルト云フニ同シク少
 數ノ意義ニアラスシテ多數ノ意ナリ何故ニ此
 露積シタルノ制限ヲ附セルヤト云フニ一挺ノ
 鐵砲ヲ燒燬スルト百挺ノ鐵砲ヲ燒燬スルト其
 輕重アルノミナラス燃燒ノ狀態公安ヲ害スル
 ノ程度ニ於テ同日ノ論ニアラス故ニ此制限ヲ
 附スルト同時ニ酷刑ヲ設ケタリ然ラハ露積セ

第八十一條 火藥

○

(改)

サル軍用物ヲ燒燬シタルトキハ如何ト云フニ
 第七十九條第八十二條第八十三條ニ依ルヘシ
 本條ノ軍用品ハ常ニ動産物ナルコトヲ要ス是
 レ不動産物例ヘハ家屋橋梁等ニ堆積スルコト
 ナケレハナリ

「其他陸軍ノ軍用ニ供スル物」ト云フニモ露積
 シタルノ制限ハアルナリ是レ本條ノ骨子ノ文
 字ニシテ本條ノ刑ノ基礎茲ニ存スルヲ以テナ
 リ

燒燬トハ火ヲ以テ物ヲ燒クナリ換言スレハ燃
 ユルト云フ作用ニ因テ物カ物質的ニ破壞サル
 ノコトナリ其既遂、未遂ノ區別ハ議論アルモ
 余ハ其物ノ效用ヲ失フ程度ニ至レハ凡テ灰燼
 ニ歸スルヲ要セスト信ス

目的物ニ就テハ説明ヲ要セス總テ政府ノ所有
 又ハ占有ニアル物ヲ云フハ勿論ナリ

舊法ニハ之ニ當ル條文ナシ之レ缺點ナリ破

汽罐其ノ他激發スヘキ物ヲ破裂セシメテ前二條ニ記載シタル物ヲ損壞シタル者ハ燒燬ノ例ニ同シ

第八十二條 第七十九條ニ記載シタル物又ハ陸軍戰鬪ノ用ニ供スル鐵道、電線若ハ水陸ノ通路ヲ

裂ハ火ヲ以テ燒キタルニアラサレハ燒燬ニアラス而モ其害ハ輕重スヘカラス故ニ新法ハ之ト同一トセリ(第二十八條參照)
(義) 激發スヘキ物ヲ破裂セシメタルノ罪ナリ苟モ激發スヘキ物ナランニハ火藥汽罐ニ限ラス是等ハ著シキ例ニ外ナラス
激發スヘキ物トハ其物ノ性質カ化學的變化ニ依リテ破裂シ易キ物ヲ云フナリ
本條ノ破裂ノ害ヲ受クル目的物ハ第七十九條第八十條ノ物ニ限ル其他ノ物ニ就テハ第八十二條第八十三條ヲ適用スヘシ
(改) 本條ハ舊法第八十八條ノ一部ヲ取リテ修正シタルモノナリ
目的物ハ第七十九條ニテ補ヒタル電車ノ外ニ鐵道及水陸ノ通路ヲ加フ是レ當然ノ改正ナリ
(第二十八條參照)
本條ハ左ノ行爲ヲ含ム

損壞シ又ハ使用スルコト能ハサルニ至ラシメタル者ハ無期又ハ二年以上ノ懲役ニ處ス

第八十三條 兵器、彈藥、糧食、被服、馬匹其ノ他陸軍ノ軍用ニ供

第九十條 軍人兵器彈藥軍糧陣營具被服ヲ棄毀シ若クハ軍用ノ馬

第二編 罪 第八章 軍用物損壞ノ罪

一 第七十九條ノ物ニ對シテハ燒燬及破裂ヲ除外ス其他ノ損壞行爲ハ本條ニ屬ス
二 本條掲タル物ニ對シテハ第八十條ニ入ルノ外凡テノ損壞行爲ハ本條ニ屬ス燒燬破裂モ包含ス
損壞ノ外ニ使用不能ノ行爲ヲ掲ケタルハ遺漏ナカラシメン爲メナリ
損壞トハ物質的ニ其效用ヲ害スルナリ
其他ノ云々ハ敢テ物質的ニ害セスシテ爲スナリ曾テ説明セルカ如ク道路ニ大石ヲ置クカ如シ
又鐵道等凡テ戰鬪用ナルヲ要ス否ラサレハ普通刑法ノ往來妨害罪ナリ
(改) 本條ハ主トシテ第九十條ヲ修正シタルモノナルモ其他軍用ニ供スル物トシテ前數條ニ脱漏シタル一切ノ物ヲ包含セシメタリ第八十條ニモ此筆法ヲ用ユレトモ同條ハ單ニ露積シタ

スル物ヲ毀棄又ハ傷害シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

四ヲ殺傷スル者ハ一月以上四年以下ノ重禁錮ニ處シ將校ハ剝官ヲ附加ス其官給ニ係ル物品ヲ棄毀スル者ハ十一日以上一年以下ノ重禁錮ニ處シ將校ハ剝官ヲ附加ス

第八十四條 第七

十九條乃至第八十二條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第八十五條 本章ノ規定ハ陸軍ト

ル物品ナルコト及燒燬ナル行爲ニヨルコトノ制限アリテ軍用物全部ヲ網羅シ又是レニ對スル一切ノ行爲ヲ擧クルコトヲ得サリシナリ舊法第九十條第一項ノ本條ニ入ルハ勿論第二項モ此内ニ入ル

(義) 毀棄又ハ傷害ノ罪ヲ定ム傷害ハ動物ヲ害スルニ用ユ毀棄ハ否ラサルモノニ用ユ毀棄ノ内容ハ頗ル廣ク物ヲ物質的ニ害スルコトヲ悉ク含ム故ニ燒燬ハ勿論破裂ヲモ含ム但シ傷害ヲ除ク

(義) 未遂罪ニ就テハ刑法第四十三條ヲ見ヨ

(改)(義) 本條ハ舊法ニナシ而モ必要ナリ故ニ設ク別ニ説明スルマテモナク外國ト共同シテ戰

共同作戰ニ從テ外國陸海軍ノ軍用物ニ對スル行爲ニ亦之ヲ適用ス

第九章 掠奪ノ罪

第八十六條 戰地又ハ帝國軍ノ占領地ニ於テ住民ノ財物ヲ掠奪シ

爭ヲナス場合ニ外國陸海軍ノ軍用物ニ對シ本章ノ規定ハ全部適用セラレハナリ

(改) 舊法ハ第八十七條ニ於テ暴行罪ノ一トセルモ暴行ハ手段ニテ目的ニアラス故ニ新法別ニ本章ヲ新設ス本章ハ舊法ノ一ヶ條ヲ以テハ充分ナラストシ別ニ數條ヲ加フ又之ニ牽連シタル暴行殺傷等ノ罪ヲ定メタリ

(義) 掠奪ノ意義ハ各條ニ入リテ説カン
(改) 本章ハ軍人ニ非サルモノニモ適用セラレ
(義) 戰地ヤ占領地ヤ常ニ軍ト關係スル所深シ普通刑法ニ讓ルヲ得サルモノ多シ故ニ新法ニ此規定ヲ新設ス又之ニ牽連スル強姦罪ヲ定ム
(義) 戰地及占領地ニ於ケル掠奪罪及強姦罪ヲ定

タル者ハ一年以
上ノ有期懲役ニ
處ス
前項ノ罪ヲ犯ス
ニ當リ婦女ヲ強
姦シタルトキハ
無期又ハ七年以
上ノ懲役ニ處ス

ム
戰地トハ戰爭地ノ意義ナルヲ以テ帝國ノ内外
ヲ區別セス例ヘハ臺灣某地ニ於テ某國ト戰爭
センカ某地ハ戰地ナリ但シ内亂ノ場合ヲ含マ
ス内亂ハ戰爭ト云ハサルヲ以テナリ
占領地ハ常ニ帝國外ヲ指ス是ハ前ニ說ケリ
以上ノ地ハ戰雲漠々トシテ兵火閃キ砲聲轟々
民ハ其堵ニ安ンセサルモノナリ是レ普通刑法
ニノミ依頼スルヲ得サル所以ナリ
住民トハ現居住者ノ意ニシテ其内國人タルト
外國人タルトヲ問ハサルナリ
財物トハ人ノ占有シアル物ヲ云フ掠奪ナル行
爲ノ性質上動産ニ限ラル何トナレハ物ノ場所
的移轉ヲ要スレハナリ
掠奪ノ意義ニ就テハ疑アリ暴行脅迫ヲ手段ト
セル強取即チ強盜ニ限ルカ又ハ竊取即チ竊盜
ヲ含ムカ余ハ次ノ有力ナル反對說ヲ豫想スル

モ強取及竊取ヲ含ムト解セン

反對者ハ云ハン掠奪トハ劫掠又ハ強奪ノ意ニ
テ暴行脅迫ヲ手段トスルヲ要ス又第二項ノ強
姦ヲ規定セルハ強盜強姦罪ナリ普通刑法ニ於
テモ之ヲ規定ス而モ竊盜強姦ノ規定ナシ是レ
掠奪ヲ強取ト解スルノ理由ナリト

余ハ竊カニ慨嘆ス新法カ學理ノ最新ニシテ法
文ノ體裁美ナルニモ拘ハラス用語大ニ然ラサ
ルモノアルコトヲ本條ノ如キハ其一例ナリ若
シ本法ニシテ強取ト同一義ノ爲メニナスナラ
ハ何故ニ強取ト云ハサルカ又竊取ヲ加フルナ
ラハ強取又ハ竊取ト云ハサルカ次條ノ褫奪ノ
如キモ亦學者ヲシテ其意ヲ知ルニ苦マシム此
點ニ於テ新法ハ舊法ニ比シテ進歩ノ迹ヲ知ル
ヲ得サルナリ

余ハ故ニ左ノ數點ニヨリテ廣義ニ解スル理由
ヲ說カン

一 舊法新法共ニ此種ノ用語區々ナリ之ニ依
 リテ意義ヲ知ルヲ得ス

二 掠奪ヲ以テ強取ニ限ルトセハ其刑ニ於テ
 大ナル權衡ヲ失スルコト、ナル此點ハ余ノ
 有力ナル論據ナルカ故ニ詳説センニ元來新
 法ニ於テ本條ヲ設ケタルノ理由ハ前ニモ説
 ケル如ク戰場ハ一大混亂ノ場所ニシテ生
 命、身體、財産ノ安全ナラサルノ地ナリ財産
 ノ保護ハ非常ニ困難ニシテ之カ侵害ハ甚タ
 容易ナリ故ニ普通刑法ヨリモ一歩進ムテ保
 護スルノ必要ヲ感シタルナリ是レハ立法ノ
 根本原理ニシテ現行普通刑法ニ於テモ（改
 正刑法ニアラス）乘機竊盜ナルモノヲ重ク
 罰シタリ

此理ニシテ正シカラハ新法ニ於テモ重刑ヲ
 科スヘキノ理ナリ改正普通刑法第二百三十
 六條強取罪ヲ見ヨ五年以上ノ有期懲役トア

リ若シ反對説ノ如ク強取ト解センカ重刑ヲ
 科スヘキ爲メニ特ニ設ケタル本條ハ却テ著
 シク輕キコト、ナル故ニ余ハ此點ヨリシテ
 強取以外竊取ヲ含ムト信ス此ノ如ク解シテ
 始メテ改正刑法ノ竊取強取ノ罪ト權衡ヲ維
 持スルヲ得ン換言スレハ改正刑法ノ強取罪
 ヨリモ範圍ヲ廣クシタル理由ヲ知ルヲ得
 ン

三 然ラハ第二項ノ強姦ト第一項ノ掠奪トノ
 關係ハ如何ニ解スルヤト云フニ反對説ノ如
 ク強盜強姦ト解ス元來法律カ強盜強姦ヲ相
 牽連スルモノトシテ定メタル理由ハ其暴行
 脅迫ナル手段ニ於テ共通スル所アルヲ以テ
 ナリ然ルニ竊盜ニハ此手段ナク從テ牽連ス
 ト云フヲ得ス故ニ余ハ掠奪ヲ廣ク解スルニ
 モ拘ハラヌ此點ニ於テ反對説ト解釋ヲ同フ
 ス之レ一般刑法々理ノ正解ナリ

第八十七條 戰場

ニ於テ戰死者又ハ戰傷病者ノ衣服其ノ他ノ財産ヲ褫奪シタル者ハ一年以上ノ有期懲役ニ處ス

第八十七條 軍人

戰場ニ於テ創傷人ノ衣服財物ヲ褫奪スル者ハ重懲役ニ處シ因テ殺傷スル者ハ死刑ニ處ス

(改) 本條ハ舊法第八十七條ヲ修正シタルモノナリ舊法ハ戰死者病者ヲ除外シタルモ新法之ヲ加フ戰死者病者ハ傷者ト區別スヘキ理由ナキヲ以テナリ

哀レ皇國ノ爲メニ一身ヲ鴻毛ノ輕キニ比スル軍人カ或ハ撃タレ或ハ傷ケラレ又ハ病魔ニ呻吟スルノ一大修羅場ニ於テ無慘ナル行爲ヲ敢テス其情惡ムニ餘リアリ是レ本條ノアル所以ナリ

(義) 戰場トハ現ニ戰爭ヲ爲シツ、アル地及現ニ

戰爭ヲ終リタル地ヲ云フ

褫奪トハ強取竊取ヲ含ムハ勿論或ル狹キ範圍ニ於テ遺失物拾得ノ行爲ヲ含ム

舊法ニ於テハ強取ノ意味ニ限レルカ如キモ余ハ前條ニ説キタル理由ニ依リテ廣ク解ス尙進ムテ或狹キ範圍ニ於テ遺失物拾得ノ性質ヲ帶フルト云フハ戰死者ノ財物ニ就テナリ戰死者

第八十八條 前二

條ノ罪ヲ犯ス者人ヲ傷シタルトキハ無期又ハ七年以上ノ懲役ニ處シ死ニ致シタルトキハ死刑又ハ無期懲役ニ處ス

○

ノ所持セシ物ニテモ軍ノ所有ニ歸スル物ハ別ナルモ其他ハ戰死者ノ死亡ト共ニ相續人又ハ法人ニ屬ス而モ占有ハ死亡ト同時ニ失フ竊取ハ他人ノ占有内ニアル物ヲ自己ノ占有ニ移スニヨリテ成立スルモノナルヲ以テ竊取トナラス此場合ハ正ニ遺失物ノ性質ナリ之レ余カ掠奪ヨリモ廣ク解スル所以ナリ

(改) 本條ハ舊法第八十七條末段ヲ取り且ツ廣ク定メタリ之レ前二條ヲ設ケタル當然ノ結果ナリ

(義) 本條ハ前二條ニ牽連スルモノトシテ茲ニ定ム故ニ前二條ノ罪ヲ犯ス者トハ前二條中ノ強盜ニ限ルナリ殺傷行爲ハ暴行ノ結果ナリ此點ニ於テ強盜ト共通シ牽連スルヲ以テナリ戰死者ニハ殺傷罪ナシ死體ハ人ニアラサルヲ以テナリ

死ニ致シタルハ主トシテ毆打致死ノ意味ナリ

第八十九條 本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第十章 俘虜ニ關スル罪

殺人ノ意思ヲ以テスルモノハ本條ニ定ムルノ限リニアラス

(義) 未遂罪ニ就テハ刑法第四十三條ヲ見ヨ

(改) 本章ノ罪ハ舊法ニ於テハ違令及暴行ノ罪トセルモ本法ハ特ニ一章ヲ設ク蓋シ俘虜ニ關スル研究ノ進歩ト其罪質必スシモ他ノ違令罪ノ暴行罪ト同シカラサルヲ以テナリ

本章ノ罪ハ主トシテ俘虜ノ拘束ヲ確實ナラシムルカ爲メニ設ケラル

(義) 俘虜ノ意義ハ第二十七條ニ説ケリ俘虜モ敵國ノ爲メニ盡セルモノ戰爭カ犯罪ナラサル以上囚徒ニアラス故ニ俘虜自身ノ逃走行爲ニ就テハ別ニ定メス又刑法囚人逃走罪ヲ適用スヘカラス

本罪ハ常人モ犯スヲ得但シ第九十條ハ別ナリ

第百十五條 軍人俘虜降人ヲ看守若クハ護送シ懈怠ニ因リ其逃走ヲ致ス者ハ十一日以上一月以下ノ輕禁錮ニ處ス

本章降人ノ字ヲ削リタルハ降人モ亦俘虜ナレハナリ若シ俘虜ニアラサレハ拘束スルコトナク隨テ逃走ナルコトナキヲ以テナリ

(改) 本條ハ故意犯ニ非スシテ過失犯ナリ故ニ本法ヨリ之ヲ除外ス

第九十條 俘虜ヲ看守又ハ護送スル者其ノ俘虜ヲ逃走セシメタルトキハ三年以上ノ有期懲役ニ處ス

第百十二條 軍人俘虜降人ヲ逃走セシムル者ハ二年以上五年以下ノ輕禁錮ニ處シ將校ハ剝官ヲ附加スルヲ看守護送

(改) 本條ハ看守護送者ノ俘虜ヲ逃走セシメタルノ罪ニシテ舊法第百十二條第二項ヲ修正シタルモノナリ

(義) 俘虜ヲ看守又ハ護送スル者トハ軍人又ハ之ニ準スルモノカ自己ノ職務トシテ看守中カ又ハ護送中ナルヲ云フ軍人ニ非サルモノニシテ看守又ハ護送ノ補助ヲ爲ヌモノ、如キハ含ま

者之ヲ犯ヌ時ハ

重禁獄ニ處ス

第一百十三條 軍人

俘虜降人ヲ逃走

セシムル爲メ兵

器其他ノ器具ヲ

給與シ若クハ逃

走ノ方法ヲ指示

スル者ハ四月以

上四年以下ノ輕

禁錮ニ處シ將校

ハ劔官ヲ附加ス

看守護送者之ヲ

犯ヌ時ハ輕禁獄

ニ處ス

ス次條ニ入ル(本法第二條參照)

(改) 本條ハ舊法第百十二條第一項及第百十三條

第八十六條末段ヲ修正シタルモノナリ

本條ハ常人モ犯ヌヲ得

(義) 本條ハ俘虜ヲ逃走セシメタルモノ及逃走ヲ

助ケタルモノ、罪ヲ定ム

第一項ハ進ムテ逃走セシメタルノ罪ナリ但シ

前條ノ看守者等ヲ含マサルハ勿論ナリ

第二項ハ進ムテ逃走セシムルニアラスシテ俘

虜ノ逃走行爲ヲ容易ナラシムル爲メニ種々ノ

補助ヲナスナリ

逃走セシムル目的ヲ以テトアル故ニ此目的ヲ

缺ケハ本項ニ入ラス

逃走ヲ容易ナラシムル行爲ニ制限ナシ舊法カ

之ヲ一二ニ限リタルハ缺點ナリ逃走ノ方法ヲ

指示スルモ罪ナリ看守ノ怠慢ヲ告クルモ逃走

第九十一條 俘虜

ヲ逃走セシメタ

ル者ハ十年以下

ノ懲役ニ處ス

俘虜ヲ逃走セシ

ムル目的ヲ以テ

器具ヲ給與シ其

ノ他逃走ヲ容易

ナラシムヘキ行

爲ヲ爲シタル者

ハ七年以下ノ懲

役ニ處ス

前項ノ目的ヲ以

テ暴行又ハ脅迫

ヲ爲シタル者ハ

一年以上十年以
下ノ懲役ニ處ス

第九十二條 俘虜

ヲ奪取シタル者

ハ二年以上ノ有

期懲役ニ處ス

第八十六條 軍人

俘虜降人ヲ劫奪

シ若クハ暴行脅

迫ヲ以テ其逃走

ヲ助ケタル者ハ重

禁獄ニ處ス

(改) 本條ハ第八十六條前段ヲ修正シタルモノナ

リ

(義) 俘虜ヲ奪取スルノ罪ナリ逃走セシメタルモ

ノ及逃走ヲ助ケタルモノト異ナル

奪取ノ範圍 於テハ疑問アリ

一 奪取トハ暴行又ハ脅迫ヲ以テスルヲ要ス

ルカ又ハ廣ク其他ノ手段ヲ含ムカ

一 舊法ハ劫奪ト定メ狹義ナリシカ新法ハ之

ヲ廣義トナシタルカ

余ハ之ヲ廣義ニ解シ暴行脅迫ヲ以テ奪ヒタルト其他ノ手段ニ出ツルトヲ問ハスト信ス奪取ナル文字ハ本法第二十七條及本條ト刑法第九十九條拘禁者奪取ノ所ニアリ之レヲ廣義ニ解セサルヘカラサル理由ヲ分説セン

イ 刑法ニ於テ之レヲ狹義ニ解センカ他ニ暴行又ハ脅迫ニ依ラサル奪取ノ規定ナキ故此場合ハ侵入罪ノ外方法ナシ人ハ物ニアラス竊盜罪ハ成立セス此ノ如クニシテ法律ノ目的ニ反セサルカ

ロ 本法第二十七條ハ更ニ明カナリ敵國ノ爲メニ俘虜ヲ奪取スルニ暴行脅迫ニヨルト否トハ毫モ關係ナシ殊ニ同號ノ逃走セシメトハ暴行脅迫ニヨルト否トヲ問ハス故ニ權衡上奪取モ廣ク解スヘシ

ハ 本條ハ普通刑法ト同一ノ嘆ナリ狹義ニ解センカ普通刑法ノ侵入罪ニ依ルノ外ナク法

ノ精神ニ反ス

ニ 同一ノ文字ヲ異ナル意義ニ解スルニハ有力ナル論據ヲ要ス然ルニ却テ同一ニ解スヘキ有力ナル理由アルニ非スヤ

ホ 反對者或ハ云ハン前條暴行脅迫ヲ爲シタルモノヨリ刑重シ之レ權衡ヲ失セスマト然レトモ前條末項ハ本條ト性質ヲ異ニス前條末項ハ逃走ヲ助クル爲メニスルニ過キス逃走セシメタルト否トヲ問ハス殊ニ逃走ハ俘虜ノ行爲ニシテ前條ハ補助的ナリ本條ハ同ク俘虜ノ行爲ヲ外ニシタル主働的行爲ナリ混スヘカラス比較シテ論スヘキニアラス若シ之ヲ除外スルトキハ殆ント無罪トスルコト多キヲ忘ルヘカラス

ヘ 尙舊法ハ劫奪トアリ新法之ヲ改正シタルナリ第二十六條ニ劫掠ノ文字ヲ舊法ヨリ取リテ本條ニ取ラサルカ如キモ偶以テ立法ノ

第九十三條 逃走

シタル俘虜ヲ藏匿シ又ハ隠避セシメタル者ハ五年以下ノ懲役ニ處ス

第一百十六條 軍人

逃走ノ俘虜降人タルヲ知テ之ヲ藏匿シ若クハ隠避セシムル者ハ一月以上一年以下ノ輕禁錮ニ處シ將校ハ剝官ヲ附加ス但犯人ノ親屬ニ係ル時ハ其罪ヲ論セス

(改)

精神ヲ知ルニ足ル

本條ハ舊法第百十六條ヲ修正シタルモノナリ
但書ハ何故ニ廢セラレタルカ元來此但書ヲ設ケタルハ普通刑法ノ犯罪人ト同シク俘虜ノ親族ノ爲スハ人情恕スヘキモノトシタルニ因ルモ俘虜ハ普通ノ犯罪人ト異ナリ之ヲ逃走セシムルハ同時ニ敵ノ戰鬪力ヲ増大セシムルノ虞アリ且ツ犯人ノ如ク人格ヲ害スヘキ待遇ヲ爲スモノニモアラス徒ラニ但書ヲ設クルハ二者ノ性質ヲ混同シタルモノトシテ削除セルナラント信ス

(義)

「逃走ノ俘虜タルヲ知テ」トハ無用ノ文ナルヲ以テ削ル之ヲ知ラサルトキハ故意ヲ缺クノ無罪ナリ故ニ冗文トス
本條ハ前數條ト異ナリ逃走セシメタルノ罪ニアラス奪取シタル罪ニモアラス逃走シタル

第九十四條 第九

十條乃至第九十二條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第一百十四條 軍人

前二條ニ揭クル所ノ輕罪ヲ犯サントシテ未タ遂ケサル者ハ未遂罪ノ例ニ照シテ處斷ス

(義)

俘虜ヲ藏匿シ隠避セシメタルノ罪ナリ藏匿トハ自ラ俘虜ノ發見ヲ不能又ハ困難ナラシムル行爲ヲ云ヒ隠避トハ俘虜ヲシテ他ニ避ケシメテ發見ヲ不能又ハ困難ナラシムル行爲ヲ云フ隠ルハ適當ナル地ヲ告クルカ如シ但シ第九十一條第二項ト混同スヘカラス本條ハ既ニ逃走シタルモノニ關シ前條ハ未タ逃走セサルモノニ係ル

附言ス舊法第百十五條ハ職務上ノ過失ニ止マルヲ以テ他ト同種ノモノト共ニ削ラル
未遂罪ニ就テハ刑法第四十三條ニ見ヨ

第十一章

違令ノ罪

第七章 違令

(改)

本章ハ主トシテ舊法ノ違令ノ罪ヲ取リタルモ又他ノ章下ノモノモ入レタリ即チ新法第九十七條ハ舊法ノ詐欺罪ヨリ第百條ハ舊法ノ暴行罪ヨリ第百四條ハ舊法結黨罪ヨリ取リタリ其理由ハ各條ニ讓ル

舊法ノ違令罪中新法ノ違令罪ニ入ラサルモノ多シ夫レハ既ニ説明シタルヲ以テ略ス

本章中第九十五條第一項第九十六條第九十七條第二項第九十九條ハ常人ニモ適用セラル

(改)

本條ハ舊法第九十七條ヲ修正シタルモノナリ

舊法ハ單ニ哨令ヲ犯ス者トシタルモ新法ハ其ノ一部ヲ取リテ本條ノ第一項トシ其他ノ行爲ヲ第二項ニ定メタリ是レ第一項ハ軍人ニ非サルモノモ犯罪ノ主體タルコトヲ得ルモ第二項ハ軍人ニ限ルヲ以テナリ何故ニ第二項ヲ軍人ニ限レルヤト云フニ哨令ハ門外漢ノ知ルヲ得

第九十五條 哨兵

ヲ欺キテ哨所ヲ通過シ又ハ哨兵ノ制止ニ背キタル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス
一 敵前ナルトキハ一年以上

第九十七條 軍人

哨兵ニ對シ哨令ヲ犯ス者敵前ニ在テハ二年以上五年以下ノ輕禁錮ニ處シ將校ハ劄官ヲ附加ス
軍中若クハ臨戰

五年以下ノ禁錮ニ處ス

二 軍中又ハ戒嚴地境ナルトキハ三年以上

禁錮ニ處ス

三 其ノ他ノ場合ナルトキハ一年以上以下ノ禁錮ニ處ス

前項ノ外哨兵ニ對シ哨令ヲ犯シタル者亦前項ニ同シ

第九十六條

在郷

第百七條

徵兵故

第二編 罪 第十一章 違令ノ罪

サルモノナルヲ以テ第一項ノ如ク常人ニテモ之ヲ知リテ爲ス場合ハ格別ナルモ其他ハ除外セルナリ

(義)

本條第一項ハ二個ノ行爲ヲ掲ク曰ク哨兵ヲ欺キテ哨所ヲ通過シタルモノ曰ク哨兵ノ制止ニ背キタルモノ是レナリ故ニ哨所ヲ通過スルモ哨兵ヲ欺クノ手段ヲ用ヒサレハ軍人ハ第二項ニ入ルコトアルモ本項ニハ入ラス是レ普通人ノ哨所ノ所在ヲ知ラサルヲ通常トスルヲ以テナリ、第二項ハ荷モ哨兵ニ對シ哨令ヲ犯シタル者ナランカ悉ク包含ス

本條ト第五十條トノ差異如何犯罪ノ主體ヲ異ニス第五十條ハ哨兵ニ命令ヲ爲スモノ及哨兵自身ノ罪ニシテ本條ハ是以外ノ罪ナリ哨兵ヲ欺キ及哨兵ニ對シタルハ此意ヲ明カニシタルモノナリ

(改)

本條ハ舊法第百七條ヲ修正シタルモノナリ

軍人故ナク召集ノ期限ニ後レタルトキハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一 戰時ニ際シ又ハ事變ノ爲召集ヲ受ケタル場合ニ於テ五日ヲ過キタル者ハ二年以下ノ禁錮ニ處ス

二 其ノ他ノ場合ニ於テ十日ヲ過キタル者ハ一年以下ノ禁錮ニ處ス

ナク徵集ノ期ニ後レ十日ヲ過クル者ハ十一日以上六月以下ノ輕禁錮ニ處シ戰時ニ在テ五日ヲ過クル者ハ一月以上一年以下ノ輕禁錮ニ處ス

歸休兵及ヒ豫備後備ノ軍籍ニ在ル者故ナク召集ノ期ニ後レ十日ヲ過クル者ハ一月以上一年以下ノ輕禁錮ニ處シ戰時ニ在テ五日

第一項ノ削ラレタルハ徵兵令ニ委ネタルカ爲メナリ

本條ハ軍人ニ非ラサルモノモ犯スヲ得トセルハ在郷軍人ニハ軍人ト非軍人トアルヲ以テナリ(第八條第十三條參照)

(義) 在郷軍人ノ召集ニ後レタルノ罪ナリ在郷軍人ノ意義ハ前ニアリ

故ナクトハ召集ノ期限ニ後ル、ノ已ムナキ正當ノ理由ナクシテノ意ナリ故ニ正當ノ理由アレハ本罪ニアラス

期限ニ後レタルコトヲ要ス而モ各號ノ特典アル故ニ五日又ハ十日ヲ過キサレハ本罪ニアラス

此特典ヲ與ヘタルノ理由ハ逃亡罪ニ就キ述ヘタルト同シ

事變トハ一地方ノ騷擾ヲ含マス内亂ヲ含ム

第九十七條 兵役

第二百二十四條 軍

第二編 罪 第十一章 違令ノ罪

ヲ過クル者ハ二月以上二年以下ノ輕禁錮ニ處ス

第九十八條 軍人前條ノ罪ヲ犯サシムル者ハ數人共犯ノ例ニ照シテ處斷ス

第九十九條 軍人反亂ノ罪ヲ犯サントスル者アルヲ知テ申告セサル者ハ一月以上二年以下ノ輕禁錮ニ處シ將校ハ劊官ヲ附加ス

(改) 共犯ハ身分ヲ異ニスルモノ、間ニモ成立スルハ改正刑法ノ定ムル所ナリ故ニ本條ハ削除セラル

(改) 本條ヲ削除シタルハ反亂罪ノ共犯トナル場合ノ外ハ是レヲ本法ノ罪トシテマテ一般軍人ニ此ノ如キ義務ヲ負擔セシムルノ必要ナシトシタルナリ

(改) 本條ハ第二百二十四條ヲ取りタルモノナリ

ヲ免ルル目的ヲ以テ疾病ヲ作爲シ、身體ヲ毀傷シ、其ノ他詐僞ノ行爲ヲ爲シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス
在郷軍人召集ヲ免ルル目的ヲ以テ前項ノ行爲ヲ爲シタルトキ亦前項ニ同シ

人疾病ヲ作爲シ身體ヲ毀傷シ兵役ヲ免ル、トテ圖ル者ハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ處ス
歸休兵及ヒ豫備後備ノ軍籍ニ在ル者戰時ニ於テ前項ノ所爲ヲ以テ召集ヲ免ル、トテ圖ル者亦同シ

第一項ノ罪ヲ軍人ニ限レルハ徵兵令アルタメナリ
第二項ヲ軍人ニ限ラサルハ在郷軍人ニハ軍人ニアラサルモノヲ含メハナリ（第二條、第八條、第十三條參照）

又舊法ハ第二項ヲ戰時ニ限レルモ新法ハ之ヲ理由ナシトシテ限定セス

(義) 兵役ヲ免ル、目的ヲ以テスル詐欺行爲ヲ謂ス

一 本條第一項ハ犯罪ノ主體ヲ軍人ニ限レリ故ニ未丁年者カ現役兵ノ體格検査ノ不合格ヲ目的トスルカ如キヲ含マズ

二 兵役トハ何ソ

兵役トハ現役、豫備、國民、補充ノ各役ヲ云フ本項之ヲ免レントスルナリ勿論現役ヲ免ル、ハ同時ニ個々ノ勤務ヲ免ル、コト、ナルモ甲ノ勤務又ハ乙ノ勤務ヲ免ル、ト云フ

第九十八條 戰時、軍中又ハ戒嚴地境ニ在リテ軍事ニ關スル虛僞ノ命令、通報又ハ

如キハ本條本項ニ入ラス故ニ本法第五十五條ヲ以テ舊法第百二十四條ノ一部ヲ取リタリト云フヲ得ス
兵役免除ニハ全部兵役ヲ免除セラル、アリ又常備若クハ後備役ヲ免除セラル、アリ單ニ現役ノミ免除セラル、モノモアリ其何レヲ問ハス之ヲ免レントスルノ詐欺行爲ハ凡テ本條第一項ニ入ル

三 詐欺ノ行爲トハ他人ヲシテ錯誤ニ陥ラシムル一切ノ行爲ナリ

四 第二項ハ在郷軍人トアリテ本法ノ所謂軍人ニ非サルモノモ犯罪主體トナルヲ得

(改) 本條ニ關係アル條文ハ第二十八條第六號第五十一條ニシテ舊法ニテハ第百二十二條ナリ、本法第五十一條ハ此舊法第百二十二條ヲ修正シタルモノナリ

(義) 先ツ本條ト前掲條文トノ關係如何

報告ヲ爲シタル者ハ五年以下ノ懲役ニ處ス

第九十九條 戰時
又ハ事變ニ際シ
造言飛語ヲ爲シ

第一百十一條 軍人
敵前軍中若クハ
臨戰合圍ノ地ニ

一 第二十八條ト異ナルハ明カナリ敵ヲ利スルノ目的ナキヲ以テナリ

二 第五十一條トハ如何ナル差異アルカ
第五十一條ハ報告ニ就テハ第一項ノ規定アリ而モ報告ハ之レノミニ限ラス故ニ此項以外ノ勤務ニ服スルモノカ虚偽ノ報告ヲ爲セハ第九十八條ノ罪ナリ

通報命令ニ就テハ第五十一條ハ傳達ノコトヲ定ム而モ本條ハ此傳達ヲ合マス

要之本條ハ命令、通報、報告ノ職務アル者カ虚偽ノ命令ヲ發シ虚偽ノ通報、報告ヲ爲シタル場合ナリ、報告中第五十一條第一項ノ場合ヲ合マス又虚偽ノ命令モ司令官カ辱職罪ノ爲メニシタルトキノ如キハ本條ノ罪トナラス

(改) 舊法第一百十一條ヲ修正ス舊法ハ場所ニ依リテ制限スルモ新法ハ時ニ依リテ制限ス新法廣シ何トナレハ舊法ノ地域ヲ生スルハ戰時又ハ

タル者ハ三年以下ノ禁錮ニ處ス

第一百條 禮砲、號砲其ノ他空砲ヲ發スヘキ場合ニ於テ彈丸、瓦石其ノ他ノ物ヲ裝填シテ發シタル者ハ二年以下ノ禁錮ニ處ス

在テ造言飛語ヲ爲ス者ハ一月以上一年以下ノ輕禁錮ニ處シ將校ハ剝官ヲ附加ス

第九十一條 軍人
操練ノ際若クハ禮砲號砲ヲ發スル時瓦石等ヲ裝填シテ發射スル者ハ一月以上二年以下ノ輕禁錮ニ處ス
哨兵衛兵妄リニ銃砲ヲ發スル者ハ二月以上二年以下ノ輕禁錮ニ

事變ニ限レハナリ
本條ハ常人ニモ適用セラル

(義) 戰時事變及造言飛語ノ意ハ前ニ述ヘタリ第二十八條ト同シカラサルハ敵ヲ利スル爲メニスルト否トニアリ

(改) 本條ハ舊法第九十一條ヲ修正シタルモノナリ舊法之ヲ暴行罪トセルハ誤謬ナリ
舊法操練ノ際ニナスモノハ新法ノ其他空包ヲ發スヘキ場合ノ内ニ含ム

(義) 空包ヲ發スヘキ場合ニ彈丸瓦石其他ノ物ヲ裝填シテ發シタル罪ナリ
空包ヲ發スヘキ場合一切ヲ含ム號砲禮砲ハ著シキ例ナリ舊法カ之レニ限レルハ狹シ
裝填物ニハ制限ナシ

處ス
本條第一項ノ罪ヲ犯サントシテ未タ遂ケサルモノハ未遂犯罪ノ例ニ照シテ處斷ス

第百一條 哨兵又

ハ衛兵故ナク銃砲ヲ發シタルトキハ二年以下ノ禁錮ニ處ス

第百二條 戰時、

軍中又ハ戒嚴地境ニ在リテ急呼ノ號報アリタル場合ニ故ナク來

第百二條 軍人戰

時軍中若クハ合圍ノ地ニ在テ急呼ノ號報アル時故ナク來會セサ

(改) 本條ハ舊法第九十一條第二項ヲ取リタルモノナリ

(義) 哨兵、衛兵ノ發砲スル場合ハ自ラ規定アリ故ナク發砲スルハ軍ノ秩序ヲ害スレハナリ其他ノ兵ヲ含マス

(改) 舊法ト同シ

(義) 軍人カ急呼號砲アルモ來會セサルノ罪ナリ但シ戰時軍中又ハ戒嚴地境ニ限ル急呼號砲トハ警急集合ヲ知ラスル爲メニ發スル號砲ナリ

會セサル者ハ二年以下ノ禁錮ニ處ス

第百三條 政治ニ

關シ上書、建白其ノ他請願ヲ爲シ又ハ演說若ハ文書ヲ以テ意見ヲ公ニシタル者ハ三年以下ノ禁錮ニ處ス

第百十條 軍人政

治ニ關スル事項ヲ上書建白シ又ハ講談論說シ若シクハ文書ヲ以テ之ヲ廣告スル者ハ一月以上三年以下ノ輕禁錮ニ處ス

(改) 本條ハ舊法第百十條ヲ修正シタルモノナリ舊法請願ヲ掲ケサルハ缺點ナリ

(義) 國民ハ政治ヲ議スルノ自由ヲ有スルモ軍人ハ一ニ大元帥陛下ノ統帥權ニ服從スルノ外政治ヲ是非論難スヘキニアラス徒ラニ政爭渦中ニ投センカ一國軍事ノ基礎タル命令ハ遂ニ行ハレサルニ至ラン要スルニ軍人ハ命令ヲ遵守スルノ義務アルモ之カ變更ヲ求ムルノ權利ハナキナリ

上書ハ上奏ノ義ニシテ 陛下ニ上ツルモノ建白ハ建議ノ義ニシテ政府ニ差出スモノ請願ハ建白ト同シク政府ニ爲スモノナルモ主トシテ自己ノ利益ノ願慮ヲ求ムルモノニシテ利害得

失ヲ論スル建白トハ内容ニ於テ異ナルナリ
右ノ三行爲及演説ハ行爲自身カ公然ノ性質ヲ
帶フルモ文書ヲ以テスル場合ハ必ス公ニスル
ヲ要ス故ニ秘密ノ手紙等ニテスルカ如キヲ含
マス

(改) 本條ハ舊法ニ所謂結黨ノ罪ナリ本法之ヲ違
令ノ罪トセルハ結黨ハ手段ニシテ目的カ命令
違令ニアルヲ以テナリ

(義) 服從ノ義務ニ違背スル事ヲ目的トセル結黨
行爲ヲ罰ス服從ノ義務トハ何ソ

勅諭ニヨルモ服從ノ至重ナルコトヲ知ルヘシ
但シ之ヲ廣ク解スヘカラサルハ

一 他ノ條文トノ關係アリ抗命罪、違令罪ノ
如キアルヲ以テ上官ニ服從スル一切ヲ含マ
ス

二 草案即チ政府案ニハ服從ノ道トアリタリ
是ヲ見ルモ軍隊ノ規律ヲ守リ上下ノ區別ヲ

第四百條 服從ノ

義務ニ違フヘキ
事ヲ目的トシテ
黨ヲ結ヒタルト
キハ首魁ハ六月
以上五年以下ノ
禁錮ニ處シ其ノ
他ノ者ハ二年以
下ノ禁錮ニ處ス

附則

本法施行ノ期日ハ
勅令ヲ以テ之ヲ定

第四百二十五條 軍

人黨ヲ結ヒ軍事
ニ關スル規則命
令ノ施行ヲ妨ケ
若クハ之ヲ妨ケ
ント謀リ其他服
從法ニ違フ者首
魁ハ二年以上五
年以下ノ輕禁錮
ニ處シ其他ノ犯
人ハ二月以上一
年以下ノ輕禁錮

ム
明治十四年第六十
九號布告陸軍刑法
ハ之ヲ廢止ス

ニ處シ將校ハ剝
官ヲ附加ス
第二百十六條 軍

人前條ニ記載ス
ル所爲ヲ首唱教
唆シ未タ黨ヲ爲
スニ至ラサルト
キ其首唱教唆者
ノ刑ハ前條首魁
ノ刑ニ一等若ク
ハ二等ヲ減シ將
校ハ剝官ヲ附加
ス

素サス上長者ニハ常ニ敬意ヲ表シ其命令ヲ
服行スヘシ

三 刑ノ他ノ結黨罪ト比較シテ著シク輕キカ
如キモ其一證ナリ

要之法文甚タ簡ナレハ執法ノ任ニ當ルモノハ
細心之カ適用ヲ誤ラサルヲ要ス

附錄 陸軍刑法施行法註釋

陸軍刑法施行法

陸軍刑法施行法ノ性質 凡テ施行法ハ學者ノ所謂經過法ニシテ新法舊法ノ過渡時代ニ發生スルモノナリ舊法廢セラレ新法生スルモ社會ニ生スル事實ハ是ト一致スルヲ得ス舊法時代ニ生シタルモノニシテ未タ法律上確定セサルモノアルヲ免レス其他此期ニ於ケル幾多ノ法律現象ニ關シ新舊法ヲ如何ニ調和シ如何ニ適用スヘキカヲ定ムルハ施行法ノ任ナリ本法ノ性質モ之ニ外ナラスシテ舊刑法及是カ直接間接ニ關係アル其他ノ法律ハ新刑法トハ如何ニ調和スヘキカヲ定ムルナリ故ニ刑法ヲ學ブノ士ハ同時ニ此施行法ヲ研究セラレシコトヲ望ム

第一條 本法ニ於テ舊陸軍刑法ト稱スルハ明治十四年第六十九號布告陸軍刑法ヲ謂ヒ他ノ法律ト稱スルハ陸軍刑法施行前ニ施行シタル法律及勅令、布告ニシテ法律ト同一ノ效力ヲ有スルモノヲ謂フ

(註) 本條ハ陸軍刑法施行法中ニ舉クル法律ハ何ヲ指スカヲ明ニセリ即チ左ノ如シ
一 本法トハ此陸軍刑法施行法ヲ謂フ

二 舊陸軍刑法トハ明治十四年第六十九號布告陸軍刑法ヲ謂フ即チ改正陸軍刑法ノ施行ト同時ニ廢止セラル、モノヲ指ス

三 陸軍刑法トハ明治四十一年法律第四十六號陸軍刑法ヲ謂フ即チ改正セラレタルモノヲ指ス

四 他ノ法律トハ陸軍刑法施行前ニ施行シタル法律及勅令布告ニシテ法律ト同一ノ效力ヲ有スルモノヲ謂フ

イ 法律ト云フ内ニ舊陸軍刑法ヲ含マス

ロ 勅令ハ法律ニアラサルモ同一ノ效力アルモノアリ緊急勅令ノ如キ然リ此モノニ限リテ他ノ法律ト云フ内ニ含ム法律ト同一ノ效力ナキモノヲ除外ス(憲法第八條參照)

ハ 布告ハ明治十九年二月二十六日前ニアリタリ是ニモ法律ト同一ノ效力ヲ有スルモノト有セサルモノトアリ前者ニ限り他ノ法律ト云フ内ニ含ム其何レカ法律ト同一ノ效力ヲ有スルカハ憲法ニヨリテ知ルヘシ即チ法律事項ヲ内容トスルヤ否ヤニアリ(憲法第七十六條參照)

茲ニ謂フ施行前ノ意義ヲ誤ルナカレ公布ハ施行ニアラス陸軍刑法ハ既ニ公布セラレタルモ未タ施行セラレス勅令ニテ其期日ハ定マルナリ故ニ公布前ハ勿論公布施行前モ同シク施行前ナリ

五

第二條

陸軍刑法施行前ニ舊陸軍刑法ノ罪又ハ他ノ法律ノ罪ヲ犯シタル者ニ付テハ左ノ例ニ從ヒ陸軍刑法ニ定メタル主刑ト舊陸軍刑法又ハ他ノ法律ノ主刑トヲ對照シ刑法第十條ノ規定ニ依リ其ノ輕重ヲ定ム

死刑

死刑

無期懲役

無期徒刑

無期禁錮

無期流刑

有期懲役

有期徒刑、重懲役、輕懲役、重禁錮

有期禁錮

有期流刑、重禁獄、輕禁獄、輕禁錮

(註)

本條以下ハ新舊二法ノ刑ノ輕重ヲ知ル爲メニ定ム其輕重ヲ知ルノ實益ハ主トシテ犯罪後ニ法律ノ變更アリタルトキハ其輕キモノヲ適用セララル、ヲ以テナリ(刑法第六條參照)

其方法ノ根本原則ハ新舊兩法ノ主刑ヲ對照シテ刑法第十條ノ規定ニヨルナリ以下説ク所ハ同條ノ説明ニ外ナラス但シ刑ノ輕重ヲ知ルノ實益ハ必スシモ新舊對照ノ時ニ限ルニアラス併合罪ノ場合ノ如キモ大ニ必要ナリ諸子ハ之ヲ記憶シテ研究セララルヘシ

新法 舊法

- (一) 死刑 (一) 死刑
 - (二) 無期懲役 (二) 無期徒刑
 - (三) 無期禁錮 (三) 無期徒刑
 - (四) 有期懲役 (四) 有期徒刑、重懲役、輕懲役、重禁錮
 - (五) 有期禁錮 (五) 有期徒刑、重禁獄、輕禁獄、輕禁錮
- 讀者先ツ右ノ表ヲ熟讀セヨ而シテ左ノ原則ヲ見ヨ
- 一 本表上下ニ列ネタルハ輕重ナシ一ハ一ト三ハ三ト同シキナリ
 - 二 上下ニアラス横列ニアリテハ番號ノ順ナリ即チ右ヨリ左ニ順次輕シ
 - 三 右ニ原則ニヨリ新舊兩法ヲ通シテ一ヨリ二ハ輕ク四ヨリ五ハ輕キヲ知ルナリ
 - 四 例 新法ニテ(二)無期懲役トアリ舊法ニテ(一)死刑トアレハ新法輕シ(刑法第十條參照)
 - 五 例 新舊ヲ通シテ(五)ヨリ四ハ輕キヲ原則トスルモ之ニハ例外アリ即チ(五)ノ長期カ四ノ長期ノ二倍ヨリモ更ニ長キトキハ(五)ヨリ四ヨリ重シトスルコトナリ
 - 六 例 新法ニテ(四)有期懲役一年トアリ舊法ニテ(五)輕禁錮一年トアレハ舊法輕キモ若シ舊法ニテ(五)輕禁錮三年トアレハ新法(四)ノ長期ノ二倍ヲ超ユルヲ以テ舊法重シ
 - 七 例 長期トハ例ヘハ七年以下一年以上ト云フニ付テハ七年ヲ指シ短期トハ其一年ヲ指ス
 - 八 例 同種ノ刑即チ新舊ヲ通シテ同一ノ番號ナルトキハ短期ノ長短ニ關係ナク長期ノ長

キモノヲ重シトシ長期ノ同シキモノハ短期ノ長キモノヲ重シトス

例 新法ニテ(四)五年以下ノ有期懲役トアリ舊法ニテ(四)四年以下一年以上ノ重禁錮トアルトキハ新法ノ方長期長キカ故ニ重シ舊法ハ短期ニ於テ長キモ長期短カケレハ輕キナリ

例 新法ニテ(五)有期禁錮三年以下トアリ舊法ニ(五)輕禁錮六月以上三年以下トアリタルトキハ長期ハ同シキモ短期カ舊法ノ方長キカ故ニ舊法重シ

五 二個以上ノ死刑又ハ長期短期ノ同シキ同種ノ刑ハ犯罪ノ情狀ニ依リテ定ム情狀トハ犯罪ノ動機犯人ノ境遇被害ノ程度周圍ノ狀況等一切ヲ含ム

例 新舊共ニ死刑トシタルトキ又ハ新法ニテ(四)有期懲役一年以上五年以下トシ舊法ニテ(四)重禁錮一年以上五年以下トシタルトキハ犯情ニヨリテ其輕重ヲ決スルナリ讀者ハ尙多クノ例ヲ設ケテ了解ニ努メラレヨ

第三條 刑法施行法第三條ノ規定ハ前條ニ定メタル刑ノ對照ニ之ヲ準用ス
(註) 前條ノ刑ノ對照ニ普通刑法施行法第三條ノ規定ヲ準用スルヲ以テ茲ニハ普通刑法施行法ノ原則ヲ説明セン

- 一 法律ニ依リ刑ヲ加重減輕スヘキトキ(例未遂罪)又ハ酌量減輕ヲ爲ス可キトキハ加重又ハ減輕ヲ爲シテ然ル後ニ新舊刑ノ對照ヲ爲シ以テ輕重ヲ知ルヘシ
- 二 數罪ヲ犯シタル者ニ付テハ併合罪(新刑法)又ハ數罪俱發(舊刑法)ニ關スル規定ヲ

適用シタル後刑ノ對照ヲ爲スヘシ

數罪ヲ犯シタルモノニ付キ以下屢々其規定ヲ見ルヲ以テ其意義ヲ説明セン

舊刑法ノ所謂數罪俱發ハ新刑法ノ所謂併合罪ニ相當ス此規定ニ依ルヘキ數罪トハ一人カ確定判決ヲ經サル數罪ヲ犯シタルヲ云フ故ニ甲罪ヲ犯シテ之カ裁判アリタル後ニ乙罪ヲ犯スハ再犯ニシテ茲ニ云フ數罪ニアラス

右ノ如ク數罪ヲ犯スト雖モ數罪全部カ同時ニ裁判ヲ受クルコトアリ異時ニ裁判ヲ受クルコトアルハ勿論ナリ而モ其内ノ或罪ニ付テノ裁判前ニ數罪犯サレタル以上ハ異時ノ裁判ヲ以テ再犯トナルモノニアラス

此數罪ニ對スル科刑ニ付テハ三主義アリ左ニ之ヲ説カン

第一 併科主義 之レハ數罪各別ニ其刑ヲ定メ之ヲ合シテ科スルナリ舊刑法ノ違警罪ハ此主義ナリ

第二 吸收主義 之レハ數罪ニ付テ其内ノ最モ重キ一罪ノ刑ヲ以テ全部ノ刑トシテ輕キモノハ之ニ吸收サル、ナリ舊法ハ違警罪ノ外凡テ此主義ヲ取ル故ニ等シキモノ輕キモノハ全ク罰セサルト同一ノ結果ナリ此主義ハ非ナリ犯人先ニ重キ一罪ヲ犯セハ夫レヨリ輕キモノニ付テハ別ニ科刑ナキト同一ノ結果アルヲ以テ毫モ豫防力ナキコト、ナル

第三 折衷主義 此主義ハ種々アルモ新刑法ノ取ル所ハ併科主義ニ吸收主義ヲ加味

シ一部吸收シ一部併科スル等犯罪ノ豫防ニ遺憾ナカラシム大體ニ於テ舊刑法ヨリモ重キナリ(刑法第九章參照)

右ノ如ク主義ヲ異ニスル新舊兩法ノ刑ヲ對照スルニ付テハ雙方是ニ關スル規定ヲ適用シタル後ニ輕重ヲ知ルナリ今一例ヲ擧ケテ諸子ノ參考ニ供セン

甲罪 舊法 輕懲役 (六年以上八年以下)

新法 有期懲役 (六年以上八年以下)

乙罪 舊法 重懲役 (九年以上十一年以下)

新法 有期懲役 (九年以上十一年以下)

右ノ如ク刑ヲ同一ナルモノトシテ之ニ新舊法ノ數罪ノ規定ヲ適用スルトキハ主義ノ異ナルヲ明ニスルヲ得ルナリ

舊刑法第百條第一項第二項ニヨリ一ノ重キニ從テ乙罪ノ刑十一年以下ヲ以テ甲乙二罪ノ刑トスルナリ

新法ニテハ第四十七條ニテ最モ重キ乙罪ニ付キ定メタル刑ノ長期即チ十一年ニ其半數ヲ加ヘタルモノ即チ十六年六ヶ月ヲ以テ甲乙兩罪ノ長期トスルナリ

右ニヨリ舊法輕キ故ニ舊法ヲ適用スルコト、ナル

右ハ同時ニ二罪ヲ裁判スルニ就テ述ヘタルモ異時ニ裁判スル時モ理論ハ同一ナリ尙

是レニ就テハ第五條ニ説カン

三 一罪ニ付キ二個以上ノ主刑ヲ併科スヘキトキハ其中ニテ重キ刑ノミニ付キ對照ヲ爲スヘシ

陸軍刑法ニテハ其適用殆ントナシ刑法ニテ云ヘハ禁錮及罰金トナシタル場合ノ如シ
四 一罪ニ付キ二個以上ノ主刑中其一ノ科ス可キトキハ其中ニテ重キ刑ノミニ付キ對照ヲ爲スヘシ

陸軍刑法ニテ懲役又ハ禁錮ト云フ場合ノ如シ
五 併合罪又ハ數罪俱發ニ關スル規定ニ依リ數罪ノ主刑ヲ併科スヘキトキハ其中ニテ重キ刑ノミニ付キ對照ヲ爲スヘシ

陸軍刑法ニテハ適用稀レナリ例ヘハ刑法ノ罰金ト他ノ主刑ト併科スル場合ノ如シ其他ノ場合ハ本號ニ入ラスト信ス

第四條 刑法第六條ニ依リ舊陸軍刑法又ハ他ノ法律ヲ適用スル場合ニ於テハ剝奪公權、剝官、停止公權、監視又ハ罰金ヲ附加スヘキトキト雖之ヲ附加セス

前項ノ場合ニ於テハ將校ニ非スシテ官職ヲ有スル者將校ニ在リテ剝官ヲ附加スル刑ニ該ルトキト雖其官職ヲ失ハス

(註) 主刑ノ比較ハ第三條ニ規定シタルカ故ニ本條ハ附加刑ニ就テ定ム

本條ノ意ハ刑法第六條ニヨリ輕キ刑トシテ舊法ヲ適用スル場合ニ附加刑アルトキニ

モ其附加刑ハ附加セサルヲ定ム剝官ニ就テモ同シ是レ新法ニ附加刑ヲ廢セラレ(沒收ハアルモ)タル結果其目的ヲ達スル爲メ且ハ舊法ヲ輕キモノトシテ適用スルノ理論ヲ貫徹センカ爲メナリ

第五條

陸軍刑法施行前ニ犯シタル罪ニ付陸軍刑法施行ノ前又ハ後ニ確定裁判アリタル

後陸軍刑法施行前ニ犯シタル除罪ニ付裁判ヲ爲ストキハ左ノ例ニ依ル

一 確定裁判アリタル罪ニ舊陸軍刑法又ハ他ノ法律ヲ適用シタルトキト雖陸軍刑法ニ於テハ其ノ罪ト除罪トニ付併合罪ニ關スル規定ヲ準用ス

二 確定裁判アリタル罪ニ陸軍刑法ヲ適用シタルトキト雖舊陸軍刑法又ハ他ノ法律ニ於テハ其ノ罪ト餘罪トニ付數罪俱發ニ關スル規定ニ依ル
(註) 本條ニ入ルニ先テ本法併合罪ニ關シ規定セル場合ヲ舉ケン

前ニモ説キタルカ如ク併合罪ハ數罪ヲ同時ニ裁判スル場合ト異時即チ一部ハ既ニ確定シタル後ニ他ノ一部ヲ裁判スルコトアリ各場合ヲ想像スルニ大要左ノ六種ニ歸ス

一 數罪ヲ同時ニ裁判スル場合

(一) 陸軍刑法施行前ノ數罪……………(本法第三條)

(二) 同法施行前ノ一罪ト施行後ノ一罪又ハ數罪(本法第七條)

(三) 同法施行前ノ數罪ト施行後ノ一罪又ハ數罪(本法第八條)

二 數罪時ヲ異ニシテ裁判スル場合

(一) 同法施行前ノ一罪又ハ數罪ノ確定シタルモノト施行前ノ餘罪(本法第五條)
 (二) 同法施行前ノ一罪又ハ數罪ノ確定シタルモノト施行後ノ餘罪(本法第十條)
 (三) 同法施行後ノ一罪又ハ數罪ノ確定シタルモノト施行前ノ餘罪(本法第九條)
 以上ノ各條ハ何ヲ規定シタルヤト云フニ各罪別々ニ新舊兩法何レヲ適用スルヤニア
 ラスシテ一罪又ハ數罪ト他ノ一罪又ハ數罪トニ付キ新舊法ノ併合罪數罪俱發ノ規定
 ヲ如何ニ適用スルヤニアリ
 尙注意スヘキハ第三條第五條ト他ノ條トハ規定ノ目的異ナルコトナリ第三條第五條
 ハ新舊兩法ヲ比較センカ爲メナルモ其他ハ比較ニアラスシテ併合罪ノ規定ニ準用ス
 ル場合ヲ定ムルニ過キササルナリ是レ第三條第五條ハ共ニ陸軍刑法施行前ノ數罪ノミ
 ニ關シ其他ハ施行後ノ犯罪トノ關係ナルヲ以テナリ詳細ハ各條ヲ見ヨ
 第五條ハ大體如何ナル場合ナルカハ既ニ説ケリ即チ數罪カ凡テ陸軍刑法施行前ノ犯
 罪ナリ既ニ確定セル犯罪ニ新舊兩法ノ何レヲ適用シタルカニヨリ二分シテ説明セン
 一 確定シタル罪ニ舊法ヲ適用シタルトキ其罪ト餘罪トニ付キテハ
 (一) 舊法ニ於テハ數罪俱發ノ規定ニヨル即チ之レニヨリ餘罪ノ刑ノ分量ヲ知ル
 (二) 新法ニ於テハ併合罪ニ關スル規定ヲ準用ス即チ之レニヨリテ餘罪ノ刑ノ分量ヲ知
 ル特ニ準用ト云ヒタルハ確定シタル罪ニ舊法ヲ適用セラレアルヲ以テナリ
 以上兩法ノ刑ヲ對照シテ輕重ヲ知り輕キモノヲ適用スルナリ

二 確定裁判アリタル罪ニ新刑法ヲ適用シタルトキ
 (一) 新法ニ於テハ併合罪ニ關スル規定ニヨル
 (二) 舊法ニ於テハ數罪俱發ニ關スル規定ニヨル
 以上兩法ヲ比較スルコト前ニ同シ
 餘罪トハ數罪中ノ夫確定ノ犯罪ヲ云フナリ

第六條 左ニ記載シタル者陸軍刑法施行前更ニ陸軍刑法ノ有期懲役ニ相當スル刑ニ該ル
 陸軍刑法ノ罪ヲ犯シ舊陸軍刑法施行後其ノ罪ニ付裁判ヲ爲ストキハ陸軍刑法ニ於テハ
 累犯ニ關スル規定ヲ準用ス

一 舊陸軍刑法ニ依リ陸軍刑法ノ懲役ニ相當スル刑ニ處セラレタル者
 二 舊陸軍刑法ニ依リ陸軍刑法ノ懲役ニ相當スル刑ニ該ル罪ト同質ノ罪ニ因リ死刑ニ
 處セラレ其ノ執行ノ免除ヲ得又ハ減刑ニ因リ懲役ニ相當スル刑ニ減輕セラレタル者
 刑法第五十六條第三項ノ規定ハ數罪俱發ニ關スル規定ニ依リ處斷セラレタル者ニ之ヲ
 準用ス

(註) 本條ハ舊法ノ所謂再犯新法ノ所謂累犯ニ就テ定ム再犯累犯ノ意義ハ第三條ニ説キ
 タルカ或罪ノ確定裁判アリタル後ニ他ノ罪ヲ犯シタルトキハ他ノ罪ヲ指シテ再犯又
 ハ累犯ト云フナリ
 累犯ニ就テハ左ノ二個ノ場合アリ陸軍刑法施行前ニ或罪ニ付キ確定裁判ヲ受ケタル

後

一 施行前ニ犯罪アルトキ(本法第六條)
二 施行後ニ犯罪アルトキ(本法第十二條)
第六條ニ注意スヘキハ累犯ノ各犯罪カ共ニ陸軍刑法施行前ナルコト及再犯カ有期懲役ナルコト是レナリ之レハ新刑法カ禁錮ニ再犯加重ヲ認メス又無期ハ總テ加重スルヲ得サルヲ以テナリ

本條ニ「相當スル刑」トハ第二條ヲ見テ知ルヘシ

一 ハ説明ヲ要セス

二 ノ同質トハ犯罪ノ性質ノ同キシ意ナリ死刑執行ノ免除トハ期滿免除ノコトナリ刑法第五十六條第三項ノ規定ヲ準用スルハ併合罪中ノ懲役ニ當ル罪カ最重ノ罪ニアラサル結果トシテ再犯加重ノ趣旨ヲ没却スルノ憂ヲ防ク爲メナリ

本條ハ陸軍刑法即チ新法ノ方面ノミ云フモ既ニ前犯罪ニ舊法ヲ適用シタルモノナレハ後ノ犯罪ニ付テモ舊法ノ再犯加重ノ規定ニヨルハ言ヲ俟タサルヲ以テナリ

右ノ如クシテ新舊二法ノ刑ヲ比較スルナリ

第七條 陸軍刑法施行前ニ犯シタル一罪ト陸軍刑法施行後ニ犯シタル陸軍刑法ノ一罪又ハ數罪トニ付同時ニ裁判ヲ爲ス場合ニ於テハ陸軍刑法施行前ノ罪ニ舊陸軍刑法又ハ他ノ法律ヲ適用スヘキトキト雖其ノ罪ト陸軍刑法施行後ノ一罪又ハ數罪トニ付併合罪ニ

關スル規定ヲ準用ス

(註) 本條ハ陸軍刑法施行前ノ一罪ト施行後ノ一罪又ハ數罪トニ付キ施行前ノ犯罪ニ付テハ新舊兩法對照ノ結果舊法ヲ適用スヘキトキト雖新法ノ併合罪ニ關スル規定ヲ準用スルナリ此場合ハ舊法ニ屬スル罪カ一罪ナルヲ以テ舊法ノ數罪俱發ノ規定ヲ適用スルノ餘地ナク全ク新法ノ下ニ始メテ數罪トナリタルモノナルヲ以テ新法ノ主義ヲ貫徹セントスルカ爲メナリ但シ施行前ノ罪ニ新法ヲ適用スルノ意ト解スヘカラス唯數罪處分ノ規定ヲ新法ニ依ルノミ施行前ノ犯罪ニ新舊兩法何レヲ適用スルヤハ刑法第六條ノ規定スル所ナリ本條ノ範圍ニアラス

第八條 陸軍刑法施行前ニ犯シタル數罪ト陸軍刑法施行後ニ犯シタル陸軍刑法ノ一罪又ハ數罪トニ付同時ニ裁判ヲ爲ス場合ニ於テ陸軍刑法施行前ノ罪ニ舊陸軍刑法又ハ他ノ法律ヲ適用スヘキトキハ數罪俱發ニ關スル規定ニ依リテ定マリタル一ノ重キ罪ト陸軍刑法施行後ノ一罪又ハ數罪トニ付併合罪ニ關スル規定ヲ準用ス

前項ノ場合ニ於テ陸軍刑法施行前ノ罪ニ陸軍刑法ヲ適用スヘキトキハ其ノ數罪ト陸軍刑法施行後ノ一罪又ハ數罪トニ付併合罪ニ關スル規定ヲ適用ス

(註) 本條ノ前條ト異ナルハ陸軍刑法施行前ノ犯罪カ一罪ナルカ數罪ナルカニアリ即チ舊法ノ下ニテ既ニ數罪ノ規定ニ支配セラルヘキモノトナリシカ否カニアリ

本條既ニ舊法ノ下ニ數罪俱發ナルヲ以テ其規定ニヨリテ一ノ重キ罪ヲ定メ更ニ施行

後ノ罪トヲ併合罪トシテ其規定ヲ準用スルナリ
本條第二項ハ言ヲ俟タサルコトナルモ特ニ誤リナキヲ期シタルナリ是レ適用ト云フ所以ナリ

第九條 陸軍刑法施行後ニ犯シタル陸軍刑法ノ罪ニ付確定裁判アリタル後陸軍刑法施行前ニ犯シタル餘罪ニ付裁判ヲ爲ス場合ニ於テハ餘罪ニ舊陸軍刑法又ハ他ノ法律ヲ適用スヘキトキト雖確定裁判アリタル罪ト餘罪トニ付併合罪ニ關スル規定ヲ準用ス

(註) 本條ハ施行後ノ犯罪確定シタル後ニ施行前ノ餘罪ニ付キテ新法ヲ適用スル場合ハ勿論舊法ヲ適用スル場合ト雖併合罪ノ規定ニ依ルト云フナリ是レモ一部カ施行後ノ犯罪ナルヲ以テ新法ノ主義ヲ貫カントスルナリ

第十條 陸軍刑法施行前ニ犯シタル罪ニ付陸軍刑法施行後確定裁判アリタル後陸軍刑法施行後ニ犯シタル陸軍刑法ノ罪タル餘罪ニ付裁判ヲ爲ス場合ニ於テハ確定裁判アリタル罪ニ舊陸軍刑法又ハ他ノ法律ヲ適用シタルトキト雖其ノ罪ト餘罪トニ付併合罪ニ關スル規定ヲ準用ス

(註) 本條ハ前數條ノ說明ヲ參照シテ知ルヲ得

第十一條 陸軍刑法ノ罪ト刑法又ハ刑法ノ罪名ニ依リ刑ヲ定メタル法令ノ罪ト併合罪タルヘキ場合ニ於テハ刑法又ハ刑法ノ罪名ニ依リ刑ヲ定メタル法令ノ罪ヲ陸軍刑法ノ罪ト看做シ第三條、第五條及第七條乃至第十條ノ規定ヲ適用ス

(註) 陸軍刑法ノ罪ト普通刑法及之ニ屬スル刑罰法令ノ罪ト併合罪ナルトキハ後者ヲ假リニ陸軍刑法ノ罪ト看做シテ前數件ヲ適用スルナリ是レ殆ント言フヲ俟タサル所ノモノナリ敢テ説明セズ

第十二條 第六條第一項各號ニ記載シタル者陸軍刑法施行後有期懲役ニ該ル陸軍刑法ノ罪ヲ犯シタルトキハ累犯ニ關スル規定ヲ準用ス

第六條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

(註) 本條ハ第六條ト同趣旨ナリ唯再犯ニ係ル犯罪カ陸軍刑法施行前ニ犯サレタルヤ否ヤノ差アルノミ故ニ第六條ヲ參照セラレヨ

第十三條 陸軍刑法施行後ハ舊陸軍刑法又ハ海陸軍刑律ノ刑ニ處セラレタル者ト雖刑ノ執行、假出獄及時效ニ付テハ刑法ノ規定ヲ準用ス但シ死刑ニ付テハ陸軍ニ於テ之ヲ執行スル場合ニ限り陸軍刑法ノ規定ヲ準用ス他ノ法律ニ依リ處セラレタル死刑ニ付亦同シ

前項ノ場合ニ於テハ第二條及明治十五年第四號布告第一條ノ例ニ依リ主刑ノ對照ヲ爲スヘシ

舊陸軍刑法ノ刑ニ處セラレタル者ノ陸軍刑法施行前ニ於ケル時効期間ノ起算及時效ノ中斷ニ付テハ期滿免除ニ關スル規定ニ從フ

(註) 本條ハ刑ノ執行假出獄及時效ニ付テ陸軍刑法施行後ハ刑法ノ規定ヲ準用ストセリ

故ニ新法ノ刑ニ處セラレタル者ハ勿論舊法ニヨリタルモノモ同一ナリ是レ新法ノ善良ナル主義ヲ貫徹センカ爲メナリ之レカ爲メニ刑期ヲ長クスルニアラス決シテ犯人ノ利益ヲ不當ニ害スルニ非サルナリ但シ此趣旨ヲ貫クヲ得サルモノアリ陸軍法衙ニ於テスル死刑執行法ナリ是レ陸軍刑法第二十一條ニテ明カナルモ或ハ誤ナキヲ保セサルヲ以テ附言スルナリ

第二項ハ刑ノ執行方法假出獄時効ヲ知ルニハ主刑ヲ知ラサルヘカヲサルヲ以テ是等ノ規定ニヨルヘキコトヲ注意シタリ

第三項ハ施行前ノ時効期間ノ起算及中斷ハ舊法ニヨルヘシトセリ但シ施行後ハ新法ニヨルナリ之モ注意スヘシ

第十四條 陸軍刑法施行後ハ他ノ法律ニ依リ處セラレタル罰金又ハ科料ヲ完納スルコト能ハサル者ヲ勞役場ニ留置スル場合ニハ軍法會議ニ於テハ理事其ノ言渡ヲ爲スヘシ

(註) 本條ハ舊陸軍刑法第二十七條ヲ修正シタルモノナリ從來ハ裁判長之ヲ爲セルモ理事ニ改メタルナリ是レ其性質カ新ニ刑ヲ科スルニアラスシテ刑ノ執行方法ノ變更ニ止マルヲ以テナナリ

第十五條 陸軍刑法施行後ハ刑法第六條ニ依リ舊陸軍刑法又ハ他ノ法律ノ刑ニ處スヘキ者ト雖刑ノ執行猶豫ニ付テハ刑法ノ規定ヲ准用ス
前項ノ場合ニ於テハ例ニ依リ主刑ノ對照ヲ爲スヘシ

(註) 刑ノ執行猶豫ナル制度ハ近世ニ於ケル理想的ノ再犯防遏制度ナリ但シ舊法ニ此制度ナカリシヲ以テ施行後ハ舊法ノ刑ヲ科スヘキモノニモ適用スルコトトセリ

第十六條 陸軍刑法施行前假出獄ヲ許サレタル者及幽閉ヲ免セラレタル者ニ付テハ陸軍刑法施行ノ日ヨリ刑法ノ假出獄ニ關スル規定ヲ准用ス

(註) 本條ハ第十三條ト同趣旨ナリ新法施行後ハ新法ニヨラシムルナリ假出獄ヲ許サレタル者トハ流刑以外ノモノニ付テ云フナリ流刑ハ幽閉ヲ免スト云フナリ(舊刑法第五十三條參照)

第十七條 剝奪公權、停止公權及監視ノ言渡ハ陸軍刑法施行ノ日ヨリ其ノ效力ヲ失フ

(註) 刑法ニ於テ沒收ノ外附加刑ヲ全廢セル結果ナリ

第十八條 人ノ資格其ノ他ノ事項ニ關シ舊陸軍刑法ノ刑名又ハ罪別ヲ掲ケタル他ノ法律ノ規定ハ陸軍刑法施行ノ爲變更セラルルコトナシ
(註) 本條ハ便宜ノ爲メニ設ケラル舊刑法ヲ前提トシテ設ケラレタル他ノ法律ノ規定カ其前提タル舊刑法廢止セラルトキハ他ノ法律ノ規定ハ凡テ基礎タル規定ヲ各別ニ設ケサルヘカラス是レ煩ニ堪ヘサルヲ以テ此條ヲ設ケ新法施行セラルモ變更セストシタリ

本條規定ノ實益ヲ示サンニ衆議院議員選舉法第十一條ニ剝奪公權者停止公權者ニハ選舉權被選舉權ナシトセリ此時若シ舊法全然廢止セラレタリトセンカ何ヲ以テ説明

スルコトヲ得ルヤ尙ホ陸軍刑法義解改正ノ要點ト云フ項ヲ参照セラレヨ
第十九條 刑法施行法第二十九條第三十條ノ規定ハ他ノ法律ノ適用ニ就テハ陸軍刑法ノ罪ニ之ヲ準用ス

(註) 便宜刑法施行法ヲ左ニ抄録ス
(刑法施行法第二十九條) 死刑無期又ハ短期一年以上ノ懲役若クハ禁錮ニ該ル罪ハ舊刑法ノ重罪ト看做ス

(第三十條) 前條ニ該當セサル……罪ハ舊刑法ノ輕罪ト看做ス
前條ニ該當セサル……罪ハ舊刑法ノ禁錮ニ該ル罪ト看做ス
前條ニ該當セサル懲役ニ該ル罪ハ舊刑法ノ重禁錮ニ該ル罪ト看做ス
前條ニ該當セサル禁錮ニ該ル罪ハ舊刑法ノ輕禁錮ニ該ル罪ト看做ス
右ノ規定カ準用セラル、結果トシテ刑法施行中ノ舊刑法ト云フハ舊陸軍刑法ノ意義トナル實益ヲ示セハ他ノ法律ニ重罪又ハ輕罪トアルトキニ新陸軍刑法ノ如何ナル程度ノモノニ當ルヤヲ知ルヲ得

第二十條 刑法施行法第三十三條乃至第三十六條ノ規定ハ他ノ法律ノ適用ニ就テハ陸軍刑法ニ定メタル刑又ハ舊陸軍刑法ノ刑ニ處セラレタル者ニ之ヲ準用ス
(註) 前條ハ刑ニヨリテ罪ヲ區別シタルモ現ニ科セラレタル刑ニヨリテ爲セルニアラス本條ハ現ニ科シタル刑ニヨリテ重罪輕罪ヲ區別シテ他ノ法律ノ適用ヲ明カナラシム

左ニ便宜上刑法施行法ヲ抄録ス

(第三十三條) 死刑、無期又ハ六年以上ノ懲役若クハ禁錮ニ處セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ舊刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレタルモノト看做ス

(第三十四條) 前條ニ記載シタル者及ヒ舊刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ公權ヲ剝奪セラレタルモノト看做ス
前項ノ規定ハ復權ヲ得タル者ニハ之ヲ適用セス

(第三十五條) 六年未滿ノ懲役若クハ禁錮又ハ罰金ニ處セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ舊刑法ノ輕罪ノ刑ニ處セラレタルモノト看做ス

六年未滿ノ懲役ニ處セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ舊刑法ノ重禁錮ニ處セラレタルモノト看做ス

六年未滿ノ禁錮ニ處セラレタル者ハ他ノ適用ニ付テハ舊刑法ノ輕禁錮ニ處セラレタルモノト看做ス

(第三十六條) 六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル者及ヒ舊刑法ノ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ刑ノ執行ヲ終リ又ハ其執行ヲ受クルコトナキニ至ルマテ公權ヲ停止セラレタルモノト看做ス

第二十一條 陸軍刑法ニ依リ六年未滿ノ懲役又ハ一年以上六年未滿ノ禁錮ニ處セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ舊陸軍刑法ノ剝官ヲ附加セラレ又ハ之ヲ附加スヘキ刑

ニ處セラレタル者ト看做ス舊陸軍刑法ノ剝官ヲ附加スヘキ刑ニ處セラレタル者ニ付亦同シ

(註) 剝官ニ關スル他ノ法律ノ適用ヲ定ム剝官ノ規定モ新法ニナキヲ以テナリ

第二十二條 他ノ法律中舊陸軍刑法第二十八條、第三十條及第三十一條ノ規定アル爲人ノ資格ニ關シ別段ノ規定ヲ設ケサリシ場合ニ付テハ舊陸軍刑法第二十八條、第三十條及第三十一條ノ規定ハ人ノ資格ニ關シ陸軍刑法施行前ト同一ノ效力ヲ有ス

(註) 本條ハ舊陸軍刑法第二十八條第三十條第三十一條ニ剝奪公權停止公權剝官ノ規定アルカ爲メニ他ノ法律ニ特ニ人ノ資格ニ關シ規定ナキモノニ付テハ右舊法ノ規定ノ效力ヲ存續セシムルナリ

終リニ注意スルハ本法第十七條第十八條及第二十條乃至第二十二條ノ規定アルハ新刑法カ公權ノ剝奪、停止及剝官ノ制ヲ認メサルハ之ヲ不良トシテ廢スルニアラス此等ニ關スル特別ノ法令ニ各別ニ規定スルヲ至當トシタル結果ナリ而モ今俄カニ一切ノ法令ニ之ヲ補フヘキ規定ヲナスハ困難ナルヲ以テ便宜是等ノ規定アル所以ナリ

第二十三條 舊陸軍刑法ト刑法又ハ刑法ノ刑名ニ依リ刑ヲ定メタル法令トノ關係ニ付テハ舊陸軍刑法ヲ舊刑法ト看做シ刑法施行法第二條、第三條、第五條、第六條及第八條乃至第十一條ノ規定ヲ適用ス但シ剝官ニ關シテハ本法第四條ノ例ニ依ル

(註) 本條ハ第十一條ト同趣旨ナリ

第二十四條

陸軍治罪法ニ於テ軍人ト稱スルハ陸軍刑法第八條第一號乃至第三號、第五號及第九條第一項第一號、第二號ニ記載シタル者ヲ謂ヒ海軍軍人ト稱スルハ海軍刑法

第八條第一號、第二號及第九條第一項第一號、第二號ニ記載シタル者ヲ謂フ

(註) 治罪法ニ於テ軍人及海軍々人ト云フモノ、範圍ヲ定ム

第二十五條

刑事訴訟法第八條ノ規定ハ軍法會議ニ於テ審判スヘキ事件ニ之ヲ準用ス

(註) 刑事訴訟法第八條ヲ左ニ掲ク

(第八條) 公訴ノ時效ハ左ノ期間ヲ經過スルニ因テ完成ス

一 死刑ニ該ル罪ニ付テハ十五年

二 無期又ハ長期十年以上ノ懲役若クハ禁錮ニ該ル罪ニ付テハ十年

三 長期十年未満ノ懲役又ハ禁錮ニ該ル罪ニ付テハ七年

四 長期五年未満ノ懲役若クハ禁錮又ハ罰金ニ該ル罪ニ付テハ三年

五 刑法第八十五條ノ罪ニ付テハ一年

六 拘留又ハ科料ニ該ル罪ニ付テハ六月

第二十六條

陸軍治罪法中復權及特赦ニ關スル規定ハ之ヲ廢止ス

第二十七條

復權及特赦ハ新法ニ規定ナキヲ以テナリ

附 錄

ノ犯罪事實ニ付最終ノ判決ヲ爲シタル軍法會議ニ於テ判決ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

ニ處セラレタル者ト看做ス舊陸軍刑法ノ劊官ヲ附加スヘキ刑ニ處セラレタル者ニ付亦同シ

第二十二條 他ノ法律中舊陸軍刑法第二十八條、第三十條及第三十一條ノ規定アル爲人ノ資格ニ關シ別段ノ規定ヲ設ケサリシ場合ニ付テハ舊陸軍刑法第二十八條、第三十條及第三十一條ノ規定ハ人ノ資格ニ關シ陸軍刑法施行前ト同一ノ效力ヲ有ス

(註) 本條ハ舊陸軍刑法第二十八條第三十條第三十一條ニ劊奪公權停止公權劊官ノ規定アルカ爲メニ他ノ法律ニ特ニ人ノ資格ニ關シ規定ナキモノニ付テハ右舊法ノ規定ノ效力ヲ存續セシムルナリ

終リニ注意スルハ本法第十七條第十八條及第二十條乃至第二十二條ノ規定アルハ新刑法カ公權ノ劊奪、停止及劊官ノ制ヲ認メサルハ之ヲ不良トシテ廢スルニアラス此等ニ關スル特別ノ法令ニ各別ニ規定スルヲ至當トシタル結果ナリ而モ今俄カニ一切ノ法令ニ之ヲ補フヘキ規定ヲナスハ困難ナルヲ以テ便宜是等ノ規定アル所以ナリ

第二十三條 舊陸軍刑法ト刑法又ハ刑法ノ刑名ニ依リ刑ヲ定メタル法令トノ關係ニ付テハ舊陸軍刑法ヲ舊刑法ト看做シ刑法施行法第二條、第三條、第五條、第六條及第八條乃至第十一條ノ規定ヲ適用ス但シ劊官ニ關シテハ本法第四條ノ例ニ依ル

(註) 本條ハ第十一條ト同趣旨ナリ

第二十四條 陸軍治罪法ニ於テ軍人ト稱スルハ陸軍刑法第八條第一號乃至第三號、第五號及第九條第一項第一號、第二號ニ記載シタル者ヲ謂ヒ海軍軍人ト稱スルハ海軍刑法第八條第一號、第二號及第九條第一項第一號、第二號ニ記載シタル者ヲ謂フ

(註) 治罪法ニ於テ軍人及海軍々人ト云フモノ、範圍ヲ定ム

第二十五條 刑事訴訟法第八條ノ規定ハ軍法會議ニ於テ審判スヘキ事件ニ之ヲ準用ス

- (第八條) 公訴ノ時効ハ左ノ期間ヲ經過スルニ因テ完成ス
- 一 死刑ニ該ル罪ニ付テハ十五年
 - 二 無期又ハ長期十年以上ノ懲役若クハ禁錮ニ該ル罪ニ付テハ十年
 - 三 長期十年未満ノ懲役又ハ禁錮ニ該ル罪ニ付テハ七年
 - 四 長期五年未満ノ懲役若クハ禁錮又ハ罰金ニ該ル罪ニ付テハ三年
 - 五 刑法第八十五條ノ罪ニ付テハ一年
 - 六 拘留又ハ科料ニ該ル罪ニ付テハ六月

第二十六條 陸軍治罪法中復權及特赦ニ關スル規定ハ之ヲ廢止ス

(註) 復權及特赦ハ新法ニ規定ナキヲ以テナリ

第二十七條 刑法第五十二條又ハ第五十八條ノ規定ニ依リ刑ヲ定ムヘキ場合ニ於テハ其ノ犯罪事實ニ付最終ノ判決ヲ爲シタル軍法會議ニ於テ判決ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

(註) 本條ハ一度判決シタル後ニ變化アル場合ナリ

刑法第五十二條ハ併合罪中ノ或罪カ大赦ヲ受ケタルトキニシテ第五十六條ハ裁判後ニ再犯者タルコトノ知レタルトキノ規定ナリ

第二十八條 軍法會議ニ於テハ刑ノ執行猶豫ハ判決ヲ以テ之ヲ爲シ刑ノ言渡ト同時ニ之ヲ言渡スヘシ

(註) 本條ハ讀ムテ字ノ如シ

第二十九條 刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ取消スヘキ場合ニ於テハ刑ノ言渡ヲ爲シタル軍法會議、刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ所在地ヲ管轄スル軍法會議又ハ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ所屬部隊ノ軍法會議ニ於テ判決ヲ以テ之ヲ取消シ其ノ言渡ヲ爲スヘシ

(註) 本條ハ刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ取消スヘキ場合ニ何レノ軍法會議之ヲ爲スヤ又其手續如何ヲ定ム

第三十條 前三條ノ判決及其言渡ニ付テ陸軍治罪法中判決ニ關スル規定ヲ準用ス

(註) 前三條ノ判決及言渡ハ全ク新刑法ノ產物ナルヲ以テ此規定アリ

第三十一條 軍法會議ニ於テハ證人、鑑定人及通事ノ日當、旅費其ノ他ノ給與ニ關シ刑法施行法第六十三條第六十六條ノ規定ヲ準用ス但シ豫審判事、受託判事又ハ裁判所ノ行フヘキ職務ハ理事之ヲ行フ

附 則

本法ハ陸軍刑法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(註) 左ニ刑法施行法ヲ舉ケン凡テ説明ヲ要セス

(第六十三條) 證人、鑑定人及ヒ通事ノ日當ハ左ノ範圍内ニ於テ豫審判事、受託判事又ハ裁判所之ヲ定ム

- 一 證人ノ日當ハ出頭一度ニ付金二十錢乃至金五十錢但止宿料ヲ給與スル場合ニ於テハ日當ヲ給與セス
- 二 鑑定人及ヒ通事ノ日當ハ出頭一度ニ付キ金三十錢乃至金五圓

(第六十四條) 證人、鑑定人及ヒ通事ノ旅費ハ海陸路一里ニ付キ金五錢乃至金二十錢ノ範圍内ニ於テ豫審判事、受託判事又ハ裁判所之ヲ定ム但通路兩線以上アルトキハ最近ノ通路ヲ以テ旅費ヲ算定ス

前項ニ掲ケタル者ノ止宿料ハ一日ニ付キ金二十錢乃至金一圓ノ範圍内ニ於テ豫審判事、受託判事又ハ裁判所之ヲ定ム但八里以上ノ地ヨリ來リ滞在スルトキニ非サレハ之ヲ給與セス

(第六十五條) 證人、鑑定人及ヒ通事ノ日當、旅費及ヒ止宿料ハ豫審ニ於テハ其終結前公判ニ於テハ其判決前ニ本人ヨリ請求スルニ非サレハ之ヲ給與セス

第六十六條 鑑定、通譯ニ付キ數多ノ時間又ハ特別ノ技能若クハ費用ヲ要スルトキハ日當ノ外別ニ相當ノ金額ヲ給與スルコトヲ得

右刑法施行法各條ニ豫審判事受託判事又ハ裁判所ノ行フヘキ職務ハ凡テ理事之ヲ行フ
ノ外異ナルナシ

附錄
陸軍刑法施行法註釋終

明治四十一年五月十三日印刷
明治四十一年五月十七日發行

刑法義解與附
定價金三拾錢

著者 窓月居士

東京市麹町區華町三十四番地

印刷人 佐藤鐵郎

東京市神田區美土代町二丁目一番地

印刷所 三光堂

東京市麹町區華町三十四番地

發行所 陸參堂



發賣所

東京市日本橋區
通三丁目七番地

武揚堂 小島棟吉

(振替貯金口座四六四二番)

陸參堂新刊謹告

陸軍砲兵大尉長澤直三郎殿著

一砲兵輓馬ノ調教ト兵卒ノ馭法教育

定價金貳拾錢 郵税金貳錢

茲に「砲兵隊馬ノ調教ト兵卒ノ乘馬教育」を公にして大に讀者の高評を博したる著者は、茲に該問題よりより一層至難の問題として從來各官の盛に研究せられつゝある

完全なる砲兵輓馬を得るには如何に調教すべきか

兵卒の馭法教育は如何にして完成し得らるべきか

の二問題に對し最も適確なる明答を與へらる蓋し本書は前書と相俟つて砲兵科人馬の教育上將校、下士、兵卒の區別なく必ず愛讀を要すべき空前の好著述なり

陸軍砲兵大佐成 田正峰殿序
陸軍砲兵大尉長澤直三郎殿著

一砲兵隊馬ノ調教ト兵卒ノ乘馬教育

定價金參拾錢 郵税金四錢

高評噴々たる本書は何故に而かく愛讀せらるるか又何故に愛讀せざる可らざるか曰く

砲兵隊馬の調教法を最適切に論説しあるを以て也

兵卒の乘馬教育法を最適切に指導しあるを以て也

故に若し本書を讀まざるの諸賢あらば速に御購讀の上十分の御批評を冀ふ

一新舊海軍刑法義解

附 同 施行 法 註 釋

正價金參拾錢
郵税金四錢

本書は今回公布せられたる改正海軍刑法の研究に資すべく某専門大家の執筆せられしものにして其内容を三段に區劃し上段には改正新刑法、中段には舊刑法を掲載し下段には其改正の理由及新刑法に對する最も簡明適確なる義解を附しあるを以て單り専門家の研究に好伴偕たるのみならず苟も軍紀の下に生活する我帝國陸海軍人は必ず一讀再讀を要すべき緊要無二の好著述なり

一 新手旗信號圖解

定價金 六錢
郵税金 貳錢

本書は在來世間發行のものに著しき誤謬あるを遺憾とし茲に最も完全にして而かも説明諸注意等懇切且つ平易なる良書を提供し以て習技者諸君座右の師傅たらしめんとす

一 下士上等兵必携 内務要領

定價金 拾錢
郵税金 貳錢

本書は兵卒の直接教官にして亦完美の模範者たる下士上等兵諸君の爲に衛兵、週番及検査の心得より班附上等兵、給養班長、各分課下士の職務を細大洩さず一々懇切に説述したるものにして世間にありふれたる内務書の披翠的刊行物にあらず故に下士上等兵及候補者諸君には必ず座右の寶典として缺くべからざる良書なり

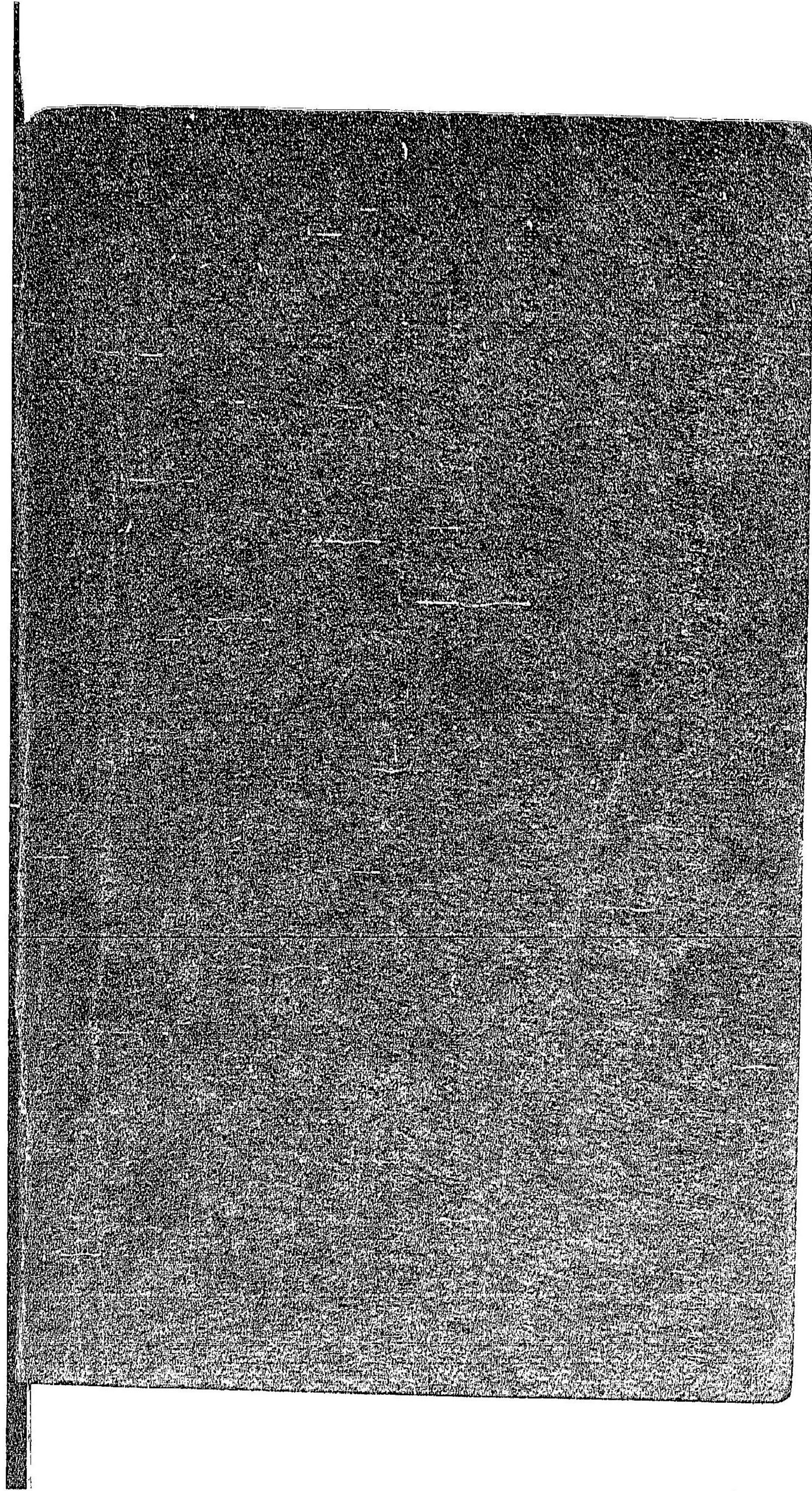
一 下士上等兵必携 體操及劍術の要領

定價金 拾錢
郵税金 貳錢

本書も又在來に類なき快著にして即ち巻中皆諸君が教官としての動作、要領或は注意等を最平易に而かも適實に懇説しあれば諸君は勿論候補者係教官、各修業兵諸君は是非共一本を備へて天晴れ教官たるの技能を發揮せられんことを祈る

378

211



318

211

036331-000-4

318-211

陸軍刑法義解

窓月 居士 / 著

M4 1

BBQ-0032

